

令和7年

大蔵村議会議録

第3回定例会 9月2日開会
9月5日閉会

大蔵村議会

令和 7 年 9 月 2 日 (火曜日)

第 3 回大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和7年9月2日（火曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	海藤邦夫君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	佐藤勝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	岡部雅人君
健康福祉課長 診療所事務長	中島輝美君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
総務課課長補佐	門脇毅君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

地域整備課課長補佐

三 原 伸 也 君

教育課課長補佐

八 鍬 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐藤信一君

議事日程 第1号

令和7年9月2日（火曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

報告1 健全化判断比率の報告について

報告2 資金不足比率の報告について

報告3 肘折温泉郷振興株式会社の決算の報告について

第 4 一般質問

第 5 議第51号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

第 6 議第52号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

第 7 議第53号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第 8 議第54号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

第 9 議第55号 令和6年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

第10 議第56号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第11 議第57号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議第58号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議第59号 令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議第60号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計決算認定について

第15 議第61号 令和6年度大蔵村下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第3回大蔵村議会9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、執行部並びに議員の皆様には公私とも何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

定員数に達しておりますので、これより令和7年第3回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番海藤邦夫議員、5番八鍬信一議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 勝君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案などを検討した結果、本定例会の会期は、本日9月2日から9月5日までの4日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日9月2日から9月5日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（佐藤 勝君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より挨拶と併せて報告をしていた

だきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めましておはようございます。

令和7年村議会第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

9月に入り、ようやく暑さが和らいできたように感じます。新庄まつりが過ぎれば朝夕はめつきり涼しくなるところですが、まだまだ残暑は厳しいようでございます。

御出席をいただきました議員の皆様方、土屋代表監査委員様、斎藤農業委員会会长様、そして実りの秋を控え御出席をいただいております議員の皆様方、大変御苦労さまでございます。残念ながらまだ今日は傍聴の方が見えていないようでございます。おいおいお見えになるのではないかなどというふうに思っています。ぜひ活発な議論を重ねてまいりたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

さて、去る7月30日には議員皆様方の御出席をいただき、役場新庁舎の安全祈願祭を実施し、新庁舎建設が本格的にスタートをいたしました。工事期間中は安全には最大限配慮し、1日も早い完成を目指していただきますよう御理解と御協力を願いしたところでございます。

さて、この夏も昨年に引き続き記録的な猛暑となりました。気象庁肘折観測地点における6月の日最高気温が30.6度、平均気温が19.3度、いずれも観測史上最高を記録し、さらに7月には日最高気温が33.8度、平均気温24.1度と、記録を更新しております。加えて、7月の月降水量の36.5ミリは、観測史上最も少ない雨量となりました。

こうした状況により、一部の水田では出穂期における水不足が深刻でしたが、8月5日以降の降雨で何とか持ちこたえられたのではないかと安堵をしているところでございます。村といたしましては、農業関係高温少雨緊急対策として、県と連携し補助金を交付する予算を専決させていただきました。

これから秋の台風シーズンを迎えます。これまでに多くの災害に見舞われ、自然災害への脆弱さは否定できません。私は、有事に当たって村民の方々の命を守ることを第一に考え、ちゅうちょなく迅速な指示を発し、災害対策に關しましてはなお一層努力してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力を願い申し上げ、9月定例会開会に当たっての挨拶といたします。

なお、壇上のリンドウは、JAおいしいもがみの大蔵村リンドウ部会の生産者の皆様方から提供していただいたものであります。毎年の御配慮に感謝を申し上げますとともに、村の花であるリンドウが飾られている中で議論を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

報告 1 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和 6 年度の決算について健全化判断比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。

続いて、私の報告のほうだけ先にさせていただきます。

報告 2 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和 6 年度の決算について資金不足比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、報告 3 肘折温泉郷振興株式会社の決算の報告について。

令和 7 年度における肘折温泉郷振興株式会社が、令和 7 年 3 月 31 日をもって解散したことについての清算業務が終了したので、最終的な決算について別紙のとおり報告をいたします。

詳細につきましては、過日開催の全員協議会で御説明しておりますので、省略をさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、私のほうから、報告 1 と報告 2 について御説明をいたします。

まず、最初に報告 1 の概要を御説明いたします。

健全化判断比率の報告について。

令和 6 年度決算における健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政状況を客観的に判断するための 4 項目の財政指標でございます。

表のほうを御覧ください。

最初に、実質赤字比率と連結実質赤字比率についてはございません。

また、実質公債費比率につきましては 10.5% となっております。

将来負担比率についてはございません。

右の欄になりますけれども、早期健全化基準と財政再生基準につきましては、いずれも令和6年度の数値、大幅に下回っている状況でございますので、適正な財政運営ができているものと考えております。

令和7年9月2日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御報告いたします。

続いて、報告2に移らせていただきたいと思います。

資金不足比率の報告について。

令和6年度決算に係る資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

資金不足比率は、法律に基づいて地方公共団体の公営企業会計の経営状態、資金不足の度合いを示す指標でございます。

表のほうを御覧ください。

2つの会計の令和6年度の資金不足比率でございます。

簡易水道事業と下水道事業、2つの会計において資金不足比率はございません。

右の欄は、経営健全化基準の数値を示しております。各公営企業会計においても、適正な財政運営ができているものと考えております。

令和7年9月2日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御報告いたします。

○議長（佐藤 勝君） 続いて、各常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会より所管事務調査について報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 総務文教常任委員会所管事務調査報告。

令和7年9月2日 総務文教常任委員会委員長 須藤敏彦

当常任委員会は、令和7年8月19日、本村における地域おこし協力隊の取組について、現状、課題、今後の方針などについて、田部井総務課長から聴取した。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R、農林水産業への従事、住民支援の「地域協力活動」を行なながら、地域への定住・定着を図る制度である。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおお

むね1年から3年とされている。

本村では、現在さらに1名の募集を行っている。新たな視点や発想によって地域力を高め、大きな課題となっている地域コミュニティーの維持・活性化に寄与することを期待する。

また、本年4月に大蔵村地域おこし協力隊として着任した佐竹未知隊員の活動について、若槻産業振興課長及び佐竹隊員から聴取した。佐竹隊員はこれまで肘折温泉に幾度も訪れており、大好きな肘折のために役立ちたいと思いながら応募したという。今後は、温泉街の活気創出やSNSを活用した新たな誘客活動など、観光分野を中心に取り組む予定である。

まず、1年目は肘折温泉を中心に村全体を理解するため、商工観光係と共に観光行政全般の業務に従事し、2年目は観光振興に関する仕事に携わりつつ将来の目標を模索し、3年目にはその目標に向けて活動を展開できるよう、産業振興課が支援する方針であるとの説明を受けた。

佐竹隊員には、肘折温泉はもとより大蔵村全体の活性化に大いに貢献することを期待し、当委員会としても隊員の活動を注視し、応援していきたいと思う。

以上、報告する。

○議長（佐藤 勝君） 次に、産業建設常任委員会より所管事務調査について報告をお願いいたします。産業建設常任委員長、佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和7年9月2日 産業建設常任委員会委員長 佐藤雅之

当常任委員会は、去る7月17日、令和6年7月末に大蔵村をはじめ最上地域、庄内地域で発生した豪雨災害により甚大な被害を出した、村内の農地、農業施設等の復旧状況の確認を行った。

初めに、産業振興課から、「小災害復旧補助金」ほか、農地等の復旧に係る「農業関係災害緊急復旧事業費補助金」の令和6年度、令和7年度、令和7年度は視察時現在ですが、の執行状況を聞き取りました。

農地関連の事業費補助では、県費と村費による補助が行われ、畦畔や田面などの農地の復旧ほか、農業用水路、農道、仮設ポンプ、パイプハウス、農業用機械の復旧等に使われてきました。令和6年度は合計121件で、総事業費は7億449万728円、令和7年度は調査時時点で同40件、同3,292万1,708円となっておりました。

次に、地権者や耕作者が、大蔵村民も含まれている、新庄市新田川流域の復旧状況の現場視察を行いました。この一帯は、国の災害復旧補助を新庄市が受けて、復旧を目指す方針であり

ますが、入札も不調となるなど、実施設計にも困難を抱えているとのことでありました。土木事業者の奪い合いも深刻となっていることもあらわとなりました。

また、上竹野地区水路災害復旧事業の現場も確認しました。水路周辺にはいまだ山肌にブルーシートがかけられ、土のうが積まれているなど、山肌をえぐった洪水の爪痕が生々しく残っていました。

午後は、村道蕨野柳渕線、村道赤松滝ノ沢線の災害道路など、災害で崩落した道路などの工事現場を視察しました。

どの災害現場も、洪水等の自然の猛威による損傷が激しく、規模や災害の頻度も急増していると言えます。あわせて、少子高齢化の中で、復旧に当たる作業員をはじめ、工事関係者が不足していること、働き方の見直し等から早期の復旧が困難になっている部分もうかがえました。

労働力不足や災害の激甚化は今後も予想されることから、県や国からの迅速な支援、インフラ等の強化、地元建設業界の維持等、村議会としても一層力を尽くしていく必要があると感じました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勝君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますので御了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（佐藤 勝君） 日程第4、一般質問に入ります。

会議規則第61条の規定により、指定期日まで6名の方の通告がございます。

本日は4名の方の一般質問を行います。通告順に発言を許します。

2番伊藤貴之君。

〔2番 伊藤貴之君 登壇〕

○2番（伊藤貴之君） おはようございます。

それでは、一般質問、移りたいと思います。

題名は「持続可能な農業を」ということで、村長に質問いたします。

昨年より発生いたしました「令和の米騒動」。原因や実態を正確に把握している人はほとんどいないと思われますが、米価の上昇は農家としては喜ばしい状況であります。米価は、平成初期の米騒動、平成5年の冷害による米不足ですけれども、その後、長期的に下落傾向が続き、

近年では60キロ1万円を切りそうになった年もありました。

今年は政府主導で備蓄米を放出いたしましたが、本来これは米価の安定が目的ではなく、その手法が適切だったかについては疑問が残るところあります。また、米価の高騰を農家の立場から見れば、再生産可能な価格で米が取引されるのは大変望ましいことであると私は思います。自由競争の枠組みに、人間の生命の根源である食料を当てはめてきた結果、その振り戻しとして今回の高米価が起きているのではないでしょうか。

また、価格上昇は需要に対して供給が追いついていないということを意味します。つまり、日本では米の生産量が低下しており、このままでは国民の食料を安定的に確保できないおそれがあります。何年も、ほとんど話題にならなかつた米や農家が、これほどニュースで取り上げられたのは、「将来、米が食べられなくなるかもしれない」という、人々にとって最も恐ろしい事態が想像されたからだと思います。

政府も、減反政策から増産へ大転換方針を打ち出しました。米農家の中にも、増産に取り組みたいと考える人は増えていくでしょう。国の制度上、減反は既に廃止されたことにはなっておりますが、実際には県や市町村単位で生産調整が行われております。これを一気に廃止すればよいというものではないと思いますけれども、段階的に生産調整を緩和して、増産へと移行していくべきではないでしょうか。村としての見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「持続可能な農業を」という伊藤議員の質問にお答えいたします。

先日、JAおいしいものがみが今年産米の概算金を発表しました。このことは伊藤議員も御存じのとおりだと思います。この米価格の目的でありますけれども、全農山形が提示をする、その後に、各単位、地区農協というのでしょうか、そういった農協さんがそれぞれの米の集荷に向けて自前の概算金を発表する。まさに、今回はそういうふうに二重構造になったというふうなことがあります。

はえぬきで2万9,000円となり、昨年度よりも1万2,000円増の過去最高の金額を提示しております。たしか全農山形がはえぬきの場合は2万8,000円だったかな、というふうに思っております。議員おっしゃるとおり、農業者にとっては喜ばしいことではありますが、集荷競争の激化が招いた結果であるというふうに受け止めており、消費者の米離れや今後の反動が懸念され、農家にとって本当によい結果なのかと疑問に思う部分もございます。

伊藤議員からは、政府が打ち出している米増産という方針を受けての村としての見解につい

て御質問をいただきました。

現行の米の生産数量の配分に関する取扱いですが、農林水産省が掲げる「需要に応じた米の生産・販売の促進に関する要領」に基づいて実施されております。「国が策定する主食用米の全国の需給見通しを踏まえ、需要に応じた生産・販売に取り組む」という基本的な考え方の下、各道府県及び地域農業再生協議会が連携して主食用米の生産の目安等の作付方針を検討し、農業者や集荷業者、そして団体等への周知を図ることとしております。

生産の目安の作成に関しては、各都道府県の農業再生協議会が作成することになりますが、具体的に山形県農業再生協議会が決定した令和7年産米の生産の目安については、政府が示す7年産主食用米生産見通しに全国の需要実績に占める県産米のシェアを乗じた数量をベースとして算出し、32万6,300トンとしております。それを各市町村の前年度の水田台帳面積を基本に配分し、大蔵村には2,597トン、面積にして445ヘクタールが配分されているところです。

議員御指摘のとおり、様々なメディアを通じて、今後、主食用米を増産するという報道がなされておりますが、今のところ国や県から令和8年以降の主食用米の作付に関する情報は入っておりません。今後の国の動向を注視していかなければなりませんが、大幅な制度改正がない限り、今後の米の生産についても「需要に応じた生産・販売に取り組む」という基本的な考え方方は大きく変わらないものと考えております。しかしながら、農林水産省では新たな主食用米の需給見通しについては、一定程度供給が上回った状態に設定するという方針であると報道されております。したがいまして、現行制度上でも、令和8年産米として大蔵村農業再生協議会に配分される生産の目安に関しては増加することが予想されます。

制度上、山形県農業再生協議会から配分された数量を大蔵村農業再生協議会が各農業者に再配分することになりますので、その方針を尊重していくというのが今のところの村の見解、そして私の考えになるというふうに思っていた大蔵村農業再生協議会の見解です。

米の増産に関しては、担い手不足や農地の問題、また供給過多による米価の下落等、様々な課題があると思いますが、農業再生協議会の方針を尊重しつつ、令和9年に実施されると言われている水田活用直接支払交付金制度の改正等、これは水張り問題であります。制度の変更に柔軟に対応した農業支援を行ってまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願いをし、答弁といたします。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） ありがとうございました。このたびの質問は8月の頭に考えたものでありますので、ちょっと古くなってしまいました。それで、今の9月まで、一月ぐらいでやはり

またいろいろな報道がありまして、内容もいろいろ変わってきたところでございます。

この間、先ほども概算金の話が出てきましたけれども、一覧表では、つや姫の一番等級が高いので3万2,000円で、はえぬきは2万9,000円、ひめのもちに関しては3万4,000円という、かつてないような高水準になりました。

新聞報道では、ここ3年ほど米は毎年、本当は30万トン足りなかつたらしいんです。これはやはりその米の収量というのは、業者がいろいろありますので、その実態というのがやはり分からなかつたのかなとも思うのですけれども、足りない状況にありましたら、国のほうでもう少し早めに手を打つべきだったと私は思っておるところです。

今年、備蓄米を放出したってありましたけれども、60万トン以上放出したようで、これからももっと放出、稲刈り、始まりましたので、早場米も出てきてもう放出することはないのかなとも思われるのですけれども、まず備蓄米100万トン必要だと言われているところで、それが半分以下になったということはもう、大規模災害がもし、来年大凶作になったとなれば、もう輸入に頼るしかないのかなと。

今では、その平成5年のときのような外米の輸入をもうシナリオを描いている政府関係者もいるかもしれないということで、そういう脆弱な生産体制を何とか改善したいなという思いで今回質問したところであります。

自国の食料というのは自国で供給するということが本当に真の安全保障と私は考えております。それで、いろいろな話をいろんな人としますと、いきなり増産というのはやはり政府の方針を、方針は簡単に口では変えられるでしょうけれども、実際作るのは現場であります。そうすると、いきなり言つていきなり作れれば誰も苦労しないわけでありまして、そうするとすぐに転換ができないとなれば、米価の高水準というのはもう何年か私は続くのではないかと思われます。やはり今回の米騒動というのは、今までの減反政策というもの、そのツケが回ってきたということであります。政府の後手後手の対応も米不足につながったと思います。

それで、私は今こそ大蔵村、農村のこの大蔵村において、少しでも生産量を伸ばして、少しでも村の米農家が売るように、潤うようにと願っているわけであります。それで、1軒の農家が、その配分をまた再生協のほうで増えるってなる見通しでありますので、できる範囲で増産をぜひして潤ってほしいなと願っております。今まで30年近く日の目を見なかつたような米作で、ここで本当にしっかり稼いでもらいたいなと思います。そして、その先には税収という形で村に恩恵があると思います。それについてこの認識は、村としても私と一致しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ただいま伊藤議員の現在自分が頑張って稻作に対しての熱い思いが入っているというようなことで、それと同じく思いをする若者が大蔵村にはたくさんいらっしゃるんだというふうなことを受けて、今質問をされているというふうに考えているところであります。私もかつては稻作農家というようなことで、その思いは全く同じでございます。

そういうことで、私個人としても村長としても、もし増産というふうなことが望めるのであれば、私は大蔵村の若者に、稻作農家をやっている若者にぜひお米をたくさん作ってほしいというふうに思ってございます。

今大蔵村は、空前といいましょうか、基盤整備事業、4か所入ってございます。このことは伊藤議員も御存じのとおり、あの低米価時代にこの事業に入ったわけでありますけれども、それを補うために、農家負担を求めるないというふうな基盤整備事業に着手いたしました。これに關しては、全ての議員の皆様方が農家というふうなことでもなかつたわけですけれども、大蔵村の基幹産業は農業であるというふうな思いから、ぜひそういうふうな方向でやってほしいというふうな熱い思いを受けまして、私も非常にありがたく思つたところがありました。

そういうことを経て今に至つてはいるわけでありますけれども、議員御存じのとおり、この大型圃場にした基盤整備を完成した後にも4割近く転作をしなくてはいけないというのが、今までの制度であります。ぜひそういうふうに基盤整備をしたその真新しい田んぼの中で、余すことなく、あるいは転作をすることなく、稻作というふうなことの栽培ができれば、私は本望だというふうに考えてございます。

ただ、懸念されるのは畑作との関連であります。いわゆる今の日本の農業の中で、畑作が田んぼのいわゆる減反で補つてきた部分がかなりあろうかと思います。この辺の協調性あるいはいろんな関連性あるいは及ぼす影響、そういうものをしっかりと考えてやっていかないと、日本の中でも農業の品目のバランスが崩れてしまうのかというふうに考えております。その辺を考えたときに、まずはそれでも基盤整備をしたところを中心に稻作が再開できるというふうなことであれば、私は大蔵村にとって大きなプラス、収益になるかというふうに考えてございます。

そういうことから、このたびも9月10日以降に議員の皆様方と上京し、国会議員の先生方とのいろんな話合いの中でそういうふうな要望を伝えながら、しっかりと、農業というのは、日本が縦長で大変長い国でありますので、環境が違う、いわゆる環境が違うと大きく言いますと、雪が降るところと降らないところ、これが大きな環境の違いだというふうに考えてござい

ます。そういったことから、農業の果たす役割とかいろんな多面的機能を考慮しながら、ぜひ稻作農家が持続可能な経営ができるような、そういったものを強く訴えていきたいというふうに思っているところであります。全く私は伊藤議員とそのことに関しての思いは同じだというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 同じ思いということで分かりました。

あとは、基盤整備事業を進めていただいたというのは、本当に今の時代のために進めてもらったのかという、本当にタイムリーだなと私は思うところであります。まだできていない場所もありますけれども、早急に終わらせてもらって、本当に稻作で生産量を増やしていきたいなと私は思っております。

農地の面積というのは基本的には決まっておりまして、改田しない限りその面積を増やすというのには本当に難しいことであります。現在、大蔵村の再生協議会ですけれども、基本的にその立ち位置というのは、今は米作から畑作へ転換する、減反をつかさどっているということに関して、そういうのを主眼としていると思います。米価が高いときに、今、生産量の確保には農地の確保が必要だと思います。今は、活用できる遊休農地をまた田んぼに復活できるような取組というのは、していったらいいのではないかと私は思うところです。

そして、再生協の補助金のメニューでは、畑地に転換の補助というのもありますけれども、逆に荒れた地を田んぼに戻すということに関してもできるように、そういう柔軟なメニューというのをだんだん考えていかなければならないのかなと思うのでありますけれども、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 伊藤議員のおっしゃりたいことは、遊休農地というのでしょうか、特に田んぼの場合、荒れている、あるいは作付をされていない田んぼについて、それを復旧するようなというふうなことでございますけれども、私はそれに臨む前に、今の田んぼの状態ですぐ稻が作れる、そのところにやはり稻を作っていく。もし増産が可能であればですよ。そのことを第一に進めていかなければならないというふうに思っています。

それでなおかつ足りないとすれば、二の手、三の手として、そういうふうなことは考えていかなければならないと思いますけれども、今基盤整備して、10アール当たり三百二、三十万円の基盤整備の工賃がかかります。基盤整備費用。それをかけた中で稻を作ることができないと

いうふうな状況にある。そのところにまずは稻を作る、そのことが先決ではないでしょうか。

今伊藤議員の言われたことは、2番、3番の考え方として、私は遅くないというふうに考えてございます。あまり勇み足をしてしまいますと、国の制度ですのでどんなふうに変わっていくのかということ、これは余談でございますけれども、今でも減反は廃止されていると言いながら、自主減反に対して協力をしていない自治体が、自治体といいましょうか、農家に対して、国の補助金、それから市町村の補助金、そういったものを認めない地方団体、いわゆる市町村がございます。大蔵村はそういうことをやってございませんけれども、同じ農業を営む、あるいは稻作をするものとして、そういうふうな処罰でもって対応するようなことはできるだけしたくもありませんし、また自治体としてもそういうことは私はやるべきではないと思います。

だからこそ思いは同じ、米価の安定のためにいろんな施策を今まで頑張っている農家、連携してやってきたわけであります。それを守ってこそ今までの米価が守れた。例えば今までの米価の歴史を見ますと、1万円にならなかつた時期というのは、御指摘していますけれども、令和2年なんです。まだほんの6年前なのです。7年の米価と比べますと、実に9,300円でした、60キロ。このとき、稻作農家が次々辞めていかれたというふうに私は認識をしております。これこそ私は農政の貧困だというふうに思ってございます。

私の持論は、米価に関しては、やはり国の主食でありますので、上限と下限を決めて、その中でやはり上下するのであれば仕方ありませんけれども、全てが需要と供給のバランスで決まる、そういう価格については、いわゆる米価に関しては私は反対でございます。これは自然の理屈ではなくて、やはり主食としての、政府が、国が担っていかなければならない責任だというふうに私は考えているところであります。その思いでこの首長の職、そして議員の皆様方と考えを一にして、同じにして、中央あるいはいろんな関係機関に要望を今後も継続をしてまいりたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） その減反の枠を超えてという意味で言ったのではありませんので、できるところはやっていただきたいなという意味で質問したわけです。

もう一つですけれども、やはり問題、今その米、米作に関しての問題ですけれども、これは一つ、水利があります。水がなければ田んぼというのは維持できないわけですけれども、今年の夏は猛暑で日照りでしたが、これからもそのような天気が必ず続くのではないかと思われます。

そこで、水利の確保に向けて、今年も県から少雨対策で来ましたけれども、恒久的なこととまでは言わないですけれども、そういう支援があればよいのではないかと。例えば老朽化したポンプの修繕・修理や、あとは水路ですね。大分老朽化している場所もありますし、そういうところの整備・修繕にも支援をしていけば、これから未来にも稻作が続けていける状態というのをつくっていくという支援が必要だと思うのですけれども、その辺に関してはいかがお考えですか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私は、今の時代の中で、農業ぐらいいろんな補助金に恵まれている職種はないというふうに考えてございます。そういったことで、今伊藤議員が言われたこと、それぞれ全て補助体制があるというふうに思っています。例えば水路なんかについても、多面を使ってもよろしいですし、いろんなことをできるじゃないですか。全てをお願いするという形でなくて、やはり地元でできることは地元でというふうな思い、それから単に農業だけでないということ、いわゆる集落の中の排水とかそういうようなことを考えた場合、地域住民がみんなでいろんなことをするというふうなことも、農業を維持管理していくため、守っていくため、必要な活動ではないかなというふうに思ってございます。

そのための多面活動があり、そういった、私はいかに地域の中に求めていくというふうなことが非常に大事なことになってくると、それがひいては地域づくりにつながっていくというふうに考えています。ぜひ伊藤議員さんはその若さで議員さんをされているわけですから、そういったことのリーダーとして、いろんなことで地域住民にお話ををしていただき、率先してそういった活動、それから補助金のいわゆる充当にしましても、ぜひ役場のほうといろんな折衝をしながらやっていただければいいというふうに思います。

もし詳細なことがお聞きになりたければ、この場で課長もいますので、課長から聞いても結構だというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） それでは、少し若槻課長からお話を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今村長の話にもあったとおり、小規模なものについては多面のほうで対応が可能かなというふうに思います。あと、大規模な施設等に関しては、今平場のほ

うはほとんど基盤整備事業の中で水利等の整備を担っているということなので、そういった事業については、基本的には中山間地域の部分になると思われますけれども、なかなか国の補助事業を活用する際に、農地の集積、集約というものが関わってきます。なので、そういった部分も、中山間地域でもそういったところを取り組みながら、国の採択要件に合った形の農業を目指していって、そういう補助金を確保しながら整備していくということはあると思います。

ただ、中山間直接支払交付金についても、今ネットワーク化ということで、一般の住民も、農家以外の住民も交えた形での取組というようなこともされており、先ほど村長もお話ししたとおり、地域住民を交えた形の取組によって、いろいろなものを解決していくという方法はあるかと思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 農民が存在、存在するというのはおかしいのですけれども、ここにいる、いて、そして地域がつくられるという形が、私は本当に今の形がベストだと思いますので、米が高ければ、このまちに住むということですね。そうして地域づくりというのをやっていくというのは、本当に私も思うところであります。

また、次の質問でありますけれども、農家は高齢化していると言われて久しいですけれども、大蔵村にも高齢農家が頑張って稲作をしている場合も大変多いです。この方々が村の稲作を今まで紡いできてくれたと思います。私は非常に頭が下がる思いであります。体を大事に未永く農業をしてもらいたいなと思っております。

さて、それが何度も聞いた話になると思いますけれども、農業機械が壊れたときにもう農業を引退するというお話は方々で聞きます。その打開策として、大蔵村では中山間地に限って、山間地域等農業機械導入支援事業費補助金がありまして、昨年度も3件の申込みがあったように思います。この補助金は大蔵村独自で非常に有効だと私は思います。ましてや今この高米価の時期に費用対効果が見込める事業というのは、大変私は魅力的なのではないかと思っておるところです。

平場のほうは基盤整備事業ということで進めて、山間地にはそのように機械の補助で農業を維持するという当初のお話だったのでけれども、確かに耕作条件は山間地と平場では違いますけれども、高齢化しているというのは変わりないわけであります。そうすると、平場の農機具の購入に対しても、農家戸数の確保という面から支援してもよいと私は思っています。

でも、基盤整備事業をしているのに、その農業機械の補助ということになると、山間地のほ

うで不満というのも出てくるのかなと思いますと、補助率を変えたりして、うまいようにその支援に進めていけないものであろうかなと思うのですけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私もその件に関しては、今まで何人かの議員の皆様方からもお話をいたしました。その際には、平たん部については確かに審査あるいは規定があって厳しいかもしませんけれども、いろんな手立てがあるはずだというようなことで、平たん部については、その事業については補助金を設定してきました。山間部についてはその特例といいましょうかね、そういうようなことを村独自でやっています。

私は、これをこの村の中だけではなくて、山形県あるいは国の懇談会の席には必ず出しております。1つは、この中山間について大蔵村がやってる事例というのは特筆すべきものだというふうに私は認識しております。そして、やはり皆さんから頑張っていますねというふうなお言葉をいただきしております。

なぜそういうふうなことをしたのかというと、これは私があきさかからやっている集落座談会の中で、中山間地にお邪魔したときに、村長、今年でもう農家を辞めますと、こういうふうな方が何人かいらしたんですね。農家をどうして辞めるのですかと聞いたら、ちょうど機械が壊れてしまったと。私も70をもう半ばぐらいになってしまったというふうなことで、これから機械を買って農業をやるまでもないというふうなお話でした。

まとめます。機械がじゃああったら、もう少しでも農業を続けていただけるのですかと聞いたら、それだったらもう少し頑張ってみたいなというふうなお話でした。そのことに対して、村として何とか支援ができないのかなということで、その話を持ち帰っていろんな中で協議したところ、やはり中山間地については、国・県の支援というのはなかなか使いやすいものは見当たらないということでした。そういうことで、村独自というふうな話で、今の補助金体制があるわけです。

国に対して県に対して私は何を言っているのかと、村独自でこういうふうな事業をして大変好評である。それによって辞める農家が少しでも辞めないで、農地を守っていただいている。これはもちろん個人の財産ではあるのですけれども、国土を守る、あるいは水田の多面的機能をする、そういうふうなすばらしい効果があるわけですよ。それをやはりこういう中に入れていかなくちゃいけない。その効果は平たん部も同じなんですね。ですけれども、中山間が特にそのことが激しいものですから、そういうようなことを申し上げたところでした。

それで、私の提案としては国・県にどんなこと言っているのかと、特例としてオーダーメード型の補助金制度を確立してほしい。その地域の、市町村の首長がその事業が妥当だというふうにして認めた事業に対して、県・国の上乗せというのでしょうか、それができないのかということをずっとやってきております。全ての事業に対して市町村が、首長が認めることはできません。ですけれども、その市町村の目玉として、これとこの事業にだけはやはりこういった事業を当てはめてほしいというようなことで、お墨つきのいわゆる証明書を出すような形ですれば、それに対してだけ国や県が支援してもらえないかと。これこそまさにオーダーメード型の、私は欲しいんだというふうな説明をしてきてています。

普通、国の補助金というのは全国一律、同じ規格に合うものだけの中で補助金を受けることができる、そういうふうな制度であります。それを県とか、雪の降るところ、降らないところ、そういうところに違いを反映できないのかというふうにいったのが、私の考えるオーダーメード型支援事業というものであります。

ですから、例えば今100万円を大型農機具に対して補助、村ではやっていますけれども、それに10万円でも20万円ずつでも国や県からかさ上げをしていただくことによって、さらに助かるわけですよ。そうすれば、例えば金額が平たん部の場合、少なくとも国が20万円、県が20万円、村が20万円、それは60万円になるわけですよ。それで新しい補助制度ができます。そういうふうなことを金額も示して具体的にお話を出してしています。これはなかなか大変なことでありますけれども、県の議員の先生方は、なるほどなというふうなお話をいただきました。

そういうふうなことに向けて今は頑張っているんだというふうなことをおっしゃっていただきましたけれども、なかなか実現には至っていない。そういうふうな働きかけを今後も続けていきたいし、村としても、今伊藤議員がおっしゃるとおり、そういうふうな平たん部においても時期としてやっていかなければならないとすれば、それもやはり考えていかなければならぬというふうに思います。

ただ、財源の問題、そういったことを考えたときに、全てが補助というふうな形の中で、費用対効果じゃないのですけれども、それを考えないでやれるのかというと、なかなかこのとおり決められた財源の中で全てをこなすということは大変なことだろうという、そういう中で今のところはそのことは国や県のいろんな有利な補助金を使ってできないかということで、担当課に指示をしているところであります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。それは一丸となって訴えていただきたいなど。国のほうに私も伝える機会があれば伝えたいと思います。

それで、生産量を上げるという話に主眼を置いて話をしてきたのですけれども、次に必要不可欠なのは、大規模農家のさらなる育成だと私は思います。高齢農家には頑張ってほしいですけれども、いずれ引退のときはやはり来ます。そのときにその農地の受皿になるのは大規模農家だと思います。各地区では、農業生産法人や集落営農、あと個人での大規模化など様々な形態の経営体があります。このような大規模形態は農地の受皿として集約をして、さらに規模拡大しなければならないのだと思います。

そのときに、農業機械、農作業小屋、農業施設のサイズアップというものをしていくかなければなりません。そのときは多額の資金が要ります。先ほども述べましたけれども、税収で返ってくると思えば、それらの支援というのは公共性が保てないとは言えない、言いにくいのではないかと私は思いますので、その辺、そのような経営体の支援というものはどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私は、大蔵村の農業を山間部も、それから平たん地も、今伊藤議員がおっしゃるとおり、共同化あるいは法人化に移っていかざるを得ないのだろうかなというふうに思ってございます。それについてのいろんな補助体制、そういったものは国・県にあります。村としては、新たに決めているものは何もございません。そういうことに対して、今後そういうふうな方向を進めていくとなれば、その辺についても考えていかなければならぬと思っております。

詳細については、今この場ですぐというふうなことはお話しできませんけれども、そういうふうな気持ちでいるということを御理解ください。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。

あと最後、一言ですけれども、私が中学校2年生のときにその平成の米騒動がありました。米価の推移を見ますと、やはりそこからずっと下がる一方でありますので、父は、農業では飯が食えないから違う仕事に就けと私に何度も言いました。今回の質問は稻作中心でしたけれども、私は父に反発して20代前半からトマトと稻作の複合経営で農業で暮らしてきました。

先ほども申しましたけれども、私はこの村に住む意義というよりは、やはり農業もあるから、その場所を守るからだということだと思います。今ようやっと、あれから30年ですけれども、

上向きになってきたその農業の魅力を再確認して、若い人が農業に挑戦できるような雰囲気づくりをこれから皆さんでやっていきたいと私は思っておりますので、一緒に頑張っていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしますということです。

また、新しい農業政策の転換期ということで、今日いろいろ質問したのですけれども、しっかり準備して対応できるようにしてほしいなと私は思うところです。そして、みんなで大蔵村の持続可能な農業をこれからも一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（佐藤 勝君） ここで休憩します。

再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

6番 加藤忠己君。

〔6番 加藤忠己君 登壇〕

○6番（加藤忠己君） 質問事項は2つございまして、1つは「子育て支援住宅の入居条件等について」、もう一つは「村道上竹野・烏川線の一部改良について」、村長にお伺いします。

1番目は、子育て支援住宅ですが、子育て支援住宅が完成し若者世帯の入居が始まり10年以上経過しておりますが、入居要件に一番下の子が小学校卒業時に退去しなければならないとあります。10年以上前に作成した入居要件であります。人口減少、少子化問題を抱える令和時代においてはふさわしくないと言える要件だと思います。条件から削除すべきだと思いますが、村長のお考えは、またこの要件により退去した世帯は何世帯か、そのうち退去後村内に家を建てた世帯は何世帯か、今後住宅の増築のお考えはあるのかをお聞きしたいと思います。

2番目は、村道上竹野・烏川線の上竹野から通り橋に抜ける途中の坂道は、軽トラックも擦れ違うことのできない村道であり、しかもカーブもあり見通しが悪く、数年前には死亡事故も発生しています。現在、坂下の圃場は基盤整備中で一時通行止めでもあります。現在は通していますけれども、通行止めでもありました。基盤整備完成後には農業用車両等を含め車の往来も多くなり事故の発生も危惧されます。地区集落より要望が出ていると聞いておりますが、村長の見解をお聞きします。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「子育て支援住宅の入居条件等について」と、「村道上竹野・烏川線の一部改良について」という2点の加藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、「子育て支援住宅の入居条件等について」という質問にお答えをいたします。

子育て支援住宅につきましては、平成23年度にA棟・B棟の2棟、平成26年度にC棟が完成し、現在まで33世帯が入居し18世帯が退去しております。退去された世帯のうち5世帯は村で造成した合海定住促進団地に住宅を建設し住んでおり、残り13世帯については村外に転出している状況にあります。

議員からは、大蔵村子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の施行に関する規則に規定する入居者資格の入居期限である「年齢が最も低い者が12歳に達することとなる日の属する年度の末日とする」ということが、令和の時代にはふさわしくないとして削除すべきではないかとの提案がありました。

子育て支援住宅は、村の中心部に位置し、小中学校や診療所も近いという立地条件のよさからも好評を得ており、入居者を募集するたびに多くの方から申込みをいただきており、入居期限を削除すれば、希望する方々の期待に応えられなくなります。議員御指摘の「入居期限が令和の時代にはふさわしくない」とはどういう理由か分かりませんが、私は、入居期限を削除することは考えておりません。

大事なのは、退去後にいかに村内定住していただくかであります。退去後に村内に残ってほしいが住むところがなければ残れないですから、その政策として、村営住宅の充実、空き家等の利用とそれらのリフォーム支援などを積極的に実施していかなければならぬと考えております。入居期限がなければ、一度入居すれば住み続けられることになり村営住宅と遜色なく、新たな入居も生まれず、子育て支援という本来の目的から逸脱することになります。子育て支援住宅に入居し、小学校卒業までの子育て期間において、村の教育・医療・福祉などの施策を体験していただき、村に対する愛着が生まれた上で、理想的には、自らの財産でマイホームを持つことこそ定住の促進につながると考えております。

また、今後増築の考えはということでございますが、現在公園となっている場所につきましては、冬期間の住宅駐車場の雪の堆雪場となっているため、同一敷地内での増築は考えておりません。しかし、子育て支援住宅退去後の受皿となる住宅施策につきましては重要な課題であり、定住促進団地の造成や村営住宅の建設、新築住宅や宅地購入に対する支援、空き家や空き

地の利活用など、住民のニーズに応じた事業を検討してまいりたいと考えております。

次に、「村道上竹野・烏川線の一部改良について」という質問にお答えをいたします。

村道上竹野・烏川線は、上竹野地区と烏川地区を結ぶ2級幹線道路に位置づけられています。

質問いただきました上竹野・通り橋間については、通行する車両の多くが軽トラックや農耕作業車などで営農活動に利用されております。

令和4年8月、当該路線の通称「松の木坂」から軽トラックが転落し、1名の方が亡くなつたことを受け、村では交通安全を促すために注意看板の設置や区画線の設置による安全対策を行っております。

議員からは白須賀地区の基盤整備完了とともに交通量が増加し、交通事故が発生することが危惧されるという御意見をいただきましたが、基盤整備前も限られた方が往来するだけで、さほど交通量は増えないと推測されるため、状況を見ながら待避所の設置なども含め検討していきたいと存じます。

村道の維持修繕・改修につきましては、毎年各地区から多くの要望が寄せられております。今後も公平性を保ちつつ限られた予算の中で最大限の効果を發揮できるよう努めてまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ答弁といたします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） 村長の答弁は想定内でした。というのは、村長は、子育て住宅の卒業、小学校を下の子がですね、卒業時には退去しなければならないということは絶対に変えないと私は聞いていました。それはそれでいいのですけれども、33世帯が入って、今まで18世帯が退去して、村にうちを建てたというのが5世帯ですか。13世帯が村から出ていったということなのですけれども、この5世帯についてはこの合海の団地でやっているわけですよね。この方は、もう要するに大蔵村とも縁があって、親がいるとか兄弟がいるとか、ずっと大蔵村に住んでいたとかというので建てて、まるっきり大蔵村に親や親戚とかなくて、村外から来た人で住んでいる人はいるのですか。

あと、何ですか、令和の時代に入居条件がふさわしくないというのはどういう理由か分かりませんということなのですけれども、今は若者世帯といいますか、何ていいますか、世帯数が幾らたっても増えない、増えないからこういうことをやるわけなのですけれども、せっかく大蔵村に来た家族といいますか、その後、小学校を卒業して中学校に入るからじゃあどっかに、いや、本来ならば、村の目的は、その間にどこか自分が将来的に住むところを探してうちを建てるように何かしてほしいという願いなのでしょうけれども、もう皆さん、そういうわけにい

かないと思う。まして、まず取りあえず新庄のアパートとかという、そういうことになるわけでしょうけれども、そういうことでその入れ替わりがなくてということで年齢制限をつけたのだと、年齢というか、年齢制限といいますかね、住居制限をつけたわけなのでしょうけれども、一度大蔵村に縁を持った人が少しでも、1人でも、1世帯でも、大蔵村に将来的にずっと住み続けているような、村長の政策にもいろいろ、この合海のこういう団地とか村営住宅とか建てて、将来的な構想は持っているのですけれども、ただ、今、例えば来年の3月に退去しなければならないという世帯があったら、私は村に残りたいんですよと言わされたら、じゃあここに入ってきてください、こういうのがありますよと提示することはできるのでしょうか。まず、その2点。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今加藤議員からるる、加藤議員の主張、質問、ございました。まず、その前にこの子育て支援住宅の本質、考えてください。子育てです。子供がいなくなれば、この目的を達したと思ってください。大蔵村では子育て支援をするために、そしてその後定住をしていただくために、こういうふうに期限を設けているわけです。

ですから、子供さんがいなくて、私が危惧するのは、今までの村営住宅と同じようにずっとそこに住んでしまったら、次の交替する要員が入れないわけですよ、家族が。それでもいいのでしょうか。逆質問になりますけれども。それを防ぐために、やはり子育て支援ですので、子育てをする間はそこに入って小学校まで育ててほしいですよ。

それから、もう一つ言いますけれども、今最上郡の各市町村でもこういった子育て支援とか一戸建ての住宅をかなり建てています。その方々は、こういった場所で、ちょっとあまりよろしくない発言になろうかと思いますけれども、結構そういうところを渡り歩くんですね。いいところ、いいところで。それも1つの住む方法です。定住する気がなくて、そういうふうなことだったら、それはちょっと問題があるわけですよ。

村としては望んでいるのは、定住をしていただく前の段階として、子育て支援、このように大蔵村は子育て支援を一生懸命支援していますよ。だからこそ、ここの住宅が終わった後も定住してほしいということで、次のステップとして定住住宅を造りました。もしその要望があればもちろん、これからも私、この第1次答弁で申し上げたとおり、やはり定住住宅を建設をしていかなくちゃいけないというふうに思っています。

それから、今言われているのが、お年寄りの皆様方が何世帯かで共同生活できるような、そういういたものも必要ではないかというふうに言われています。ですから、その必要度、重要度

を見極めながら、事業精査をしながら、村としては取り組んでいかなければならないと思っています。

ですから、この子育て支援住宅については、子育てが終わる小学校というふうなことの1つの区切りの中で、これはしっかりとけじめをつけていかなければならないというふうに私は思っていますし、この村の課長さん方、その入居の状況を審査する審査委員会の中でも、この条項は変えるべきではないというふうな結論に至っているわけなんですよ。そのところを御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど言われたとおり、この村から出でていくというのは、これはやはり個人の自由ですから、それは仕方のないことだというふうに思っています。ただ、いろんなことを考えてみると、子育て支援、今各市町村でいろんな形で一生懸命頑張ってございます。競争にもなっているかもしれません。ですけれども、最終的には、いろんな支援もそうなのですけれども、その地域としての温かみ、居心地、そういったものも大きな永住していただける要素になってくるのではないかというふうにも考えてございます。そういうふうないろんな面を考えて、今回のこの答弁をさせていただきました。

加藤議員からは、最初からもう質問する前から恐らく村長はそういうふうな答えだろうということを予想していたというふうなことを言わされましたけれども、私はこれは一貫してそういうふうにしてやっていかなければならないというふうな強い思いで今までやってきております。

ですから、別の村営住宅というふうなことであれば、当然それは条件が整えば住み続けていただいて結構であります。子育てをしながらでも結構なのです。ただ、なかなか空きがないということ、特にこの子育て支援住宅については人気があるものですから、すぐ埋まってしまうと。応募がいっぱいになってきて抽せんしているというふうな状況であります。

これも山形県の中で一番早く造った建物、事業でございました。それが功を奏して、子育てというふうなこともあります、大蔵村では一時期、他の市町村にない子供たち、大変大勢の子供たちが学校に入学したというような経緯がございます。その子供たちが今中学校1年生、2年生かね、ということです。

答えになったかどうか、また再質問をお願いいたします。

もともと大蔵村に縁のない人が何人定住したかということですか、それちょっと私、把握しておりませんけれども、大抵子育て支援住宅には男性のほう、女性のほう、あるいはいろんな関わりがある方々が非常に多かったように記憶しています。それから、仕事の関係でおいでになったというふうな方も子育て定住支援住宅に入ってございます。7戸の中に。そういうこと

で、ほとんどが大蔵村に何かしら関係があったというふうに思っております。

なお、詳しくはちょっと担当課が、今日課長いないので分かるかどうか分からぬのですけれども、補佐が今日来ておりますので、補佐が分かる範囲内で答えていただければというふうに思っております。補佐、分かりますか。じゃあお願いいいたします。議長お願ひします。

○議長（佐藤 勝君） 今井地域整備課長補佐。

○地域整備課課長補佐（今井啓之君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

今、合海住宅にいる5世帯のうち、父親か母親かどちらかが大蔵の方になっております。

以上であります。

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） 次に、増築の件ですけれども、もう私は今ある子育て住宅のそばに建ててくださいとは一言も言っていないので、どこでもいいのですけれども、こういう子育て支援みたいな住宅あるいは定住を促進する団地というのは、やはり常にまず用意と言ったらおかしいのですけれども、希望者がいれば入れるような状況にしておいたほうがいいんじゃないでしょうかということです。まず、その少ない人口をいかに、せっかく大蔵村に住んで、来てもらった少ない人口の人たちですから、それはやはりわざわざ住みたいと言っている人を外に出すことではないと思うので、その辺まず村長に検討していただきたいと思います。

村長の言っていることは、おととし、2023年に9月定例会で伊藤議員が若者の定住住宅ということで質問したのと同じなので、その答えと同じように村長がこの件をしっかりと守ってくれるでしょうと思います。中身は、村長のほうからの伊藤議員の一般質問への答弁なんですけれども、また若者定住に関しての住宅の施策は、需要があると見込んでいいるので十分検討する必要がある。季の里地区に2区画の団地があり、分譲にこだわらず村営住宅の建築も検討するという答弁がありましたけれども、こちらも促進住宅と村営住宅を建てるということをうたっていますので、これだけはぜひ、庁舎のほうも大分落ち着いてきたので、今度はこっちのほうに頭を回していただきたいと思いますので、まずはよろしくお願ひします。

村長は今まで若者や若い世帯、世帯といいますか、それに向けて住宅の設備や医療費の無料とか、保育料の無料を始めました。でも、やはりすぐほかの市町村も始めますので、何でいいますか、独自性が薄れているか、なくなってきたているんですよね。結局、何でいうの、言い方は悪いのですけれども、若い世帯の奪い合いになっているような気がするんですよね。

それで、何でいいますか、それもありまして、あとこの産業問題、この辺はやはり基幹産業が農業ですからそういう関係とか、雪が降って地域の制限もありまして、なかなか人口が増え

ないというのが現状ではないかと思うのです。

したがって、自治体単独ではもう限界に達しているんじゃないかなと思います、私は。その辺についてまず村長は今後の大蔵村の運営をどのように考えているのでしょうか。若者のところに対しては住宅とかそういうのを聞きましたけれども、議長、ちょっと話がずれるかもしれないのですけれども、関連してお伺いします。ですから、一言村長のお考えをお願いしたいのです。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 関連といえば関連なのでしょうけれども、一般質問からちょっとかけ離れております。ただ、この件は重要な件ですので、今議長の許可を得たというふうに私も思つて答えさせていただきます。

大変大事なことを御指摘いただいたというふうに思っています。そういった中で1つ解決できるというのは、いろんな意味合いで大変難しいのですけれども、市町村合併というふうなことだろうと思います。ただ、最上地域8市町村は平成19年以降の合併をまずは見合わせるというようなことで、独自の市町村の体制でいくというふうに決めたわけですので、それはそれとして仕方がないことだというふうに思っています。

全てがそこに続くと思うのですけれども、ただ、あのとき合併したからよかった、悪かったというふうな端的な判断は、私はできないというふうに思っています。それぞれ8市町村の魅力を引き出す、あるいは生活様式のいろんな特徴を出すということは、それぞれの市町村が頑張ってやれることをやっていることだというふうに私は認識しております。

そこで、1つの自治体だけでは解決できないということがあります。そのために最上地域は、1つは広域組合、一部事務組合もつくってございます。そのほかに、その後に定住自立圏構想というものを立ち上げました。それについては各市町村、必ず8市町村ではないのですけれども、それぞれの町村で協定できることを協定してやっている事業であります。

例えば分かりやすく言えば、大蔵村と新庄市は交通網の確保というようなことで、肘折一新庄間のバス路線も、これも定住自立圏構想の中でやった事業でございます。各市町村それぞれ、これについては、一自分の村・町・市だけではできないということで、そういうふうな事業もやってございます。そういうふうな部門ごとのいろんな事業をやはり協定してやっていくというふうなことも、1つの解決方法になるのではないかでしょうか。

例えば先ほど言わされた、加藤議員が言わされた、若者の奪い合いになっている、これは事実でございます。私もある最上地区の中でこの発言をさせていただきました。最上郡の中で若い世

代を奪い合っても仕方ないんですね。本当から言えば。本当は県外から、都会から引っ張るような、そういうふうな発想でいかなければならぬということは、我々8市町村長、それぞれ考えていることあります。だからこそ、地域協力隊とかそういうふうな形の中でいろんなことを模索しているわけでありますけれども、なかなかそれでもその目的が達成できるということはありません。

ですから、私はあえてあまり同じ最上郡の中で奪い合いをするような、そういうような政策については、走りたくないなとは思いつつ、ただ、中身の充実を図らなければ、やはりもう村から出でいかれるということが非常に心配になっているものですから、周りの町村と遜色ないような形の中でいろいろな補助体系とかをつくっていますけれども、やはりその辺は議員がおっしゃるとおり、しっかりととした考え方の下、やっていかなければならぬのではないかなどうふうには思ってございます。

ただ、先ほどからも農業関係でもありましたけれども、大蔵村で独自のというふうなこともあると思うんですよ。例えば水力発電なんかは、山形県でもこういうふうな大規模な形でやっているところはございません。日本でも珍しいことあります。大事なことは、大蔵村にある地域資源、例えば肘折温泉という1,200年の歴史、あるいは四ヶ村の棚田、これは120ヘクタールというふうな全国にない規模の棚田、その中で観光だけを目当てとするものではなくて、生活基盤の稲作という点においてしっかりと農業をなされている、そういうことをアピールするとか、大蔵村で特筆する、そういうものをやっている、そこをしっかりと見定めていくことが大事なことではないかなと思っています。それをやはり、何でどうか、盛り上げていく、そのことも大事なことかなと思っています。

それから、子供たちについても、せっかく日本で最も美しい村連合に入っている、その美しい村づくりについて、子供たちの生き生きとした活動をしていただく、これなんかはよそに誇れるものだというふうに私は思ってございます。そういうものを、やはり大蔵村だからというふうなこと、そしてまた私の口癖になっていますけれども、一番小さな村、人口が少ない村だからこそできることをやっていく、そんなことを具現化してやっていくことが大事なことではないかなというふうに私は捉えてございます。

いろいろ言っていることと現実はなかなか食い違っていることもあろうかと思いますけれども、夢として、そして実現可能な夢として、それを実現していく、そういうことを議員の皆様方と力を合わせながら頑張っていく、そこにこそ価値があるのだというふうに思ってございます。ぜひ御協力のほどお願い申し上げます。感じたままだけ申し上げました。

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君、通告のほうを重点にお願いしたいと思います。

○6番（加藤忠己君） ありがとうございました。申し訳ありません。

次に、上竹野・烏川線の村道についてお伺いします。お伺いと言いましたけれども、お願ひに近いようなものですけれども、あそこの道路、村長も通ったことあるとは思いますけれども、何か答弁書によると、2級幹線道路と位置づけられているということで、今ちょっと聞いたら、あんまり車が通らない道路だという位置づけ、位置づけられているんだということらしいのですけれども、あそこ村長、分かるとおり、上竹野東線と上竹野・烏川線のぶつかる、あの道路は4メーター道路なんですね。その交差したところの坂道のほうで行くと、1.8メーターか2メーターぐらいしかない、急に半分ぐらいになっちゃうんですよ。10メーターぐらい行ってそういう坂になって、前に、崖というか崩落したんじゃないかと思うけれども、一応ガードレールになっていて、ずっと下がっていってまた左のほうに曲がる、その最初のガードレールのところ、今ちょっと斜めに下がっているんですよ。あそこがみんな崩れるじゃないかということで聞いています。

その辺をちょっと一応見ていただきたいのですけれども、今の基盤整備の都合で前の村道より80メーターぐらいに仮に道路ができるんですね。今、形がでて鉄板を敷いて車を通らせていますけれども、将来的にあそこも舗装していただけるのでしょうかけれども、ほかの田んぼは基盤整備では舗装しませんので、どうなのか私はちょっとその辺は分からぬのですけれども、どっちにしてもやっていただきたいと思います。

あと、あそこは農道のようなもので、軽トラックとここに書いてありますけれども、限られた人、車しか通らないから交通量は増えないです、とんでもないですよ。あそこ、458ができたので、近いんですよ。通りとか赤松のほうから来ると。あそこを真っすぐ行って458に乗ればすぐなんですよ。白須賀通ることないですから。白須賀静かですよ。本当にそうです。だから、本当通勤なんかは結構通りますよ。だから、もう最低でも、拡幅ができないのであれば、待避所とかそういうのを造って、まず当分しのぐといいますか、完全に基盤整備ができるまでやっていただきたいのです。村長、あそこは将来お金のなる道路です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 加藤議員から私の一番弱いところ、お金を稼ぐ道路になると言われてしましました。道路はお金を稼いでほしいですね。そして、安全で安心な道路であってほしいというふうに思います。

1回目の答弁で申し上げましたけれども、何もしないということではなくて、崩れたり、そ

れからいろいろなことがあると大変なものですから、期間を決めて担当課ではきちっと見てまいります。動きがあるかないか。例えば地滑りとかそういうことになると大変だということで、それからここで申し上げていますけれども、状況を見ながら、待避所の設置なども含めてちゃんと検討していくというようなことも申し上げております。

あそこを今、加藤議員がおっしゃったように、基盤整備してから、そしてなおかつ新しい458ができて非常に通りやすくなつて価値もあるんだということですから、車の流れ、そういったものも見ながら、これから考え方なり方向が出てくるのかなと思っています。そういったことで、まずは待避所とかそういうふうなことで考えていけるようにしたいというふうに思っています。

もちろん地域から、議員の指摘があったように要望もあります。ただ、要望だけを考えれば、大蔵村のこの地域からの要望がいっぱいあります。その優先順位を決めながら、担当課では吟味をしながら道路整備をやっているというふうなことも御理解いただきたいというふうに思います。村として決してやりたくなくてはいるのではなくて、やりたいのですけれども、一度にはできないということで、順番を決めてやっているというふうなことも御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） どうもありがとうございました。検討だけでなく、実行のほうもぜひお願いします。

以上、終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 勝君） ここで休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

3番須藤敏彦君。

〔3番 須藤敏彦君 登壇〕

○3番（須藤敏彦君） 「住宅火災から村民を守るための火災報知器の再点検」。村長。

平成22年4月1日より、住宅用火災報知器の設置が義務化され、村と消防団は協力して、そ

の意義や役割分担について住民の皆様に説明してまいりました。平成23年には、消防団や地区代表の皆様の尽力により、村内の多くの家庭に設置をお願いをし、特に高齢者世帯などには取付けを支援することなど、火災報知器の普及に努めてきた経緯がございます。

しかしながら、最近、火災の状況を調査したところ、令和5年度の消防白書によると、全国の住宅火災による死者の7割が65歳以上の高齢者であることが分かりました。本村においても高齢化が進んでいることから、こうした現状を踏まえた火災予防対策の強化が急務と考えています。

火災への対応で最も重要なことは、火災の発生をいち早く察知し、迅速に避難・通報することです。そのためには、火災報知器の設置と適切な維持管理が不可欠です。

住宅用火災報知器の設置義務から15年が経過し、当時設置された火災報知器の老朽化も進んでおります。加えて、村内では高齢者世帯や独り暮らしの世帯の割合が増加しており、火災のときの対応がより困難になるおそれがあります。

つきましては、村内全世帯を対象とした火災報知器の設置状況の把握や動作確認、未設置住宅への啓発活動と設置支援、特に高齢者世帯への対応は急務と考えています。これを進めるには、最上広域消防との連携や村の消防団、各自治会の協力も不可欠です。

近年、全国的に火災件数は増加傾向にあり、さきに述べたとおり、死者も増加傾向にあります。早急な対応が必要と考えますが、村長のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「住宅火災から村民を守るための火災報知器再点検」という須藤議員の質問にお答えをいたします。

議員からは、住宅火災から村民を守るための火災報知器再点検についての質問をいただきました。

議員仰せのとおり、火災予防は火災による被害を未然に防ぎ、人々の生命や財産を守るために重要な取組です。特に、火災が発生しやすい季節の前に、火災予防の意識を広く住民に浸透させるなど、火災予防のための活動は、消防団をはじめとする村民皆で取り組んでいかなければならぬ重要な活動であると認識しております。

高齢者の火災による被災が増加しているという課題についてですが、本村といたしましても、独り暮らし高齢者の増加などにより、家庭内での火災発生時の初動対応が遅れることなどを想定しており、村民の安全を守る観点から、地域全体での火災予防対策を強化しているところで

あります。

加えて、火災初期の早期発見や通報、避難を確実にする取組が不可欠であり、住宅内の火災予防設備の普及は大切な役割があるものと考えております。この住宅用火災報知器については、耐用年数が経過したものが多く、電池切れによるアラームについての質問などが消防団や役場事務局に届いていることも事実でございます。

また、以前には、消防団が設置の手伝いを行ったとの御指摘にも触れさせていただきます。過去において、消防団は各地区と連携し、住宅用火災報知器の設置支援を行った経緯がございます。これら消防団の協力には深く敬意を表するところでございます。

さて、住宅用火災報知器の設置は、既にその設置を義務づけられているものでございます。そのことを前提に、住宅用火災報知器への補助については、まず本村の設置状況を調査しながら進めてまいりたいと思います。調査については、役場事務局をはじめ、消防団の協力を得ながら進めることが有意義なことだと考えております。その結果、未設置世帯については、早急に設置するよう呼びかけていきたいと思います。そのような調査の中で、火災報知器の設置や更新が経済的に困難な高齢世帯が出てくることも推測されます。その際には、高齢者非課税世帯など限定的な枠組みをつくり、補助金の対応を考えていきたいと思います。

また、設置することとなれば、先ほど申し上げましたとおり、特に高齢世帯への取付けとなれば、消防団員からお手伝いをいただくことは重要なこととなってくると思います。この部分に関しましても、消防団の様々な意見を伺いながら前向きに進めてまいりたいと思います。

最後に、今後におきましては日常的な火災予防活動に加え、村民の生命を守るため、議員仰せの住宅用火災報知器の設置はとても重要であるという考えは私にとっても揺るぎのないものであります。

まずは、現在、各住宅に設置している住宅用火災報知器の再点検を各家庭に通知しお願いしながら現状を把握し、住宅用火災報知器の更新や再設置に積極的に取り組んでいくことをお示しし、私の答弁といたします。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 前向きな答弁ありがとうございます。

まず、この火災報知器は当時消防団で、ここにも課長をしている皆さん方も消防の係員として、それで私も幹部だったのですごく覚えています。あれから15年ぐらい経過しているものだから、ずっと調べて各家庭、今のところ火災報知器なんて、あったかいものだから全然あまり気にしてないけれども、あと1か月ぐらいでまた必ず冬がやってきます。またストーブもつけ

る時期も来ますので、ちょっと思い浮かんで大事なことだなと思って、これは何とかできないものかと思ってここに立たせてもらっているわけです。

ずっと調べてみると、やはり令和5年度の全国の建物火災の死者は1,173人で、火災による死者の80.8%はやはりこういう建物火災で亡くなっているんですよね。すごくやはり多いというか大きな死者が出ています。

そこで、何でかと見ると、毎日今度は冬になると、火災があると必ず死者数、住宅火災は出ています。ニュースを見る限り。やはり15年たてば、寿命は10年ぐらいの寿命となっているわけです。それで、やはり15年、私もね、これをつけるのも手伝いをしましたので、しっかりその辺を分かってます。やはり15年たつというのは、何で全国でこれだけ高齢者が亡くなっているというのは、つけるのはつけるのだけれども、それをメンテナンスも確認も全然していないということが、やはり大きなその要因になっているそうです。ただつけるだけで確認もしないというかやはり何もないのは、電池を切ってあるとか、懐中電灯と違って全然そういう意識、感覚ってあまりやはりないと思います。

そこで、やはり独り暮らしや高齢者夫婦はそれを知らないで、作動するかも知らないで、壊れているのは忘れていて亡くなるケースが多いという結果が出ているそうです。だけれども、それをするにはやはり村で、15年たっているけれども、それに対して住民に作動していますとか、どういう状況ですかということは、その辺、確認したことはありますか。お願いします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の範囲では、確認ということ、全世帯ではないですけれども、先ほども1回目の答弁でお答えしたとおり、ちょっと具合が悪いようだとか、いろんなことで問合せがあって、その都度対応はしているものであります。ただ、全戸に対して、その火災報知器の買換え日だよというふうなことでの指示、それから全戸のメンテナンス、そういうことの確認は取ったことがないと思っております。

なお、このことは担当のほうにお話をさせます。議長、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 火災報知器の確認、動作確認についてお知らせしたいと思います。

大蔵村及び大蔵村消防団では、設置してからこれまでの間、その点検を行った、全国的にですけれども、点検を行った経過はございません。それで、回答にもお書きしておりますが、この一、二年、特に電池切れによる火災報知器のアラート、電池切れましたよという通知が鳴る

んですね。その問合せが結構来ております。正確な数はございませんが、去年と今年で約10件ほどの住民からの問合せがございました。

それに関しましてはその都度、電池をこういうふうに交換するといいんだよということで指示をしているところでございます。あと、回答でも申し上げましたが、やはり点検というものを再度する必要があるというふうなことを消防担当としても認識しておりますので、今後、消防団長をはじめとする幹部と協議しながら、その確認業務、議員御指摘の確認業務というものを進めていきたいなと考えているところです。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 分かりました。まず、そういうのはやはりつけるだけつけても作動しなければどうしようもないですから、これからはやはり3年に1回ぐらいとか、どうですかと周知するというか住民に周知して確認を取るのが、やはり私は、そういうのをやったほうがいいんじゃないかなと、そういうふうに考えているわけです。

そこで、やはりそういう15年たてば、寿命は10年と、その火災報知器の会社のほうが寿命は10年ですよとうたっているところもあります。だから、こういうことをやはりこれから村として取替えの時期が来ていますので、やはりそういう前向きな答弁もあります。けれども、やはり全世帯に周知して、再度、それぐらいだけれども、やはりしっかりと、この寒い冬が来る前に、暖房を使う前に、しっかりと対策を取ってもらいたいという私の考えです。

それで、まずそういうことであっても、だからこれは、煙と熱で2つ種類があるんですよね。そういうことで、まずそういうものも住民に、村民に知らせながら、やはりしっかりと対策を取ってもらいたいというのが私の考えです。

それで、この答弁書にもありますけれども、やはり独り暮らしとか、そういう非課税の高齢者の枠組みとかそういうことも考えてもらっていますけれども、やはり今、民生委員なんかと話しているけれども、本当に独り暮らし大蔵村でこの5年間ですごいこう、何ていうのかな、多くなってきてるんですよ。

そういうことで、やはりこの火災報知器というのは、本当にこの役割が大きくなってくるのではないかと思いますので、まず全世帯にいろんなことがある独り暮らし、非課税者とかあるけど村全体として考えて、ちょっと補助を考えてもらって、取り付ける必要もあるのではないかと思いますが、その辺はどう思っていますか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 繰り返し答弁になりますけれども、須藤議員さんにおかれましては、やはり議員さん自身が、今は消防団長をやられていますけれども、議員さんになる前、直前まで消防団長さん、その前はずっと長年、副団長なり消防団の分団長ということで、長年にわたり消防行政に対して御貢献をいただいて、そして肌で感じられたことは強く残っているのだろうなというふうに思ってございます。感謝申し上げます。

議員自身も質問の中で述べておりますとおり、この火災報知器については、自分なり、あるいは家族、そして家屋、そういうものを守るために法律化されたものであります。義務づけられているものであります。ですから、お金あるなし、ある程度そういうこと関係なく、誰しもがその法律に従って、例えば自分1人だけの問題ではないわけですよ。火事の場合は延焼というようなことで、隣とかね、そういうような形で迷惑をかける場合があります。あるいは人の命、そういったことにも関わるわけで、そういうふうな多方面の関係から義務づけられているわけであります。

ですから、何でもかんでも裏で補助ありきというふうな考え方では、私はいかがなものかなというふうに思っています。例えば法律で決められたものをきちんと守ることによって、いろんな治安なり社会秩序が成り立っていくことになるわけですよ。それを自分の勝手で実施をしないということは違法なわけですよ。それに対して村が全て補助をしなくちゃいけないような考え方がいかがなものかというふうに私は思ってございます。

私はもしこれを補助するとすれば、第1回目の答弁で書いてあるとおり、本当に触ることでできない経済的な理由あるいはいろんな理由でつけることができない、設置することができない、そういう御家庭に対しては、村として手を差し伸べて何とかしてあげなくてはいけないと思ってございます。それ以外は、やはりメンテナンスも含めて自分のことですので、自分のことはやはり自分で責任を果たさなくてはいけない。そして、周りに迷惑をかけないということを第1段階として考えていかなければならないと思うのです。

これが、須藤議員さんことを言うわけではなくて、何でもその補助ありきでやつてしましますと、村が何でもやらなくてはいけない、こういうふうな悪循環というのでしょうかね、そういうようなことにもなりかねないというふうに私は思ってございます。そういうことから考えれば、やはり自分の責任と自分の力でやらなくてはいけないものというはあるわけですよ。そこをしっかりと本人に自覚させる、促す、そういうことも私どもの仕事かなと思っています。

ですから、この答弁に書いてているのは、最初は期限が切れているようなもの、期限といいましょうか、耐用年数が過ぎたようなもの、もし鳴らないのであれば、それを交換しなくてはい

けない。それは自前でやらなくてはいけない。そういうふうに私は思ってございます。ただ、何回も言います。できない家庭、環境にある方々については、村として手を差し伸べて何とかしなくてはいけないというふうには考えてございます。

ちなみに私のうちのことを申し上げます。私のうちの5か所につけています。そのうち5か所、全部電池交換しましたが、ちょうど最後、駄目になるとピーと鳴ります。それで交換すると、またきっちり鳴るように、機能するようになりました。そういうことで、一応10年というふうな寿命なのかどうか、私、分かりませんけれども、まだまだ使えるというふうに思っております。

ですから、何でもそういった機械類とかそういったものは、環境もあって、使う環境の中で寿命もいろいろ違ってくると思うのですけれども、まずは先ほど申し上げましたとおり、調査をしっかりとし、さらにそれを設置しなくてはいけないという義務づけ化、そしてそれを理解していただける、そのことについて村としてしっかりと努力をしてまいりたいと思っています。そして、併せて設置できない家庭についての補助要綱、そういったものを早期にまとめて対処してまいります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 分かりました。やはりそういうのも必要だと思います。やはり早急に村の調査が必要だと私は思いますので、その辺、しっかりとお願いしたいと思います。

そこで、こういう火災報知器もやはり義務化になっている問題で、日本全国でもちょっと調べてみると、市が、消防署員が定期的に環境担当者を決めて、各家庭に3年に1回ぐらい点検というか、ちゃんと鳴りますかとかなんとかこう、回っている、その回るのも何か所もあるのだそうです。やはり今、消防団というのはやはり皆さん御存じのとおり団員が少ない。少なく成り手もない。それで、今意外とよく入っているのは、女性消防団がちょっと増えてきて、あと企業別も増えて、本当の消防団というのは、一番働き盛りの人たちがやはり本当に少なくなっているんですよね。だから、消防団、消防団といつても、なかなか厳しいものだと私は思っています。

そこで、広域というか、そういう広域の消防コミュニティーを村長さんも維持していますので、そういうこともやはり広域全体で考えて、職員を配置して、3年に1回とか、5年に1回とかでもそういうふうにして、作動しますかとか、そういうこともやはり私は必要だと思います。そういうことでどうということを思っていますか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 確かに今須藤議員がおっしゃるとおり、何でもかんでも消防団となりますと、そうでなくてもなかなかいろいろな大変さで消防団に入団することを懸念している、あるいは拒否をしているというふうな若い方もいらっしゃるというようなことを聞いてございます。そういったことも含めて、入りやすい、そして何というのでしょうか、魅力あるというような評価、そんな消防団を私は目指してほしいわけです。

消防団に入るその1つのきっかけとして、当然火を消す、あるいは火災、そういった災害を未然に防ぐ、なかなか防ぐことはできないので、被害を最小限に食い止めるための活動が消防団だというふうに認識をしております。ただ、危険を伴うものであり、そういったことで2次災害が起きないように、その辺も消防団同士あるいは幹部からの指導の下でしっかりと教育されているわけでありますけれども、やはり過度の消防団の任務になりますと大変だということも、今須藤議員がおっしゃるとおりだというふうに思っています。

ただ、村づくりという観点から言えば、各集落、大きい感じではなくて、集落ごとにそういった確認をしていただく。もちろんそれについては役場の職員の方あるいはいろんな関係の方々に協力していただくことはもちろんですけれども、なかなか広域となってしまいますと8市町村全体のこととなりますので、今の広域の消防団の消防署の人数では難しいものかと思います。

ただ、一戸一戸、各個人のおうちを回るのではなくて、そういうふうな火災報知器の必要性あるいは重要性というものをしっかりと認識してもらうための啓発活動というのでしょうかね、そういうことを逆にやつていただいたほうがあががたいのかなというふうなこと、今の御意見をお伺いして感じたところであります。

ぜひうちの議会では元消防団長さんの議員からこういった発言がありましたということを、しっかりと広域理事会の中で発言をしていきたいと思います。そして、できるものであれば、そういうふうな実施に向けて各首長さんの賛同を得ていきたいというふうに思っております。ということでおろしいでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） そういうことでよろしくお願ひします。

最後に、まず私個人の考えですけれども、火災は予期せぬ瞬間に発生し、命を脅かす重大な災害です。村民の安全を守るために、今こそ火災報知器の再点検と更新の支援に取り組むべき時期だと思います。村長の理解と御検討をこれからよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 答弁いいですか。（「いいです」の声あり）加藤村長。

○村長（加藤正美君） 答弁というから、まさに私、今須藤議員がおっしゃったとおりだと思います。というのは、皆さんも御存じのとおり、私の裏で、集落でですね、私の隣のうちが今回、作業小屋と、それから住宅、ものの30分、45分ぐらいの中で、2棟全焼いたしました。ちょうど真夏の状況の中で、34度か5度、外気温がございました。そこにその火事であります。かなり私のうちとも離れているのですけれども、両隣全面に煙が出てきたというふうなことで、まずは火災になっているところは仕方ないにしても、延焼は防がなければならないということで、周りのほうにまず水をかけていただきました。それで何とか延焼を防いだのですけれども、そのときの状況というのは、私のうちの玄関に置いてある菊の花、鉢物ですけれども、全て枯れました。そのぐらいの熱ですよね。洗濯物をかけておったのですけれども、それが熱くて触れないぐらいでした。私の車も駐車場に、車庫に入っていたのですけれども、その車庫が皆ビニールが溶けてしまったりということで、また雨が全然降らないという中で非常に乾燥した状態だったので、物すごい勢いで火柱がありました。

本当に須藤議員がおっしゃるとおり、人が逃げるのがようやくだったというふうに思います。当時そこに孫が来ていまして、ちょっとお話が弾んでいたのか、全然気がつかなかつたみたいですね。命からがら逃げたというようなことで、何一つ持ち出しておりません。それを目の当たりに見て、本当に近くで、私もこの仕事をして結構長いものですから、いろんな地域の火事を見ました。でも、あのぐらいの火力のある、しかも風がなかったからよかつたのですけれども、真っすぐに炎が二、三十メーター上がったというのは見たことがありません。恐ろしくて膝ががくがく震えました。本当にけがあるいはそういうしたもの、人身事故がなくてよかつたなと思っていますけれども、本当に須藤議員がおっしゃるとおりであります。数多くの火事現場を見てこられた須藤議員の言うことは、本当に真に迫っているものだというふうに思っています。

今後、村として、今担当課長も申し上げましたけれども、早急にこのことは実施をしてまいりたいというふうに思っています。よろしく御指導お願いします。

以上です。（「ありがとうございました。よろしくお願いします」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） 次、7番佐藤雅之君。

〔7番 佐藤雅之君 登壇〕

○7番（佐藤雅之君） それでは、私のほうからは2点について村長に質問したいと思います。

まず、第1点目は、「中山間部の集落（防災施設など）に衛星電話等の設置を」ということです。2つ目は、今も火災の話もありましたが、本当に暑くて、そういう中で火災ということもありますけれども、私の場合は、2番として、「酷暑に備え、エアコン等購入へ補助を」という2つの点について村長に質問したいと思います。

まず、1点目でありますが、衛星電話の設置ですね。

本村でも近年、大水害の続発や豪雪など甚大な被害を受けています。以前も、仮設トイレなど様々な物資の不足への対応はこれまで取り上げてきました。今回は、中山間の集落に衛星電話等の設置ができないかを質問いたします。といいますのは、令和2年夏の水害でも南山の山間部集落では、数日間携帯電話が使えませんでした。私もなかなか使えなくて苦労した記憶があります。あわせて、令和に入り豪雪、水害等で長期間の停電で既に2回にわたって電源車の要請も行っています。2024年1月1日に起きた能登での震災も踏まえ、中山間地が孤立集落となり、通信手段が途絶えてしまうリスクに備える必要があると思います。停電になることも想定してそれにも備え、自動車のシガーソケットなどでも充電可能な衛星電話を村として設置すべきではないでしょうか。村の実質コストを抑えるため、国等の補助金等が存在しないのか、また後に地方交付税で予算措置される過疎債や辺地債などを活用しての設置ができないのかも、併せてお尋ねしたいと思います。

次に、2つ目になりますが、温暖化の影響で本年も全国的に観測史上最高を更新する酷暑となりました。過去形で書いていますが、今日も物すごい暑いという状況でまだ続いています。熱中症警戒アラートの発令や「クーリングシェルター」の各拠点への設置など、村の対策を進めています。こうした対策がある中でも、ただ基本は各家庭の個人の対策に依拠せざるを得ないのが実際です。多くの家庭でエアコンなどの冷房設備は既に備えているとは思いますが、例えば「居室にはついていても寝室にはない」、「1階にはあるが2階にはない」、「もっと省エネで環境負荷の低いものに買い換えたい」、「古くなったので買い換えたい」などの声も何人かから寄せられています。

従来の常識を塗り替える酷暑が今後も継続することが見込まれる状況で、熱中症対策として、高齢者世帯や低所得世帯などを対象に、省エネや環境負荷を低下させる機能つきなどの条件を設けて、エアコン等の購入に村として一部購入代金を補助することはできないでしょうか。あわせて、事後払いの補助金では、低所得者や高齢者らにとって使いづらいことも予想されますので、購入時点での補助や、分割払いにしての早期補助も検討してもらいたいのですがどうでしょうか。なお、もし既にある「住宅リフォーム補助」、エアコン設置という項目があります

が、この住宅リフォーム補助の活用で実質的に同等の対応が可能と考えているのであれば、住民に分かりやすくその旨を広報してはどうでしょうか。

以上、質問したいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「①中山間部の集落（防災施設など）に衛星電話の設置を」、「②酷暑に備え、エアコン等購入への補助を」という佐藤雅之議員の質問にお答えをいたします。

初めに、「中山間部の集落（防災施設など）に衛星電話の設置を」という質問について答弁させていただきます。

令和2年7月27日からの大雨により発生した災害では、通信網の一部が不通となったと記憶しております。幸いにも固定電話での連絡が可能で、災害状況の把握や復旧に向けた情報を得たという状況がありました。その後2回の大規模停電のときには、迅速な東北電力ネットワークの支援により、停電世帯への電力供給に至っております。

さて、災害による孤立の危険性がある集落は、本村で20集落を想定しております。地形的な要素が起因し、村外7地区を除く集落がこのような孤立の可能性がある地区であると認識をしているところであります。このように、本村は昔から災害の多い村でございました。

そういったことから、村では県内初となる防災行政無線を昭和62年に整備し、その後、平成26年にデジタル化を行いました。さらに令和に入り、スマートフォンや各世帯にお配りしたタブレットによる防災情報伝達機能を拡充し、災害時における防災情報の伝達と収集の強化に努めてまいりました。

議員仰せの衛星電話による通信手段は、日々進歩しており個人所有のスマートフォンでの利用も近い将来実現するとの情報もございます。本村におきましては、さきに述べた行政防災無線の無線機を活用した、停電や非常時にも活用できる情報伝達手段を確立しております。

肘折防災センターと沼の台防災センターからはもちろんのこと、消防積載車の一部にも無線機を搭載しており、非常時の情報伝達は十分な体制を構築していると認識をしているところであります。これら情報伝達機能のさらなる拡充については、議員仰せの災害対策整備に適応する起債等を活用しながら、今後も進めてまいりたいと思います。

次に、「酷暑に備え、エアコン等購入への補助を」という質問にお答えをいたします。

佐藤議員がおっしゃるとおり、近年、全国的に猛暑が続き、熱中症による健康被害が数多く報告されています。熱中症は屋外だけでなく、屋内でも発症し、場合によっては命に関わるこ

とから適切な熱中症予防対策が必要とされています。

村においても、小まめな水分補給や部屋の温度調整、クーリングシェルター開設など、熱中症への予防と対策について、健康だよりや「くらっち」など、様々な機会を活用して啓発に努めております。

特に、高齢者については、暑さを感じにくいなどの特徴があり、エアコンが設置されていても使用せずに自覚がないまま、熱中症になる危険性がございます。そのため、居宅で介護サービスを受けられている方については、介護職員の方が訪問する際に、声掛けや現状把握を行っております。また、見守りが必要な高齢者に対しては、各地区の民生委員などと連携を図りながら、高齢者などに対し、熱中症予防の声かけ、健康状態の確認などを実施しております。

さて、質問の高齢者世帯や低所得者世帯などを対象にしたエアコンの購入費用の補助についてですが、まずは高齢者世帯などのエアコンの設置状況、補助のニーズなどについて、今後、介護事業者や民生委員などの御協力を得ながら、聞き取りを行ってまいります。

それを踏まえ、補助について検討してまいりますが、まず住宅リフォーム補助の活用についてです。補助要件に該当する項目と併せてエアコンを設置し、補助を受けることは可能あります。ただ、エアコンの購入だけでは活用できませんので、その周知の仕方について今後検討してまいります。

また、エアコン購入補助を検討する場合、既にエアコン設置済みの高齢者世帯の方は、御自分の資金で設置をしており、そのような方とできるだけ不公平感が生じないことも重要になります。まずは、居宅に使用できるエアコンが1台もない方、高齢者世帯などで非課税世帯など、エアコン購入が困難な方を対象にし、質問にもありました補助の方法についても今後検討していきます。

ここ数年、酷暑により、エアコンの必要性は高まっていると考えております。熱中症予防の普及啓発・注意喚起は引き続き行ってまいりますが、さらなる支援の必要性について今後検討してまいりますので、議員皆様の御協力をお願いし、答弁といたします。

検討するというふうな言い方をしていますけれども、来年度、形はちょっといろいろあると思思いますけれども、実施できる形で検討してまいりたいというふうに私自身は思っているところであります。

終わります。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 2つ目についてはとりわけ前向きな、非常に前向きな答弁だったと思い

ます。ここではお礼等は言わない約束なので言いませんが。

1つ目なのですけれども、衛星電話についてなのです。それで、確かにコストもかかるということは、一般質問以外でもこういった形でやり取りして、行政の側からも聞いて、コストもかかるしということで、ようやっと予算がついたなと思ったらば、国のはうと村とのやり取りの多分予算がついたということだったわけですけれども、確かに情報伝達という意味ではタブレットですとか防災無線等があるのですが、これというのはある意味では情報を一方的に流すわけですよね。衛星電話というのは双方向ですから、もちろんデジタル通信だとかそういったタブレットだとか防災無線というのは大事なことだと思うのですが、双方向で現場からの要望だとかを伝えるためには、やはり一方通行的な感じがする。ここに書いてあるのも、無線ですから双方向もあるのかもしれません、防災情報伝達機能を充実しというふうに書いてあるように、これだと双方向にちょっとなりづらいんじゃないかなと思うのですが、事実関係なですが、この防災無線等々では衛星電話と同じような機能を果たして、現地の被災地の孤立集落から様々な情報を上げてやるということも可能なのでしょうか。それとも、一方的にこういう状況ですよというのを行政が発信するだけなのでしょうか。その辺ちょっと明らかにしてください。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この質問の答弁をつくるに当たって、担当といろいろ話をしました。確かに令和2年に、あの災害のときはそういうふうな不備もあったということ、それ以降にそれに対して対処したというふうな改善を図っているということでしたので、こういった答弁になったところであります。双方に私はできるというふうに理解をしています。

なお、この詳細については担当より答えさせていただきます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） それでは、現在のその通信方法についてであります。当然、議員仰せの衛星電話の場合には、双方同時にしゃべっても通話できるような感じだと思います。実際、大蔵村にも1台は設置してございまして、それは普通の電話みたいに使えるという機能でございます。

質問の中で回答しました肘折地区だったり沼の台地区防災センターとの連絡については、いわゆるトランシーバーの形式で相互通信する機能を備えております。というのは、電話と違って、1回片方がしゃべったら片方は聞いていなくちゃいけないということはありますけれども、いわゆるトランシーバー機能、双方通信、双方通話ができる機能がありますので、今のところ

はそれで十分なのかなというふうに私的には考えているところです。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） トランシーバー機能がどうなっているかというのは私も詳しく分からぬのですが、やはり携帯なんかだと基地局があったり、あと今回、固定電話は幸い通じたというのが令和2年はありましたが、災害の形態によって、考えていったらば切りがないわけですが、有線のインフラだとかそういう回線も途絶える場合があるわけですよね。そうした場合に、地上の無線とか、あと消防の積載車の無線だとか、そういったものが、やってみながら完璧かどうかというのはそのときにならないと分からないわけですが、そういった場合に、地上でのインフラが途絶えた場合に、果たして無線とかが機能するかといった場合に、やはり代替的なものとして、そのとき衛星電話が本当につながるかどうかというのも、これも実際やってみないと分からない話なのですが、そういう地上インフラが相当ダメージを受けて孤立してしまったという中で、衛星電話というのを、費用対効果もあるので、単純にそれを導入するかどうかという判断はあるのでしょうかとも、やはりこれだけ災害が起きますと心配があるんですね。それで、10月17日には孤立集落の訓練とか、ヘリコプターを飛ばして10月にやるということもあるわけなのですが、そういった孤立集落になった際に、平時であれば連絡ができるものが、地上のインフラの不備によってならない場合の代替手段として衛星電話は必須かなと思ったのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 決して、つい最近起きているこういった大災害、また災害の種類も多岐にわたるというようなことですので、いつどんなことにもならないというようなことはもう、これから先が読めないわけであって、議員おっしゃることは分かりますけれども、今の状況の中で果たしてそれだけの、議員おっしゃっていたとおり費用対効果というふうなもの、災害においてはあまりそういうようなことを意識しないで整備をしていかなくちゃならないということも分かっているのですけれども、今の段階でこれほど整備していく、これに代替できるのではないかと。代替って分かりますね。「代える」に「替わる」ですので、漢字で。そういうことで、そういう判断をして、こういうふうな答弁をさせていただいたというふうなことがあります。

なお、今後、第1回目の答弁にも書きましたけれども、皆さんを持っているスマートフォン自体も、そういうふうなことができるような時代がすぐそこまで来ているというふうなことも

ありますので、その辺の状況も見ながらというふうなことの思いもあるようあります。私はどちらかというと、そういう電器的なものは鈍いですけれども、担当がそういうのに秀でている方なので、そういうようなことをお聞きして、なるほどというふうなことを思いました。

いろんな町村がありますけれども、決してほかの町村から引けを取るような今の連絡の装備、整備ではないというふうに私は考えてございます。タブレットもまだまだ山形県内の中でも数えるぐらい、まだ5本の指にも入らないぐらいの装備しかしてございません。その中でこれほど、例えば1つ例を取りますと、熊の出没情報についても、地図とその場所について提示できるなんていうことは、このタブレットがあるからこそできるものであって、これも最上郡の中で紹介したのですけれども、画期的なものだというふうに評価をいただいているところであります。

そういうところで、おいおいではないですけれども、できることは精いっぱい、村民の生命・財産を守るためにござりますので果たしてまいりますけれども、今この中ではこれで、ある程度十分なのかなというふうな考えでいるということも御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 私も詳しくは分かりませんが、スマートフォンがどんどん進化していくば、そういう部分も、デメリットも解消できて、基地局が仮にやられてもつながるようなことになればいいかなと思うのですが、いつ災害が起きるか分からないので、それを持つわけにもいかない部分もあるかなと思ったところです。

国等が来年、防災庁をつくるとかなんとかという、それも言っていますが、それを持つてからでもいいかなという側面もありますけれども、かつて、平成26年ぐらいに資金を、補助金を出して、各自治体に衛星電話を設置しないかということで、青森県なんかでは進んだ山間集落があったように聞いています。

ただ、今現在は、私の調べた範囲ではなかったのですが、そういう補助が今現在どこもないのかということと、あと国が、これもちょっと私もびんとこない話なのですが、能登の震災のときも、起きてから、発災後にレンタルするという、貸出しをするということで現地に持っていたということで、私の素人感覚で言えば、起きてから持っていくというのではほとんど役に立たないんじゃないかなと思うのですが、そういう国のそういう仕組みの在り方も含めて何か、今どうなっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君）　この辺は私が答えられるようなことではないというの、担当で分かっている範囲内で答えられればというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤　勝君）　佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君）　今ほど質問のありました衛星電話の補助については、今のところ直接の補助はございません。この質問を受けましたときに、その財源的にはどういうものがあるのかということで、財政のほうの調査をしました。それで、使えるのは、一応被災系の防災関係の起債というのを使えるのではないかというふうに思います。今のところ、もし整備するとすれば、その財源があるのかなというふうに考えております。

○議長（佐藤　勝君）　佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君）　ちょっと細かいところなのですが、国が、今言ったような形で、発災した後に貸すという方式、なぜこういうふうになっているかも分からぬ。コストの部分なのでしょうけれども、それというのは実用性があると思いますかね。ないと思いますが、ないとも言えないかもしませんが、現実的にどうなのでしょうかと思うのですが、何か感想があればお知らせください。

○議長（佐藤　勝君）　佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君）　そのときに、当然お借りするわけなので、物流のほうは止まつていないと、いうような状況だと思うのですけれども、もしそういうものは、その詳細については存じ上げていないのですけれども、そういうふうにはお借りできると、衛星電話等をお借りできる、物流が止まっていないのであれば、進んでそういうものを活用していきたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（佐藤　勝君）　佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君）　次々と災害が起きる中で、これで完璧ということはないのが実際なので、いろんな要望なども出てくるわけです。そういったところは状況を見ながら、でも安全と命が第一でということで行政もやってると思いますので、ここについては、何か使えるものがあつたり必要性があれば整備してほしいということではあります、代替できるものがあれば、そういうことで結構だと思います。

○議長（佐藤　勝君）　佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君）　1つは安心材料的なものなのですが、先ほどいろいろな意味で、衛星通信と今、役場にある行政防災無線、いわゆるトランシーバー系のものとの比較が

ございましたが、どちらにしても電源が、要は停電してからはそのバックアップの電池の部分しか通信できないというのはどちらも共通するところです。

その中で、村の防災行政無線の場合はおおむね、通話の回数にもよるのですけれども、24時間、役場と肘折の防災センターだったり沼の台の防災センターと24時間は通話できるバックアップの電池を備え付けていますので、その辺も考慮しまして、24時間は取りあえず通話に関しては、孤立はすることないというふうな状況になっておりますので、その辺を安心材料として使っていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 1問目は分かりました。

2問目は、エアコンですけれども、これは私、朝読んで想像以上に素早くやっていただけたなと思って、大変重要なと思いました。対象を誰に絞るかというのはちょっと難しいところで、高齢者世帯や住民税非課税世帯というのは確かに1つの線引きとしてあると思うのですが、実態をいろいろ聞いてみると、高齢者と若い人が一緒に住んでいるので、当然高齢者世帯ではないわけです。ある程度課税世帯もあるのですが、そういった場合に、茶の間にはあるけれども寝るところにないということだったり、実際同じ家に住んでいても、若い人と年配者が別な部屋に住んでいるというのも実際あるわけで、24時間、夜は今肘折は涼しいですが、24時間ですと、一緒のところに1か所というふうになってしまって、なかなか常にいるわけじゃないので、欲を言えばこれも切りがないわけですが、そういった線引きについて、これから委員で検討してもらいたいと思うのですが、大体こういうことを考えているというのはここである程度分かりましたが、ただ、非課税世帯と高齢者世帯というふうに限定しつつも、それだけだとまた不満というか不十分な部分もあるので、何かそれプラスアルファの要素として考えることがあればお聞かせいただきたいです。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） まず、エアコンの普及率なのですけれども、2年前の調査によると山形県が83.4%ということで、大蔵村もやはり2割弱の方、エアコンがない家庭があると推測されます。まずはその方たちの健康被害をなくすということを最優先したいと考えます。

今回そういうことで、家に1台もエアコンがない方ということをまず最優先にしたいと考えまして、答弁の内容となっております。そちらがまず最優先でして、その後にそういう別の補助ができるかどうかというのは、それをした後で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） よく分かりました。ありがとうございます。

1問目の質問でもしたのですが、補助金というのは往々にしてまず自分たちでお金を出してという、それはある意味当たり前の部分も行政からすればあるわけなので、前でお金が必要なわけなのですが、ただ、そのお金が準備できないからこそ買えなかったり買わなかったりする部分もあるので、この補助金で、もちろん不正受給とか別な目的に使われたら困るわけですが、その辺を柔軟にして、分割払いにしてちゃんとこの会社だとかお店屋さんと契約したれば、その請求書なりと併せて申請すれば、お金の資金繰りがうまくいくような形で制度設計していただきたいのですが、その辺は答えられる範囲でどうでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 大変私は、佐藤議員にはいい提案をしていただいていると思っております。どちらかというと、この補助に関しては制約がかなり出てくる場合があります。特に、県とか国とかそういう上に行けば行くほど、その詳細について規制が入るわけでありますけれども、村単独のものであれば、ある程度使いやすいというのでしょうか、有名無実みたいな補助金であっては私は何もならないと思うんですよね。使えます、使えますと言っても、実際蓋を開けて使おうと思ったら敷居が高くて使えなかつた。これでは何の役に立ちません。そういうものをなくしたいというふうに常々思っている1人でございます。

そういうことで、担当課もそういうふうに思っていると思いますので、ぜひ使い勝手のいい補助金制度にできればというふうに私は考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ありがとうございます。

ちょっと蛇足的な質問で1回目の質問をしているのですが、住宅リフォーム補助というのは、これは誰でも使えるもので制限は当然ないわけなのですが、私ども、素人でもないすけれども、素人から見ると、リフォームなので設置するという概念と購入という概念は違うわけですが、その辺、一般の住民の方は、買換えも含むのかどうかというのがちょっとはつきりしない。それは担当課に聞けば全然教えてくれると思うのですが、もし明確にしたほうがいいのであればここで答えてもらって、なかなか明確にしちゃうと逆に運用をはばかってしまうというのであれば、あんまり答えなくていいのですが、そういう言い方はちょっとおかしいですが、もしこの辺の違いが分かったほうが住民にとってはよりいいのかなと思うのですが、その辺の違い

を教えてください。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私はあえてこの場で言わないほうの、というふうなことを取らせていただきたいといいますと、先ほど私が言ったことは、より多くの方に利用していただきたいということは前提であります。しかしながら、やはり担当課としてどうしても譲れないところもあると思うのです。公平性とかいろんなことを考えれば。その辺を今ここで出してしまっては、まだ詳細については決めていないわけですよ。それだけが独り歩きしてしまって、とんでもない間違いとか、不評といいましょうかね、そういったものもなってしまうのではちょっとうまくない。まずは、来年度に何とか使えるようにしたいということを私、申し上げましたので、そういうことでこの場は収めていただきたいというふうに思っているところです。一生懸命担当課としても頑張ってやっていきたいというふうなことでございますので。

ただ、1回目の答弁で申し上げているとおり、大変なうちでも、失礼な言い方になりますけれども、やはり自分の命を守るために、本当に大変な思いでエアコンを求めている方もいらっしゃいますから、その不公平感というのはできるだけなしにしたいと、なくしたいというふうな思いが、事務局として、担当課としては一番あります。

大変失礼ですけれども、私のことでちょっと言いますが、私のうちでも本当にエアコンなんかは、古いうちですので夏は暑くて冬は寒いです。隙間だらけの家です。ただ、私ども2人の寝室にはエアコンはございません。それで、今年の夏と去年の夏はどうしても我慢できなくて、家内から逃げられました。どこに行ったかというと居間です。居間にはやはり皆家族集まりますので、そこにエアコンを設置してございます。そこで今寝起きしています。そういう状況です。

ですから、やはりそのある機械を有効に使うということを考えれば、居間だからあるのではなくて、やはりあるところで命を守る、そういうふうな行動に出なくてはいけないと思っています。ですから、寝室になければ駄目だとかそういうことではなくて、みんなが集えるところとか、やはりこのエアコンが有効に使える、数多くなければですよ、なければならないほど有効に使える、その場所に置くことも大事なことなのかなと思っています。寝室でなければ駄目だ、居間でなければ駄目だ、リビングでなければ駄目だというふうなものではないというふうに思っています。そういうことで御理解をいただければありがたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） よく分かりました。ありがとうございます。

では、これで質問を終わります。

○議長（佐藤 勝君） 以上で本日の一般質問を終わります。

残りの2名の方はあしたになりますので、よろしくお願ひします。

ここで休憩いたします。

開会は2時15分とします。

休憩

午後2時15分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第5 議第51号 専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第5、議第51号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第51号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に980万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,310万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第51号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、専決処分の補正予算書の2ページをお開きください。

専第10号

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,310万円とする。

2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年7月1日

大蔵村長 加 藤 正 美

8ページを御覧ください。

歳入でございます。

15款県支出金 2項県補助金 4目農林水産業費県補助金678万1,000円。

18款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金301万9,000円。

次のページをお開きください。

歳出になります。

3款民生費 1項社会福祉費 3目老人福祉費19万3,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費31万3,000円。

6款農林水産費 1項農業費 3目農業振興費678万1,000円。

7款商工費 2項地域活性化促進費 1目地域活性化促進費251万3000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 11ページを御覧ください。

6款1項3目の18節農地利用効率化等支援事業費補助金についてですけれども、これは事前にちょっと調査しまして、汎用コンバインだということなのですけれども、これは、県から下りてきたお金ですけれども、国の事業に変わったということですか。ここら辺ちょっと難しい

と言つたらいいいか、条件がかなり難しいのかなと思うのですけれども、その辺についてちょっと聞きたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） この農地利用効率化支援事業につきましては、規模がありまして、どうしても集積率が高い地域が対象ということになっております。よろしいでしょうか。
以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 前、こういう感じの似たような事業で、合海のある業者がミニライスセンターを造るとかってあって、それではまらなかったということがあって、その後はまたのですか。ちょっとそこら辺も分からぬのですけれども、なかなかその要件が厳しいところを、何か村でアドバイスとかという、うまいことやはりやっているのかなと私は思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 申請した事業については、最初に東北農政局で審査がありまして、その審査状況が市町村に伝わります。その不採択になった理由などもこちらのほうで把握できますので、そういった部分を事業者と相談しながら、それに合わせた農業経営とか、あと農業規模、目標を立てるとかというような形で、できるだけ申請が通るような形で作成して提出するようなことをしております。

以上です。（「分かりました。まず頑張ってください」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。

ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議第52号 専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村介護保
険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第6、議第52号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵

村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第52号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に38万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,611万4,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） 議第52号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の16ページをお開きください。

専第11号

令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,611万4,000円とする。

2項 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年7月1日

大蔵村長 加藤正美

22ページをお開きください。

歳入です。

3款国庫支出金 2項国庫補助金 6目介護保険事業費補助金19万2,000円。

7款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金19万3,000円。

次のページをお開きください。

歳出です。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費38万5,000円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議第53号 専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第7、議第53号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第53号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、業務の予定量につきましては第2条、資本的収入及び支出については第3条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長補佐に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 今井地域整備課課長補佐。

○地域整備課課長補佐（今井啓之君） 議第53号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し

たので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の28ページをお開きください。

専第12号

令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条で定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

4号、主要な建設改良事業、清水堰地区導水管敷設替工事。既決予定量1,300万円、補正予定量300万円、計1,600万円。

第3条につきましては、実施計画明細書で御説明させていただきます。

34ページをお開きください。

令和7年度大蔵村簡易水道事業補正予算実施計画明細書 資本的収入及び支出。

収入でございます。

1款資本的収入4項補助金2目県補助金300万円。

支出でございます。

1款資本的支出1項建設改良費1目補助対象事業300万円。

28ページにお戻りください。

上記の件、村議会の議決に要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年7月1日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議第54号 専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第8、議第54号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第54号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に810万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,120万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第54号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

専決処分の補正予算書の2ページを御覧いただきたいと思います。

専第13号

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,120万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年8月4日

大蔵村長 加藤正美

8ページをお開きください。

歳入になります。

15款県支出金 2項県補助金 8目災害復旧費県補助金540万円。

18款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金270万円。

次のページをお開きください。

歳出になります。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目耕地災害復旧費810万円。

以上、御審議の上、御承認くださるようお願ひいたします。

○議長（佐藤勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 11ページを御覧ください。

810万円の補助金ということで、まずもってこれは本当にありがたかったと私は思っておりまます。810万円、県のほうから540万円来ているのですけれども、大体その見込みと言つたらいいか、全額使うというわけにいかないと思うのですけれども、その辺は村としてはどう考えていくかちょっと教えてください。

○議長（佐藤勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻寛君） 村として当初の見込みというものは、本当の見込みで予算措置させていただいております。今現在、農業用水確保対策ということで問合せが9件入っております。あと、園芸作物等高温対策ということで15件のお問合せが入っております。一部申請もされております。当初ここまでいかないんじゃないかというふうなことで我々も考えていたのですが、今回恒久対策についても補助対象となっておりまして、井戸の掘削ですとか、あと農

業用ハウスの遮光資材の購入も補助対象になったということで、そちらのほうの経費、かなりかかるものですから、そちらのほうで申請が多くなっているという状況で、今のところ810万円ぐらいになるのではないかというふうに試算しているところです。

ただ、まだこれからどのぐらい伸びるかという、ちょっと未知数な部分がありますのではつきりしないところでもあるのですが、遮光資材だけで事業費で500万円以上もう既に問合せが来ているという状況ですので、補助金については2分の1なので半分にはなるのですけれども、そういう状況でございます。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 私もその遮光資材、買わせてもらったのですけれども、やはり今年の猛暑、本当に大変ですよ。それで、これはややもすると人死に出るんじゃないかと思うくらいの猛暑だったものですから、これはぜひ活用していただきたいなと私は思っているのですが、810万円と予算額が決まって、これ、超したらどうなるのですか。まず、そこら辺を聞きたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちらは災害復旧事業ですので、予算超過した場合についても、何らかの形で措置させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 園芸農家も、うわさじゃないけれども、こういうのがあるよというのを聞きつけて申し込んだわけです。これ、できれば村民の、農民の健康とかそういうところにも関わってくると思いますので、もっとくらっちとかで言ってもっと広く発布してほしいなと思うのですけれども、そこら辺どうですか。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 補助要綱につきましては、農地代表さんを通して各農家の皆さんにお知らせいただくようにということで通知差し上げております。また、農協のほうからもいろいろ支援いただいていまして、該当する農家さんのほうにお声がけ等をしていただいているという状況でございます。（「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 9 議第 55 号 令和 6 年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 議第 56 号 令和 6 年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 議第 57 号 令和 6 年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 議第 58 号 令和 6 年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 議第 59 号 令和 6 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 議第 60 号 令和 6 年度大蔵村簡易水道事業会計決算認定について

日程第 15 議第 61 号 令和 6 年度大蔵村下水道事業会計決算認定について

○議長（佐藤 勝君） 日程第 9、議第 55 号から日程第 15、議第 61 号までの決算認定関係の議案を大蔵村会議規則第 37 条の規定により一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、日程第 9、議第 55 号から日程第 15、議第 61 号までの決算認定関係 7 議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 55 号令和 6 年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第 56 号令和 6 年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第 57 号令和 6 年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第 58 号令和 6 年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第 59 号令和 6 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第 60 号令和 6 年度大蔵村簡易水道事業会計決算認定について、議第 61 号令和 6 年度大蔵村下水道事業会計決算認定について、以上、議第 55 号から議第 61 号までの 7 議案につきましては、令和 6 年度大蔵村一般会計歳入歳出決算のほか、大蔵村国民健康保険特

別会計など6つの特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書につきましては、前もって送付させていただいておりますが、各会計の決算概要につきましては、会計管理者に説明をさせます。

なお、監査委員の意見書、予算執行実績調書は別冊にして添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） それでは、鳴海会計管理者から令和6年度決算概要の報告をお願いいたします。鳴海会計管理者。

○会計管理者（鳴海由紀子君） それでは、令和6年度の決算概要について御報告いたします。

決算書の2ページ、御覧ください。2ページの会計別決算総括表のほうになります。

全会計の合計では、予算現額が62億1,836万2,000円に対しまして、収入済額58億8,022万7,667円、支出済額は57億1,118万8,749円となっています。

予算現額に対しまして、収入率は94.6%、執行率は91.8%であります。

収入済額から支出済額を差し引いた差引残額は1億6,873万8,918円となっております。

続きまして、会計ごとの歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。決算書の6ページのほうをお開きください。歳入です。

歳入につきましては、1款の村税から10ページ21款の村債まででございます。

10ページのほうを御覧ください。

予算現額が51億1,802万9,000円に対しまして、調定額が48億542万9,813円、収入済額は47億7,722万8,918円となっています。不納欠損額は140万2,150円、収入未済額は2,679万8,745円。こちらは全て1款の村税でございます。

続いて、歳出になります。歳出につきましては12ページからになります。

1款議会費から14ページの14款予備費までとなっております。

14ページのほうを御覧ください。

支出済額が46億3,570万7,107円でございます。令和6年度中に事業が終了せず、翌年度へ繰り越す繰越明許額は4億4,047万8,000円となっております。

歳入歳出差引残額は1億4,152万1,811円となっております。

詳細につきましては、16ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

続いて、国民健康保険特別会計でございます。

138ページお開きください。

まず、歳入です。

歳入につきましては、1款国民健康保険税から8款諸収入までになります。

予算現額3億8,079万2,000円に対しまして、調定額が3億9,251万9,589円、収入済額が3億8,294万5,129円となっています。不納欠損額が33万1,326円、収入未済額は924万3,135円、こちらは全て1款の国民健康保険税となっております。

続いて、歳出です。歳出につきましては、140ページからになります。

次のページをお開きください。

歳出は1款総務費から10款予備費までで、支出済額が3億7,530万6,105円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は763万9,024円となっております。

詳細につきましては、144ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

続いて、へき地診療所特別会計でございます。

決算書の166ページお開きください。

歳入です。

歳入につきましては、1款の診療収入から7款の村債までで、予算現額が2億2,627万9,000円に対しまして、調定額と収入済額が同額の2億5,724万7,934円となっております。不納欠損額と収入未済額はございません。

続いて、歳出です。歳出が168ページからになります。

次のページになります。御覧ください。

1款の総務費から3款の予備費までで、支出済額が2億2,491万7,842円でございます。

この結果、歳入歳出の差引残額は233万92円となっております。

こちらの詳細につきましては、170ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

続いて、介護保険特別会計でございます。

182ページのほうを御覧ください。

歳入につきましては、1款の保険料から9款の諸収入までであります。

予算現額が4億4,728万2,000円に対しまして、調定額4億4,759万8,617円、収入済額は4億4,756万4,473円となっています。不納欠損額が1万5,164円、収入未済額は1万8,980円。こちらは全て1款の介護保険料でございます。

続いて、歳出は次のページ、184ページからになります。

1款の総務費から6款の予備費までです。支出済額が4億3,057万6,782円でございます。

この結果、歳入歳出の差引残額は1,698万7,691円となっております。

なお、詳細につきましては、次のページ、186ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

続いて、後期高齢者医療特別会計でございます。

208ページ、御覧ください。

歳入です。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款の諸収入までになります。予算現額4,528万円に対しまして、調定額が4,530万913円、収入済額が4,524万1,213円でございます。不納欠損額はございません。収入未済額は5万9,700円です。

歳出は、次のページ、210ページからになります。

1款の総務費から4款予備費までで、収入済額が4,498万913円でございます。

その結果、歳入歳出の差引残額は26万300円となっております。

詳細につきましては、212ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

なお、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の決算書については、219ページ以降に記載しております。

また、財産につきましては、262ページ以降の調書に記載のとおりでございます。

以上、令和6年度の大蔵村各会計歳入歳出決算の概況報告を終わります。

日程第16　監査委員報告

○議長（佐藤　勝君）　日程第16、監査委員報告に入ります。代表監査委員の土屋　徹氏より令和6年度の決算審査の結果の報告をお願いいたします。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋　徹君）　令和6年度の決算意見書を申し上げます。

令和6年度大蔵村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに各事業会計決算の審査意見を申し上げます。

審査の期間は、令和7年7月29日から8月6日までのうち5日間で実施したところであります。

審査の方法は、各会計については、地方自治法第233条の規定に基づき、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、出納関係や証拠書類の審査と、関係各課より資料の提出と説明を求め、法令や条例等の遵守、計数の正確性、収支の符号、公有財産台帳の整合性を中心審査を行ったところであります。

また、各事業会計においても、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、各事業の決算

書、報告書、損益計算書、貸借対照表等の財務諸表及びこれらに関する決算附属書類が地方公営企業法その他の関係諸法令等に準拠して作成されているかなどについて書類の審査を行い、また必要に応じて関係課職員の説明を求めて審査いたしました。

いずれの審査の結果も、各会計、各事業会計とも法令や条例等の規定に準拠しており、計数についても正確で、その予算の執行並びに各基金及び財産管理につきましても、それぞれ設置目的に沿って運用されており、その執行は適正と認めたところであります。

なお、各会計、各事業会計の審査意見は、大蔵村各会計決算審査意見書のとおりでありますが、要点を簡単に報告させていただきます。

初めに、一般会計の収支状況につきましては、歳入歳出差引き 1億4,152万1,811円であります、翌年度に繰り越すべき財源として9,686万5,000円があることから、その実質収支は4,465万6,811円でございます。

また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では、1,795万5,692円の減少となっております。

今後とも中長期的な財政健全化を図りながら、効率的な予算の執行と継続的な政策評価をお願いするものでございます。

次に、自主財源である村税ですが、調定額 3億2,641万8,178円に対し、収入済額は 2億9,821万7,283円で、その収入未済額については、前年度より61万6円少ない2,679万8,745円となっております。

納税は国民の義務であります。今後も住民の納税意識の向上に、より一層の努力を求めるものでございます。

次に、特別会計に移ります。

初めに、国民健康保険特別会計ですが、本会計の基幹収入である保険税の収納率は現年課税分98.8%、滞納繰越分22.1%、全体では86.2%であります。保険税の収入済額は、前年度と比較して3.0ポイント上回り、5,993万2,672円であります。

本村国保は、年度末被保険者数605人の小規模保険者で、医療費の増減が国保財政に大きく影響することから、特定健診や特定保健指導等を通して医療給付費の抑制に努め、税の収納率向上対策と併せ、適正な税率への見直しを図りながら、国保会計の健全な運営をお願いするものでございます。

次に、へき地診療所特別会計ですが、歳出の決算額が前年度と比較して1,288万6,657円増加しております。その要因としては、医科診療用血液検査機器の更新や新型コロナワクチン

広域接種事業等に係る医薬材料費が増加したものでございます。

この会計につきましても、独立採算を目指すべき会計ですが、診療所は村民が信頼する村内唯一の医療機関であり、今後も保健・医療・福祉の連携を図り、医師確保に万全を期して、より充実した診療体制の確立を図るとともに、今後の診療体制の見直しや再編について検討を図られるようお願いするものでございます。

次に、介護保険特別会計ですが、歳出総額4億3,057万6,782円に対し、保険給付費は3億8,648万2,581円で、歳出の89.8%を占めております。

これは高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする高齢者の増加を示すもので、今後も高齢社会の進展に対応した介護予防事業の推進に向け、保健・医療・福祉が一体となり、地域の実情に沿った介護保険制度の充実と、健全な事業運営に一層努力されることを期待するものでございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金が4,482万663円で、99.6%とほとんどを占めております。

高齢化の進展に伴い、医療費が増加することが予想されることから、運営主体である山形県後期高齢者広域連合と連携を密にしながら、高齢者の健康維持に配慮し、医療費の低減を検討するなど、適正な医療の確保と健全な事業運営に期待するものでございます。

以上、各会計決算審査の意見といたします。

次に、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の2つの事業会計についてです。

令和6年4月から公営企業会計の設立に伴い、適正に処理されたことを確認いたしました。

審査に付された令和6年度両事業会計決算書等については、公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合・審査した結果、決算計数は正確であり、予算に基づき適正に執行されているものと認められました。

簡易水道事業会計の経営成績は、前期で事業収益が2億226万2,293円、事業費用が1億7,985万2,758円で2,241万35円の純利益となり、また下水道事業会計では、事業収益が1億8,589万7,998円、事業費用が1億7,552万3,895円で1,037万4,103円の純利益となり、それぞれ同額が当年度末処分利益余剰金に計上されております。

今後ともこの事業会計は独立採算の原則が強く求められており、税の公正や公平の負担原則と同様、使用者負担は当然のことであり、未納者の理解を得ながら計画的にその解消に努め、安心・安全な飲料水を安定的に供給できる体制の堅持と事業会計の原則である独立採算の確立に向け、公益性と経済性の両面から適正な事業運営を期待するものでございます。

続きまして、大蔵村財政健全化の審査意見を申し上げます。

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

健全化判断比率に基づき審査した結果、実質赤字比率や連結実質赤字比率はなく、前年同様に、その財政は良と判断したところであります。

実質公債費比率についても10.5%で、5年度の10.0%より0.5ポイント上昇しましたが、早期健全化基準の25%と比較した場合には、これを大きく下回っております。

また、将来負担比率もなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の経営健全化審査意見ですが、これら経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

両会計とも資金不足比率に基づき審査した結果、事業会計移行後も前年同様に実質的な資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

今後も村長以下職員一同、行財政改革に意を配しながら、さらなる財政健全化を図り、村民が安全・安心で暮らせるよう一層努力されることに御期待を申し上げ、審査意見といたします。

○議長（佐藤 勝君） 代表監査委員の報告が終わったので、これより決算認定関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから総括質疑を終結します。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第55号から議第61号までの決算関係7議案については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議第55号から議第61号までの決算関係7議案については、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明日、9月3日水曜日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会

令和 7 年 9 月 3 日 (水曜日)

第 3 回大蔵村議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和7年9月3日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	海藤邦夫君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	佐藤勝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	岡部雅人君
健康福祉課長 診療所事務長	中島輝美君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
総務課課長補佐	門脇毅君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

地域整備課課長補佐

三 原 伸 也 君

教育課課長補佐

八 鍬 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐 藤 信 一 君

議事日程 第2号

令和7年9月3日（水曜日） 午前10時00分 開議

第 1 一般質問

第 2 議第62号 大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 3 議第63号 大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議第64号 大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議第65号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

第 6 議第66号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について

第 7 議第67号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

第 8 議第68号 権利の放棄について

第 9 議第69号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

第10 議第70号 令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

第11 議第71号 令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

第12 議第72号 令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第13 議第73号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

第14 議第74号 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、長時間にわたり一般質問並びに議案審査、誠に御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に御配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤 勝君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問に入ります。

通告順に発言を許します。

1番 早坂民奈君。

〔1番 早坂民奈君 登壇〕

○1番（早坂民奈君） おはようございます。2日目の一般質問、よろしくお願ひいたします。

私は、「防災用食料・備品は十分か」ということで、村長に伺います。

ここ数年、世界的に異常気象の被害が出ており、国内でも豪雨や山火事などが起きています。

幾ら準備していても自然災害は予想がつかず、人間の限界をあざ笑うかのような天変地異を、

いかに最少に抑えるかがこれからの課題ではないでしょうか。

さて、先日、村防災士会にて、村内の避難所及び最上川の水位堀内測定所を視察してきました。避難所の建物の使用状況などは把握しておりますが、備品については改めて確認してみて、気がついたことが多々ありました。まず、非常食の数です。思いのほか少なく不安になりました。次に、備品のコンロや鍋などは間に合うのだろうか、炊き出しへ村全体で行うだろうか。

事前に体験しなくてもよいのか。そして、暑さ・寒さ対策はどうするのだろうか。

村では大雨や地震などの災害は今のところ起きてはいませんが、いざというときのためにも、今後の防災の取組を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 改めて、おはようございます。先ほど議長が申し上げましたけれども、

昨日は議案審議、そして一般質問、本当に疲れさまでございました。今日はまた一日よろしくお願いを申し上げます。

さて、早坂議員から質問をいただいたわけでありますけれども、早坂議員は自ら防災士とな

られて今、いろんなことで活躍をされているというふうなこと、そういった自分の思いから来るなどを一般質問にまとめていただいたなというふうに思ってございます。ありがとうございます。それでは、質問に答えていきます。

「防災用食料・備品は十分か」という早坂議員の質問にお答えをいたします。

初めに、防災用食料のうち、飲料水についてですが、現在の備蓄は、約1,300リットルです。大蔵村地域防災計画では、災害として一番大きな被災予想をしている山形盆地断層帯地震での建物被害罹災者894人の想定を基に、当面、1,000人分の水を確保することとしております。そのうち、村と県が4分の1ずつ、残り2分の1は住民及び未被災市町村の備蓄で対応するという考え方で目標とする備蓄数量を決めております。この計算からは、村が備蓄する数量は、250人分掛ける3リットルで750リットルとなり、目標とする備蓄数量を満たしていることになっております。また、このことは令和3年3月議会で佐藤雅之議員の一般質問でもお答えをしております。食料の部分については、村全体で1,700食分を常時確保しており、適正な防災用食料を確保していると考えているところであります。

さて、実際の災害が発生した場合のことを考える上で、防災用食料、つまり非常食の使用を想定しているのは、1次避難での使用であります。議員も御存じのとおり、1次避難とは被災後の最初の避難であり、命を守ること、安全を確保するために避難することでございます。

災害時の備えは、今までの間、いろいろな機会を通じて村民に呼びかけているところですが、急な災害により自分の備蓄を持ってこれなかった人や、様々な理由で準備できない人のために防災用食料は備蓄されております。災害の規模にもよるのですが、1次避難をした後に、災害状況が落ち着き十分な安全が確保できたとき、自宅に戻れる人、戻れない人が必然と決まってくるでしょう。その戻れない人で2次避難が始まります。2次避難とは1次避難と違い、生活を継続していくことが目的となります。ここから、議員がおっしゃるところの災害用備品の必要性が発生するものだと考えております。この必要性は、物流の停止によって生じるものであり、運搬が可能であれば食料の調達はもちろん、災害用備品の調達も可能であります。

コンロや鍋などが間に合うのかという質問ですが、実際にはコンロや鍋を活用するというよりは温かい食料を提供していくことになります。本村の場合、長期的な2次避難を経験したことがございませんが、他市町村のお話を聞くに、物流が閉ざされない限りは、コンビニやスーパー、仕出しができる事業者を有効に活用し、被災者の飲食を確保しているということです。本村もそのような形で、2次避難における被災者に対応できるように想定をしているところです。これらの考えを基に、議員仰せの、村全体での炊き出し体験などは予定しておりません。

しかしながら、以前には、大蔵村中心地の中でそういうこともやったこともありました。

ここで、最悪の災害を想定した場合、さきに述べた物流が止まってしまう可能性もあるでしょう。その際には、防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターを要請して、災害支援物資や食料を支援していくことになります。これらは全て村の防災計画において想定されていることでございます。

質問の最後に、避難所における暑さ対策についてお答えいたします。まず、停電を伴う場合の暑さ対策は、その問題をクリアすることは困難極まりないことはお分かりのことだと思います。冷房用電力を災害非常発電で確保するには、相当量の発電機容量が必要であるからです。通常の電力が確保できる状態であれば、避難所の冷房機能をフル活用し、対応していく予定です。足りない場合は共助の意味も含め、住民が協力し合って対応していくことも必要になるかもしれません。寒さ対策についての暖房の部分に関しては、電力の確保できる場合には石油ファンヒーターを使って暖を取ることを想定しております。電力がない場合は、反射式ストーブや少ない電力で利用できる石油ファンヒーターを発電機を使って暖を取ることを想定しております。

最後に、いずれにしましても、非常時の備えは基本的に自分自身を守ることになります。日 常的に災害時の対応に关心を持っていただき、住民ができる限りの備えをすることを基本にお願いしたいと考えております。災害時に日常と同じ生活を求めれば備蓄品は際限がありません。

日頃から、水や食料などは最低限備蓄しておくことが、災害時に身を助ける最も有効な手段であると考えますので、議員の皆様、村民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 村長に今おっしゃっていただきましたけれども、昨年の6月議会において、「避難所運営に女性の視点の反映は」というので質問をさせていただいております。その後、防災士の資格を習得しまして、村防災士会の皆さんと視察をさせていただいております。今まででは知識もなく、ただ客観的に、ただ議員として、一村民として避難所を見てきたわけですがけれども、少しですが知識を得たことにより、ちょっと深く考えさせられたことがあって今回の質問になりました。

災害には、水害、地震、山火事、火山などあります。研修の中で、私、一番驚いたのですが、山形県の活火山は4か所あるそうです。鳥海山、蔵王山、吾妻山、そして何と肘折なんですね。肘折全体がもうカルデラ湖となって、いつどこで噴火してもいいという、噴火が起こり得るという、とてもちょっと私としては、ええ、肘折がということが、すごくショックでした。一応

カルデラだよというのは聞いておりましたけれども、その山形県の活火山の中に肘折が含まれていたということが、私としては新しい認識としてちょっと驚いたものです。それで、だからこそこの細やかな避難運営というのはちょっととしていただきたいと思って質問しました。

まず、食料の部分なのですけれども、水の確保、これは十分大丈夫ということで、そして1次避難ということで、本当に何日間かの避難になるとは思うので、そんなに通常の2次避難とかそういうことは別なのですが、この中で特に高齢者、それとあと乳幼児、アレルギー患者というか、アレルギーを持っている方もいらっしゃるはずです。高齢者の中には軟らかいものしか食べられない方もいますし、ミルクを必要としている赤ちゃんや、離乳食が確保できなければ駄目だという方もいらっしゃいます。

今までの食料の中では、今乾パンですか、乾パンとかそういうものもあるのですけれども、軟らかいもの、特に高齢者向けの軟らかいものとか、赤ちゃん用のミルクとか離乳食、そういうものは備蓄されていないと思うのです。これは2次避難になる前の1次避難でも私は必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初の答弁でも答えておりますとおり、ある程度のやはり災害については、自分が自分の身を守る、命を守るためにしっかりと準備をしているということが、一番のまず、何というのでしょうか、責任なのかなというふうに思ってございます。当然、災害というのは、議員おっしゃるとおり、想定外のことが多々出てまいります。だからこそ災害なんですね。

そういうことで、避難所についてはまず、必要最低限とは申しませんけれども、ある程度のものを準備するということが行政の仕事、責任でありますので、それからこれは無駄になるようなことはしたくないというようなことは、思いが誰しもあると思います。それでもそういった備蓄をしっかりとしなきやならないというふうな2つの考え方あるいは必要性というようなことで、大変なこともあるのですけれども、それをしっかりとやっていかなければならぬというふうに思ってございます。

そういうことで、特別なやはり離乳食とかといったことに対しては、なかなか準備すること、そのことも大変なことかと思います。そのことについては今後、さらにいろんな内部での検討を含めて、必要性も含めて検討していかなければならぬことですけれども、先ほど私が最後に申し上げました、そういう全てのものを準備するということはなかなか大変なのかなというよりも、不可能とは言いませんけれども、本当に行政としてだけでできるのかなとい

うふうな思いもございます。当然、そのためにいろんなボランティアだったり、そういったこと、災害があった場合は出てくるわけでありますから、常に最悪のことを考えて準備をするのは当然でありますけれども、まず1次避難としてのそういったことに対しては、村として必要最低限しっかりと準備をしているんだということを御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 各避難所ですか、そういうところに備蓄しなくとも、村の1か所のところ、まず役場でも新しく、今度新庁舎が建ちますし、そこに備蓄する場所も出てくると思うのですけれども、最低限ということで、必要性があるところにそれを持っていくというふうな感じで、そんなにたくさん準備しなくともいいとは思うのですけれども、アレルギーを持っている方というのは必ずいると思うんですよね。一応非常食の中には、アレルギーがありませんよというのが項目、書いてありましたけれども、それでも食べられないもの、そういう病気的なものを持っていらっしゃる方はある程度準備はしてくると思うのですけれども、もしその地区が遮断されたときに、空輸でヘリコプターで持っていくというような形になったときにそういうものも一緒に運ばれるとは思うのですが、それは村で準備しなくて、そういう必要性があつたらば、国や県とかそういうほうからお願いして用意していただくなのか、でも国・県だけではなくて、村でも最低限のものはちょっと私は準備していただけたらなと思います。

特に、ミルクの場合は今、液体の、熊本地震のときから広く使われるようになりましたので、日もちも多分いいと思います。私、ちょっとその辺までしっかりと調べてこなかつたので、何年という期限があるのか分かりませんけれども、でもそういうものを準備していただければ安心なのではないかななと思います。それはいかがでしようか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議員がおっしゃっていることは誠にそのとおりだというふうに思いますけれども、私ども、この答弁を作成するに当たっても、最初の答弁で申し上げましたけれども、大蔵村としてはそんなに大きな、2次避難までしなくてはいけないというふうな事態には至つたこともございません。そういったことで、経験がないというふうなことで、昨年度の令和6年度の大水害の際に、そういった経験をしております。名前を出して大変申し訳ないのですが、戸沢村さんの経験、そういったこともしっかりと聞きながらここに反映したつもりであります。

やはり災害というのは、何回も申し上げますけれども、想定外のこと多々出てくるかと思います。その場合についてはケース・バイ・ケースでやはりやっていかなければ、全てを準備できるというものではないというふうに思っています。それも限りがあるというようなことがあります。そういったことでまず対応していかなければならないというふうに思っています。

ちょっと冷たいような言い方になると思いますけれども、議員がおっしゃるとおり、ある程度のことを全て準備しなさい、これは、私はちょっと無理なのかなというふうに今この場ではつきり申し上げたいと思います。ということは、口では非常に言うことは簡単なのですけれども、さて自分のうちのそういった防災に関する準備で考えてみてください。全てそれをやっていますかというと、例えば早坂議員さんのところもそんなことはやっていないと思うんですね。できないというふうに思っています。まあ全てやればいいのでしょうかけれども、そういうことで自治体というふうなことの中で考えてみたときに、一生懸命職員としても頑張って対応はしているわけですけれども、全てにおいておっしゃるとおりのこと全てかなえられるということは、私はちょっとそこまでやりなさいということは言えないと思っています。

ただ、大事なことは、災害になったときに慌てることのないようにというふうなこと、想定も含めて心の準備あるいはそういったいろんな準備をやるということが非常に大事だということは十二分に承知をしているつもりでございます。大蔵村もそういうふうな大きな被害があったところ、あるいは赤十字、いろんなところにいろんな情報を求めて、考えながら、防災センターを建設したり、あるいは備品庫とかいろんな設備も充実をしたつもりでございますので、大蔵村の予算規模の中で一生懸命頑張っているというふうに私が言っているとなんですけれども、そんなふうに職員共々、災害については最大限努力をしているというふうに思っていただいて結構だというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 村長の考えは分かりました。やはり1次避難というか、そういう避難をするときは、自分で準備できるものは常にこう、非常袋なりなんなりを準備しておくのはもう最高の、何だろう、自分たちの身も守るし、みんなも守れるということで、それは再確認したのかなと私は思っております。

実際、私自身も自分のうちに、村長がおっしゃられたことで準備しているかなと考えたときに、うちは大丈夫だと思っている、この甘い考えがありまして準備しておりませんでしたので、これから家に帰ってそれを準備したいと、こう思っております。

続いて、炊き出しは村全体では行わない、これは私、今回の6日の日のときも、炊き出しは調理師の方たちがやるということで、それはそうだろうなと思っていました。私がお願いしたいというか、各公民館にも鍋とか炊飯器が常備されております。でも、今はあんまり活用されておりません。私の地区の白須賀でも以前は調理していたときもあったのですが、時代とともに集まる機会がなくなってしまって寂しい限りなんですね。何をするにももうほとんど仕出しか何かで、自分たちでコンロに火をかけて何か作るということがもう本当になくなってしまいました。

婦人会も村全体の組織となっておりまして、地区での活動をしているところも少なくなっています。働いている人が多くて忙しいのは理解できるのですが、各地区での炊き出し訓練を村のほうで後押しする、そういう手だてはないでしょうかと思って、これはお願いなしけれども、必ず各地区には本当に調理器具類があります。そういうものを利用して、各地区別でいいです、同じ日にしなさいではなくて、各地区の何だろう、総会のあたりで年に一遍くらいそういうふうなのをしていただくことはできないでしょうかというのを、村の後押しで何とかしていただきたいと思いますので、そっちは、その辺いかがですか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 後押しといいましょうか、そういった指導なり協力することはやぶさかではありません。ただ、今その炊き出しの必要性がなかなか、なかつたからしなかつたということだけに私は尽きると思います。ということは、昨年、6年度のときには、ある集落できっちり炊き出しをしております。それは炊き出しの必要性が生じたからやったということだけいうふうに私は認識をしております。

例えば料理講習会とは違います。最低限の食料確保ですので、臨時的に、例えばお昼御飯が食べられなかった、あるいは夕御飯が食べられなかった、そのときの代替食品というんですね、そういうことですので、そんな凝ったものでなくてもいいわけですよ。例えば簡単に言わせれば、塩握り1つあっても、それが炊き出しだすよね。そういうことになれば、それがまさに非常食であり、災害のときの私は炊き出しの原点というふうに思っております。

そういうことを考えれば、まずもちろんそれを想定していろんなことをするのも結構なのですがけれども、いつでもできるというふうな観点にあることが大事なことなのかなと思っています。そのために、やはり各地区公民館にそういった調理をするためのものが配置されており、それは各地区で準備されたものであり、その勝手も分かるわけですよ。

ただ、問題なのは、そういうところが使えない場合の炊き出しについて、むしろそちらのほ

うがかえって私は心配でございます。そういう場合には、例えば災害を受けなかった各個々の家庭の中でそういったものを作つて準備をしながら供給できる、そういうことを村として考えて、そしてそういうふうな指導をするべきかなというふうに思うんですね。1か所、地区公民館なりそういうものを使ってやるのであれば、それはまずいつものことなのですがすぐにできるというふうに思つてございます。

例えば、例を挙げれば、合海地区で一昨年だったでしょうか、その前でしょうかね、たしか子供たちを巻き込んでそういった炊き出しもやつたこと、もっと前ですか、5年ぐらいですか。ちょうど清水地区、合海地区が最上川のそばでそういった内水被害を受けて、ちょうど必要性が出てくるだろうというふうな想定の下にやつたところであります。そういうふうなところについては特別なことであつて、大きな釜を準備をしていたり、そういうこともしてございました。

そういうことについては、村として備品として整備することも可能かと思ひますけれども、皆様方からの要望があれば、こちらは当然、私ども村としては支援もしますし、指導もします。地区集落としてそういうふうな危険性のあるところは、そういうようなことをやってみようじゃないかというふうな、もちろん行政から、村から言われる前に、ぜひ村のほうにそういうふうな、期待ですけれども、というようなことがあれば、喜んで村としてはそういった手助け、支援を後押しをしてまいりたいというふうに思つています。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 村長がおっしゃっているのはもっともなのですけれども、私は、やはり本当に各公民館で調理器具が果たして使用できるかどうかも分からぬよう今、そういう状態なんですよね。ですから、それを私たちが関心を持っている地区、合海、清水もそうですけれども、そういうところは率先してこういうものをやってみようよと言うのだけれども、村として何かの防災訓練だけじゃなくて、村としてこういうふうなものが案がありますよと、皆さんのが公民館でそういう調理、炊き出し、本当におっしゃるとおり、私はみそ汁とおにぎりだけでいいと思うのです。そういうのを一度作つてみたらいかがでしようかというのを、公開というか、広く私はそれを後押ししてほしい、できませんかということをお尋ねしているのであって、その地区で独自でやれと言われても、年を取つてしまつてうちらは全然できないよとか、もうそんなの必要ではないのではないかということで、総会に行ってもそうなのですけれども、男性がたくさん出ます、世帯主ということで。その中で女性の方が、いや、これをやりたいの

ですがということは、やはり手を挙げること自体ちょっと難しいというか、できないというところがありますので、防災計画の中にそういう一文を書いていただけたらば、こういうのが、村では推奨していますので、ぜひとも各地区で、これは強制ではなくて各地区でそういうのを行ってみてはいかがでしょうかという後押しを、私はしていただけたらいいなと思ってお伺いしたのです。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も、そういうものも含めて後押しあるいは村から発信をするということについては、何らしないと言っているものでもないし、ぜひやってください。そして、村からもそういうふうな発信をしてまいりたいと思ってございます。ということは、婦人会とかそういうふうな1つの組織だけではなくて、その集落、そのものの集落の動き方なのです。ということは、大蔵村、27集落ございます。その集落全てに自主防災組織がございます。そこには地区代表をはじめとしていろんな役職の方が全て名前を連ねてございます。そこにもそういうふうな組織があるわけですから、そこを活用してやはりやるべきだというふうに思っています。

災害については、どこの組織、どこの組織ではなくて地区が地区で1本にまとまった形の中でいろんなことをやっていかなければならないというふうに思ってございます。ですから、婦人会とか女性だけとかそういうふうなことではなくて、今議員がおっしゃるとおり、その地区全体の中でやっていけるように、やはり私は1つのまとまりとして、自主防災組織を通じてそういうふうなことを村から発信をしていく、そういうようなことでいいのではないかなどというふうに思ってございます。

そのことをぜひやりたいといいましょうか、後押しをすること、そして発信することはやぶさかではないということで、もしそういうふうなことも内部で話し合っていいんじゃないかというふうになりますしね、ぜひ今年から、もう来年からなんて言わないで、災害はそれこそいつやってくるか分からないわけですから、直ちにそういうふうな発信をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） よろしくお願ひいたします。

それで、以前、炊き出しということなのですが、炊き出しの経費、後から村で支払いましたよね。それで、家にあるから要らないわということで全額請求しなかったところもあったと思

います。できることは共助の考えで、それはいいとは思うのですが、甘えることなく公助するべきところは気軽に請求できる仕組みも、ちょっと考えていただきたいなと思います。米は自分のうちからあるし野菜もあるから要らない、みそもあるしということで、うちのほうでは請求しなかったということもありますので、でもやはりお金ですよね、結局は物なので、それを請求できる、気安く気軽に請求できる、何か表でも何かあったらば、そういうことも考えていただけたらばと思います。これはお答えはいただかなくて結構です。

それで、もう一つが熱中症対策とか暑さ・寒さのことですけれども、暑さ・寒さの前に私、1つ気づいたことがありますて、小中学校の場合は常に使っているのできれいでした。ですが、肘折と沼の台に行ったとき、体育館なのですけれども、ええ、こんなところに避難させるのかなあと思うのがあって、暑さ・寒さよりもこれ、衛生面でどうなのだろうというのをちょっと強く感じましたので、付け加えさせていただきながらちょっと質問させていただきます。

沼の台の場合は、元保育所のところを少人数の場合、使うからいいんだよということなので、あそこも今使っておりませんよね。そうなると、目に見えないほこりとかやはりたくさんあると思います。体育館のほうに至っては、本当にもうクモの巣からほこりから、とてもすごかったです。これは地区の方が掃除なさるのかもしれませんけれども、そういうところの衛生面も考えて指導というか、それは村の負担になるのか、それとも地区の負担になるのか分かれませんけれども、ちょっとその辺、どうなのでしょうか。肘折も含めてですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 防災センターは村の施設でございますので、村が管理をしていかなければならぬということですので、清掃面では村がしなくちゃいけないのかなというふうに思っております。ただ、私の集落の場合をちょっと言いますと、あそこは冬期分校というふうなことで建てた建物でありまして、今は集落に移管されて、その前から村に、集落にある建物ですので、集落で全て維持管理していました。

そういうこともありますので、今後、内容を詰めてしっかりと調べて、今議員が言われたように、掃除というのでしょうか、そういった管理も含めてしっかりと、集まる場所ですので健康上、害することのないように維持管理するようにしてまいりたいと思っています。

なお、集落で管理されているというふうなこともあるかと思いますので、その場合は集落の代表さんにお願いして、月1回とか、あるいはそういった決められた日にちの中で、清掃とか管理をしていただけるように、再度お願いをするということの確認をしてまいりたいというふ

うに思っております。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） それで、暑さ対策、寒さ対策ですけれども、この答弁の中にありますように、これはやはり電力があると、供給されているかされていないかで、もう大分違ってくると思います。できるだけ災害がないことを願っておりますけれども、この暑さの中で、本当に冷房施設のない中で、たとえ1日過ごすことになったとしても、これは避難してきた皆さんの体力もありますので、これ以上どうすることもないのかなとは思いながらも、冷房機能をフルに活用して対応していただきたいし、寒さの場合は毛布なりなんなりの暖房も何とかできますので、寒いよりも暑いほうが大変なのかなと感じております。風通しをよくすれば虫も入ってくるだろうし、扇風機を回してもそれはそれで、そんなに人が集まってくれば体温だけでも暑くなるし、大変なことだと思って課題も多いとは思いますけれども、これ以上何かできることがあるかどうかというの私は分かりません。

ほかの市町村でもきっとそういうふうなつらい思いをしなければいけないこともありますとは思います。でも、まず災害がないことが一番の願いですので、私といたしましては、村でできる限りのことは対応していただくということをお願いしたいと思っております。

これに付け加えてですけれども、クーラーとかそういうのはどういうふうな、直接的にどういうふうな対策を考えているか、ちょっとそれだけ教えていただけますか。まず、クーラーは、各小学校はどういうふうな状態でクーラーを、避難所ですね、避難所の小中学校の場合はどういうふうな感じで暑さ対策をしているのか。それから、沼の台と肘折のほうはどのように考えているか。それだけちょっと教えてください。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 各避難所というのでしょうかね、第1次避難所あるいはあれですか、基幹的避難所ですか。どちらのほうですか。（「第1次でいいです」の声あり）第1次でいいですか。では、そのときに担当課長のほうから詳しく答えさせていただきます。

その前に、議員もおっしゃっておりますけれども、これはあくまでも非常時であります。本当に被災された方は大変なわけありますけれども、我慢をするということではなくて、やはりそういうふうなことになってしまったというふうなことで、本当に避難ですよ、仮の避難です。ですから、全て快適な環境というまではいかないと思うんですね。これはやはりやむを得ないことなのかなというふうに思ってございます。ただ、行政としてできるだけその負担を軽くする、あるいは少しでもいろんな病気とかそういうことが出ないようにしなくてはいけな

いと、そういった基本的な部分についてはしっかりと対応できるように全職員、そして避難されている村民の皆様方も協力し合いながら、その時間というものを過ごしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っているところです。

やはり他力本願だけではなくて、自分もそれに対してしっかりと協力、努力をするというふうなことが大事だと思うのです。相手を思いやる、そういった立場こそが大事なのかなと思っています。あれがない、これがないの文句ではなくて、逆にそれを補ういろんな方法を考え出したり協力し合っていくことが、避難所での生活になろうかと思います。そのことを議員の皆様方だったり、防災士の皆様方だったりが少しでも助言をしながら、そういうふうな雰囲気をつくって、その場の雰囲気をつくっていただけることも大事な1つの職務なのかなというふうに私は考えてございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、先ほどの各施設についての、いろんな施設設備について説明を危機管理室長からお願ひしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） それでは、避難所のほうの冷房に対してのお話だと思いますので、電源があることを想定してのことをお話ししたいと思います。大蔵小中学校の体育館が1か所目ですけれども、清水地区の場合は体育館が避難所になっています。その避難所ですが、もちろん体育館がメインになっているものの、このような暑い天気が続けば、緊急的に非常に冷房が必要になってくると思います。その場合には、教室に各冷房施設がございますので、そこを活用するということになるかというふうに想定しております。

続きまして、沼の台ですけれども、沼の台のほうはもちろん体育館のほうには冷房施設はございません。ですので、前の保育所のスペース、会議室のほうには冷房がございますので、そこを使って避難をするという形になると思います。

あと、肘折地区に関しましても、肘折地区も防災室と救護室のほうに冷房が備え付けられておりますので、人数が許す限り、そのほうで冷房を取ってもらうということになります。

あと、3か所の施設に関しましても、当然人数が多くなって、教室等でその冷房を確保ができなくなった場合には、やはり物流が通っているのであれば、そういうクーラー的なもの、クーラー、ポータブルクーラーというと語弊があるんですけど、災害用の大きな、非常用の災害用のクーラーを調達して配置するという方法になるかというふうに想定しております。私のほうからは以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） ありがとうございました。やはり体育館から教室、沼の台の保育所、そういうふうにクーラーがあるところに、肘折の場合は防災室、救護室というふうな形で、そういう対策を考えていただいているということは確認されましたので、一安心だと思っております。

最後に、災害は忘れた頃にやってきます。備えあれば憂いなし。ぜひ村民の安心・安全のために、これからも考えて実行していただきたいと思います。

これを願いまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勝君） 8番斎藤光雄君。

〔8番 斎藤光雄君 登壇〕

○8番（斎藤光雄君） おはようございます。

私のほうからは、4点ほど質問したいと思います。

初めに、「新庁舎建設地の北側後方の内水について」です。

造成工事が完成し建築工事の運びとなりました。北側後方に住居を構える住民から、内水が直接住居に影響を及ぼす、心配の声を聞いております。以前より再三申し上げている対策は、実施の計画段階にも至っておらず、以前、庁舎地の説明時に後方に池を設けて公園の話がありました。もともと候補地は亜炭採掘での調整池でありました。実施されない策より、現実的な調整池の建設が内水を心配される後方住民のために急務と感じるが。

2点目、「新庁舎の建設の総予算について」。

令和7年第2回の臨時議会において、造成工事が完了し総予算について質問し、総予算の内容を住民に公開するとの返答でした。いつになるのか。

3点目、「ロータリー除雪車の安全装置の状況について」です。

平成29年のロータリー除雪機での死亡事故より約9年の年月を迎えました。臨時議会において、ロータリー除雪機の契約案件時に安全装置の設置状況について質問しました。令和4年の3月定例会においての答弁は、後づけが可能であれば、現有車にも装着を検討との答弁でした。

村において死亡事故といった重大事故が発生し、亡くなられた方の母親から、もう二度と私の息子のような事故を起こしてもらいたくないという言葉でした。事故の根絶・防止に向け、ロータリー除雪機に早急に設置すべきでは。

最後に、「合海地区墓地の沈下について」。

墓地の沈下について、合海地区より要望が出ています。一昨年にも村長より現地を見聞していただき、経過を見守っていくとの返答でした。今後庁舎が完成し、冬期間においてタイヤシ

ヨベル等の重機械が稼働し墓地の地盤に影響が出ると思われる。経過をどのように見守っていくのか、村長に質問させていただきます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村政について村長に問う」という斎藤議員の質問にお答えをしてまいります。

議員からは4点について質問をいただきました。

初めに、「新庁舎建設地北側後方の内水について」という質問にお答えをいたします。

内水対策につきましては、議員からは以前にも御質問をいただいております。庁舎用地の後方に池を整備して公園を造ると申し上げたことは、私の1つの案として提案をさせていただきました。このことは、まず庁舎の整備が完了し、今後の整備計画の中で検討したいと考えているところであります。

このたび、議員が提案されます調整池の整備が急務ではないかということですが、これに関しては、まず調整池の大きさや整備の方法といったことが課題となってくると考えております。池への導水部分の確保や排水の確保を考慮する必要が生じてきますので、今後、整備の可否も含めて検討してまいります。

排水につきましては、村道合海大坪線脇の庁舎用地側の側溝の排水を見直ししております。

また、村道大蔵学校線の小学校からの排水の見直しを検討したいというふうに考えております。そして、昨年度中に最上川からの流入防止策も行っております。これは舟形から来る隧道を通りてくる水のことを指しております。

私が、内水対策の解決策として申し上げてきた排水機場の整備につきましては、国土交通省新庄河川事務所や山形県とも協議を進めておりました。その協議や事業の検討を行っておりますが、排水機場の整備には、事業費や完成後のメンテナンスコスト、あるいはまた更新費用などが多額になることもあります。排水ポンプ車の整備を検討しております。遅くとも、来年度予算には計上したいというふうに考えているところであります。

次に、「新庁舎建設の総予算について」でございますが、新庁舎及び中央公民館の建設事業に関する今年度と来年度分の建設工事については、契約金額も含めて、広報おおくら8月号に掲載しております。用地の取得からの庁舎完成までの令和6年度までの決算と令和7年度、8年度の予算の見込みにつきましては、さきの全員協議会で説明したとおりでございます。

次に、「ロータリー除雪車の安全装置の設置状況について」という質問にお答えをいたします。

ロータリー除雪車の安全装置の設置状況につきましては、議員御承知のとおり、10台のうち3台に設置しております。令和4年3月定例会の一般質問では「現有の除雪車に後づけが可能であれば、装着を検討してまいりたい」と答弁しておりますが、試験的に安全装置を設置した車両は令和3年度に納入したもので、それ以前に納入した車両については、ドアの構造上、取付けができない、安全装置からエンジンに停止信号を送るリレーパーの改良が困難である等の理由により、容易に後づけできない状況にあります。

今年度も1台を更新し、今後10年以内に全車両を更新する計画ですが、既存車両への設置については引き続き検討してまいります。ただ、先ほども申し上げておりますけれども、工場、いわゆる納入業者のほうの製作現場のほうからは、ちょっとできないというふうな回答があつたということ、ですけれども何とかできないかということはこちらで申し上げているというふうなことあります。

安全装置が装備されていても、必ずしも完全に安全とは言えません。毎年、除雪出動式などの機会を通じて作業前の安全確認、作業時の安全対策の周知徹底をお話しさせていただいているところでもあります。村として除雪作業の安全確保に万全を期してまいりますので、議員の皆様方におかれましても御協力くださいますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、「合海地区墓地の沈下について」という質問にお答えをいたします。

合海墓地公園の地盤沈下については、斎藤議員からありましたとおり、昨年9月に地元住民も交えまして、私も現地の確認を行っております。その際、造成工事から数年が経過していることもあり、区画の縁石に隙間等が見られましたが、墓地利用に支障を来すような地盤沈下等は確認できなかったことから、引き続き現地の状況を見守ることといたしました。

また、先月末にも職員が現地を確認したところ、新庁舎用地造成工事による影響もなく、昨年の状況から特段変化は見られませんでした。今後も引き続き、新庁舎建設工事による影響がないか、また庁舎完成後についても定期的に職員の目視により現地の状況を確認し、もし大きな地盤沈下等が確認された場合には、その都度対応してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（佐藤 勝君） ここで休憩します。

再開は11時5分とします。

休憩

午前11時05分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

8番 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 答弁ありがとうございました。

最初に、内水のほうについて、二、三質問したいと思います。

近隣住民も、やはり庁舎造成が終わって、高台から見るとやはりくぼ地になったなというふうに見ていました。やはりもともと水位が高くて、やはり住宅の中もカビが生えやすいとか、そういうこともあります。やはり今まで何とかかんとかそういう形で調整はなっていたと思うんですよ。やはり今になって、私もいろいろ質問して、やっと住民の方も少し危機感を感じたのかなというふうに感じております。

だから、もともとやはり亜炭の採掘で調整池があったわけですから、それと同じように、そして前の副村長もそういう形で公園と池を設けて、そうすればなかなか公園もいいのかなと私も思っていましたので、それでやはりいろいろ国交省のほうとも具体的な策が、令和2年の災害のときに、あれ以来ある副大臣の方から、つけてもらえるよと。それで、あのときからなかなかならなかつたものですから、ちょっと難しいのかなと思っていましたので、今回答弁を読みますと、一応排水ポンプ車で整備していくという形になりました。やはり住民の方も、排水ポンプ車を常駐させるということになれば、ある程度はやはり明確な答えだと思うから、それで、それとあとはこれ、おいおい今度村長は、今回の答弁の中でも、公園の可否をっていうことをうたっているわけです。だから、その辺のこと、これからずっと検討していただいて、そして住民の不安を払拭されるような対策としてなっているんじゃないかなと私は思いました。やはり今まで国への要望、要望というだけだったものですから、具体的な考えがはっきり今回初めて出てきたわけです。だから、そういう形で住民の方にもそういう形で説明できますよ。だから、役場としてもやはりそういう形で、前は役場が建ったからならないとかって、そういうことも答弁もありましたけれども、やはりそういう形で近隣住民もいろいろ困惑していて、もろに水が来るんじゃないとか、そういうところもありますので、やはりその辺を、その方たちの不安を払拭させてもらえるような行動を取っていただきたいなと思います。

それと、あとは排水ポンプが整備されるとしても、この最上広域の絡みのものなのか、それ1点と、あと今カヤ野のほうの水路とかも、以前はやはりいろいろ質問して整備をしていただきました。なかなか地区のほうでもそういうふうな流れまでいっていないものですから、やは

り常日頃の水路整備というところもかなり必要な部分で、やはり内水の要因を減らす原因になると思いますので、その辺について村長のほうから答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、るる斎藤議員からはお話をいただきました。最初はある程度心配していたというふうな住民も、こういった考え方を明確に出すことによってそれが和らぐのではないかというふうなこと、そういったことを言っていただきましたけれども、直接の質問としては、1つは、その住民の不安を取り除く、そういった説明会的なもの、あるいはしっかりとした釈明をしてほしいというふうに私は受け取りました。もし必要があればいつでも出向いて、例えばこれから秋に行われる村政座談会、村長と語る会、そういう席でももし設けていただければ、私がお邪魔をしながら、住民と直接膝を交えてお話し合いをしていきたいというふうに思っています。

それから、排水ポンプですけれども、これは広域のポンプとは一切関係ございません。村独自でというふうな思いであります。大体車種も、このぐらいであればというふうなことも大体決定というか、役場的には考えております。そして、その話を国土交通省の新庄河川事務所あるいは県のほうにも伝えております。そういうことで、最初の答弁にも答えてあったとおりですね、早ければまあ、遅くとも来年度当初予算には出せるのではないかというふうな思いでいるところであります。

ただ、ポンプそのものが受注生産というふうなこともあります、なかなか期間がかかるのだそうです。半年以上、10か月、10か月注文してからかかる、そういうこともあるので、できるだけ早く決定をして、その前に今日はまず皆さんにこういうことをお話ししたわけですので、まずその後に議員の全員協議会なりお話し合い会なりの中で、私のほうからそのポンプの詳細説明について議員の皆様方にお話をしながら、こんな形でいきたいのだということを説明したいというふうに思っているところであります。まだ金額その他予算のほうについても御理解をいただくつもりで、私のほうから提案をさせていただくつもりであります。

水路の維持管理も含めてですけれども、かなり今回、あそこの湿地帯、そのところの排水も含めて整備あるいは幅広く交換していくものでございます。そういうことで、以前はあそこのところは、非常に湿地帯のような感じがしたのですけれども、それがまず解決はなるんじやないかなと思っています。

それから、前のところに戻りますけれども、あそこに池を造るというのは、私は当然、調整池というふうな考え方もあったのでしょうかけれども、それ以上に、あそこのところはやはり役

場、それからああいうような低地の中にあって、いろんな食を提供する店あるいはディスカウントショップ的なお店、ああいうふうな村を代表するいろんな施設が今、民間関係の中で整備されてきてございます。そういった中で、子供たちとか村外のお客様もかなり入ってきてございます。そういう方々が憩いの場としてちょっと寄られればというのでしょうか、役場にもおいでいただき、そういうふうな全てのものを網羅したような形の中の公園的なものというふうなことで、まずは池、調整池を含めて造ったらどうなのだろうなというふうな構想の下に、私があの池という話を出したのですが、これは庁舎建設と直接は関係ございませんけれども、必ずそういうような形で整備をしていかなければならないのかというふうに私は考えてございます。

ですから、これは引き続き検討になりますけれども、そういうふうな形の中でやっていただく、第2、第3の事業として引き続き、これは引継ぎをやっていかなければならないんじやないかなというふうに思っているのです。そういったことで、用水路、排水路も含めてきっちり整備をしましたので、また今のところなっていないところについてはしていくというふうなことが話をされているわけですから、これをしっかりと実施をして、住民の不安を取り除くという努力をしてまいりたいというふうに思います。

私が聞いた話では、あの近辺の方々、当然、内水ということを心配されているようありますけれども、まずあの場所が非常に明るくなつたと、環境がよくなつたというふうなことで、喜んでいる人が非常に多いようあります。あの近くの人でなくとも、合海の本村に住んでいる方々でも、景観が非常によくなつたというふうなことで、あそこに役場にしてよかつたねというふうなことが私の耳には大変聞こえてございます。大坪方面に上るところから見ても、作之巻あるいは最上川を望むあの光景というのは非常に、建物が建つた場合でも私は景観がよくなつたのではないかというふうに思っているところであります。あわせて、できるのであれば、墓地の木々を伐採して、あの辺も少しこう、村の土地ではないわけすけれども、きれいにすればさらによくなるのではないかというふうにも思っているところであります。

あの場所は大蔵村の入り口というふうなことで、村全体を印象づける、そういったことも兼ねて、役場庁舎があそこでこれからいろんなお仕事をしていくということになれば、村のイメージも非常に上がるのではないかなと思っています。これから村のPRというのは必ず必要なわけで、あるいは工業団地線に看板を立てるとか、そういうことも含めて村の環境整備、そういうことも併せて考えていかなければならないというふうにも考えているところであります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） ありがとうございました。やはりあの場所は村の拠点となるところなんですよ。だから、やはり内水とかそういうものを住民の方々に味わわせたくないというのがありますので、ここ1か月の間に戸沢の方がちょっと近所に入居されてきました。やはりなぜここに引っ越してきたんだとちょっと私、聞きました。やはり水害で住めるところがなくて、そしてたまたまネットで見ていて、大蔵のこの土地の、うちの近所の住居を見つけてと、やはりそういう形でいろいろと、いろんなものを見たりして、地域性を見たりして、そして来て、水も上がらないようなところなのだろうなという形で来たと思うんですよ。でも、やはり以前は戸沢と同じような状況は今でも変わらないよということは、そこまで私は言わなかつたのですけれども、やはりでもなかなか賃貸で長くいれるような感じではなかつたのですけれども、やはりそういう形の中でいろんなもの、流入するにしても、一番やはりそういうことが問題となつてきますので、そういうことを防ぐ意味でも、そしてあとは本当の拠点となる意味でも、やはり公園整備も必要かなと。私は拠点ということをやはり村の将来のために必要だなと思っていましたので、その意味でやはり内水を解消して、あと近隣住民もそういうふうな、よくなつたよねと、村長の言われるとおりに、きちんとした形でやはり安心感、安心・安全を与えるようなものにして、そういう行動を取っていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 斎藤議員も御存じだと思いますけれども、清水・合海は水害の常襲地帯ということで、各おうちでは筏舟を用意しておったわけです。それが最上川中流の中で、この白須賀までのこちらの堤防、これが一番最初に、10年間の年月をかけて造成したものであります。これが一番の効果を得まして、その後、内水は若干あるのですけれども、最上川からの水があふれるというふうなことはいまだかつてなかつたわけであります。

ところが、令和2年の災害については、もう1メートルから1メートル50ぐらいで、あの堤防越えというような状況もかいま見ることができました。本当にちょっと背筋が寒くなるような状況だったのですけれども、それを踏まえてその後、令和3年からの河道掘削、そういったもので最上川緊急プロジェクト、それを実施していただいたおかげで、令和6年の災害を防ぐことができたわけであります。

そういったことで、今後、議員の皆様方と、国に対して、あるいは国会議員の先生方に対して、あるいはいろんな関係機関に対して要望を強力に展開していくことにより、自分たちの郷里であるこの大蔵村の中心地、ここを少しでも住民が安心して住めるような場所にしなければ

ならないというふうなこと、使命感があるわけですから、これについては我々執行部、役場一丸となって、そして議員の皆様方と一緒にになって、要望を実現していかなければならぬといふうに考えているところであります。ぜひ御協力のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 2点目ですけれども、新庁舎建設の予算ということで、ちょっと通告するような内容ではなかったように思いますが、なかなか出てこなかつたものですから、やはりちょっとさせていただきました。それで、確認なのですけれども、これは確定値でということでおろしいわけですか。完全な。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 入札金額とかそういうものは、もう落札したわけですから変わりはありません。その後、いろんな工事について、例えば変更を余儀なくされるところもあります。その際には全て議会を通してするわけですので、それは御承知おきいただきたいというふうに思います。これは最後の確定値ではありません。確定になっていた金額ではございません。確定値というのは、一番工事が全て終わって、それで出てくるものがそういうふうな金額だということになっています。これから大きく逸脱することはないと思うのですけれども、これを基本として今後、工事を進めていくということは間違いないことあります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 私は当初のことだけちょっと聞いて、増減はあることは理解しておりますので、一応これは当初であります。この段階だということで理解しております。

あと、住民に対してですけれども、私たちがもらった金額だけの内容でございますけれども、これを内訳つきで、ある程度これはこれだということで公開されるのでしょうか。どうでしょ
うか。金額だけなのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） もう1回ちょっと内容を詳しくお願いします。

○8番（斎藤光雄君） この内容をいただきましたよね。この金額、その部分だけを広報に載せるのか、あとそれに例えば中身を少し入れて、概要だけを入れて掲載するのか、そういう質問でございます。

○村長（加藤正美君） 一応こちらの役場としては、これでというふうな思いだということあります。

○議長（佐藤 勝君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） いずれは工事が完成すれば、そういう概要の中にもいろいろ入ってくると思うんですよ。やはりそういうことも踏まえて今からやっておけばいいんじゃないかなと思いますけれども、一応じやあそういう形で見ているということで理解しております。理解しました。

それで、3点目のロータリー除雪車の安全装置の設置状況ということなのですけれども、この装置が設置できなくなったというのは、大体いつ頃分かったわけですか。ちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 業者にお聞きしますと、いろいろ工面をしながら何とかできないかなというふうに努力をしたというふうに聞いています。その年月について私はまだ聞いていませんけれども、事務局といいましょうか、担当課からはそういうふうなお話でした。

それで、もちろん斎藤議員が言わんとしていることは分かりますけれども、私は逆にここで言いたいのは、今こういったものが、全て安全装置が機械でもって確認できるようなことになっていますけれども、私は業者にお願いするのは、あくまでも自分の目で体を動かして安全確認をしてくださいと言っています。例えば後方を見るときにバックモニターがありますよね。それだけ見ていると必ず死角があるんですね。そこで、映されるところと目で確認をして見た場合と、違うものが出てきます。ですから、見えないところはしようがないと思うのですけれども、必ず自分の目で確認をしてくださいと。機械を過信するなど。それが事故につながっているんですね。

ですから、私はこの機械が幾ら優れても、事故が起きなくなるということはないような感じがするんですね。ですから、最終的には人の問題なのです。例えばこの装置をつけても、切ることができるものですよ。人が安全確認のために、逆に。ですから、助手席から降りても止まらないようにできますし、人の気持ちいかんではどうにでもなるものですから、この機械をついたから事故が起きなくなるということはないんです。

ですから、何回もくどくなりますけれども、必ず目視でやってくださいというふうにはお願ひしています。そういうことですので、これから村として新しく入替えする、そういった機械には全てそういう安全装置は、全てつけてまいります。ただ、今まで入れていたものに対してはそういったことでできないというふうなことを言われたものですから、何年度に遡ってきたのかというようなこと、例えばそれを斎藤議員あるいは議員全体に言わなかつたというふうな

ことが、ちょっとどうなのかなというふうな思いで質問されているのかもしれませんけれども、それはそれとして、なかなか業者から来るのが遅かったのではないかというふうに私は思います。今日はちょっと課長がいないので、これで私のほうの答弁で勘弁いただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 勝君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） もう2点ですけれども、今事故が起きたときに、労働基準監督署から指導的な講話をいただけたということで、今はもうきっちりそういう形の講話はなさっているのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） このことは私は答えられません。事務局、担当課分りますか。（「ちょっと調べます」の声あり） じゃあこれ、後から。

○議長（佐藤 勝君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 村長の大体気持ちは分かりました。それで、やはりこれから私が一番言わんとすることは、昨今のやはり人手不足で、除雪の安全祈願祭とかそういうの伺いますと、やはり他市町村から来ている方もちょっと知っている方もかなり来ているものですから、それでやはりますます今度は人手不足で、やはり技術不足とかそういうことがさんざん危惧されますので、やはり今いろんな方が、ベテランの方が稼働していますけれども、やはりそういうことを踏まえて、最低でもそういう形のもので、これから村長が10年後をめどに大体全車に、購入するものにはつけていくと、そういうものをやはり曲げないで、大蔵村はそういう形で全部安全装置をつけていくんだよということで進めていってもらいたいなと思います。やはり村長も、あそこの家を訪れたときもどういう状況であれだったか十分理解されていると思います。そういうこともやはり踏まえて、きっちりとやはり、職員の方たちも当時の方もいないですし、もう、そういうこともありますので、そういう形で今後きちんと進めていっていただけたいたいなと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 斎藤議員はその経過についてよく御存じのとおり、おっしゃるとおり、その亡くなられた息子さんのおうちにあって、お母さんとも涙ながらにお話をしてまいりました。ここに書いてあるとおり、今後、私の息子のように、排雪に関わる仕事をしている方で、こういうふうな事故で命を落とすようなことがないように何とかお願いしたいというふうな思いを語っていただいたわけであります。それに心を打たれたというふうなわけではありません

けれども、本当にそれはあってはならないこと、そういった思いから、大蔵村から、山形県でも一番小さな村から、ただしやはり雪の降る量は全国に名立たる大蔵村ということで、降雪量が多いことは有名でございます。

そういった村でございますので、国交省にも働きかけました。そのことによって、こういうふうな安全装置が生まれてきたわけであります。今まで初めてだそうであります、自治体側から国交省あるいはその除雪機械を造っているところに、そういうふうな具体的な改善要望というような形で、文書で頂き、それが具現化になり、そして令和5年度からでしたかね、6年度からでしたかね、それが除雪機械に安全装置としての義務づけ化が図られたというふうなことがありました。

これについても、うちが初めてというようなことで、国交省も業者側と、製造する機械メーカーとしても大変感謝をしておりましたし、またそういうふうな豪雪地でなければ、なかなかそういうこと、具体的なことも案として、あるいは処置として出していただけなかつたというふうなことで、お礼の言葉も私、いただいております。

そういうことで、貴い犠牲の上にこういうようなことがなつたわけですから、今後大蔵村では、そういった除雪事故、二度とないように、幾ら人手不足であろうと経験不足であろうと、そういうようなことがあってはならないわけで、業者としては、使う側として施設の壊すことのないように、あるいはきれいな、しかもスピード一な形の中で、すばらしい日本一除雪完備の村を目指しているわけですので、それに対してしっかりととした対応をしていただけるよう、今後も業者、そういったところに要望も、そしてお願いをしてまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤 勝君） 齋藤光雄君。

○8番（齊藤光雄君） 最後の質問をしたいと思います。一昨年、ちょうど9月の定例会終わつた後に村長から見ていただきました。それで見守っていくというものだったのですけれども、やはり私が一番申し上げたかったのは、確かに墓石のさおとかああいう部分は、基礎処理は全部墓屋さんがきっちりしているものですから、それは何もなつていないです。それは承知していますけれども、やはり例えばほかの部分に関しては、やはり入り口のほうの階段があつて、脇の部分の土羽というか、それは土羽材料が施工方法のその当時のやり方で、やはり設計書にもそういうふうに盛り込まれていると思いますけれども、土羽材がやはり山砂なわけですよ、やはりね。だから、締固めがなつてているような状況ではないんですよ。やはりのり面も、後で担当者の方でもいいですけど、手で触るとすぐ崩れてきます。その階段のすぐ脇。誰かが除草

剤を振ったからかもしれないのですけれども、あのもの自体が山砂なわけです。だから、そういう形の中で、その当時はそれでよかったのだろうけれども、やはり除草剤の影響もあるのかなと思っていましたので、やはりちょっとその辺も加味しながら見ていただきたいなと思います。

あと、ちょっと通告はしていないのですけれども、今回、新庁舎の造成で墓地造成、少ししたわけですよね。それで、管理地が自分のところでない部分の草刈りが、今回全然なっていないうわけです。だから、何かいろいろ聞くと、俺の土地じゃないから草なんか刈らないよとかつて言っているものですから、その辺のことをどう役場では考えているのかなと思ったものですから、ちょっとその辺の返答をお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、後段言われたことはこの場でではなくて、今言われたことを注視をしながら見ていったり、あるいは担当部署で話しをさせて対応してまいります。

それから、地盤沈下というふうなことですけれども、それはないというふうにいろんな業者に見せたのですけれども、返答でした。斎藤議員が言われた、そこの目地のところが開いたというの、あくまでもガードパイプがありますよね。それがこういうふうに雪のためにこちら側に引っ張られたというふうなことで、あそこの目地が開いたというふうな見解でした。ですから、もしどうしてもあれだったら、ガードパイプをどうにかしなくてはいけないのかなと思っているのですけれども、その辺については逆にどういうふうな考えでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 私としてはあのガードパイプが何の意味をなすのかというふうに思っていました。あんなステンレス製の高価なものを使って、あれを打っただけで、例えば階段のよう全部こう、数メートルの部分をやっただけで土留めになるんですよ。やはり水は下に流れます。そうすると、必ず私たちのほうから、埼玉にいるときも団地造成なんかやったりして、一雨ごとに団地のあがれが下がるわけです。それと同じ要領で、水は下に、下がれるほうに下がりますから、それで、確かにこれ、村長、目地裂けたことは言っていますけれども、やはり引っ張られて、そしていろいろ下がっていって、そういう形になっていますので、だから前回も言いましたけれども、あんな高価なものを処分して、それを今度、階段のほうに向かたほうが、そのほうがぐっと土留めになると思っています。そして土留め材を入れ替えて、そうすれば、今の状況は保てると思います。これから今、くい打ちが始まって、これが今ほら、あそこの林を寄附された方もいて、将来は道路になるわけです、完全なる。便利な道路になつ

て。それがみんなも気づき始めて、そういうことを言っているものですから、私が申し上げて いるのであって、だからある程度はやはり、お墓に金をかけることはないと私は思っています。基礎処理しっかりされていますから。自分の家のを見ていて。

だから、ちょっととした今そういうことを、やはり造成時にも担当者に申し上げましたが、全然何か聞き入れてもらえなかつたものですから、やはりだから実際そういう形の中でそういうふうにやっていけば、現状維持はできるんじやないかと思っていますので、その辺きっちりと 村長も見てもらって、担当者もやはりこう、触れてもらって、やっていただきたいと思っています。ぜひそういう形で、やはり庁舎をあそこに設けるのですから、いろいろこれからごたごたのないように、どうぞよろしくお願ひいたします。

あと、もう1点、通告していなかつたけれども、今はそこに移転する際に、県の用地がある わけですよ。そして、道路を上っていくときに、県の用地がかかっていて広くなれないことは 分かっていますけれども、そのことを少し将来的に、要望的な意味合いにもなりますけれども、 それもちょっと少し考えていただければなと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたい と思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の別件のやつはまた別の機会ということで、この場ではちょっと答え を控えさせていただきます。とにかく議員がおっしゃっているとおり、地盤沈下なんていうこ とはないということを皆さんもおっしゃっていますので、それは、何でいうのでしょうか、う わさになるようなことをちょっと避けなければいけないなというふうに思っています。実際に なっているのであれば私はしようがないと思うんですよ。それを面白おかしく広がっていくよ うなことでは、これはちょっとまずいなというふうに思っています。

ですから、この地盤沈下については、しっかりとした根拠の下におっしゃるのであればこれ は仕方のないことだと思うのですけれども、そこら辺をちょっとお話しください。考えていただきたいと思います。

それから、ガードパイプの件はまた様子を見ながらというようなことで、もし冬に引っ張ら れるような状況であれば、冬には外したりできるのであれば、そういうふうな対処の方法もあ るでしょう。そこだけ工事ということをまた別に考えることは、ちょっと今のところ、私自身 は考えておりませんので、そういうことも含めてお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） どうもありがとうございました。じゃあ別件も含めて後でまた御相談に上がりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

これで終わります。

○議長（佐藤 勝君） 以上で一般質問を終わります。

質問された各議員の皆さんには、大変御苦労さまでございました。

日程第2 議第62号 大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐藤 勝君） 日程第2、議第62号大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、議案の提案理由を申し上げます。

議第62号大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 議第62号大蔵村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例等の一部を改正する条例。

この一部改正条例の主な内容につきましては、1点目が、個人住民税について大学生年代の子供等に関する特別控除の創設、そして2点目が、加熱式たばこの課税方式の見直し、そしてもう1点、公示送達についてインターネットを利用する方式への見直し、その3点について、地方税法の改正に伴い改正するものであります。

詳細につきましては、過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、内容説明のほうは割愛させていただきます。

議案書の最後のページをお開きください。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第63号 大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（佐藤 勝君） 日程第3、議第63号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第63号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第63号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

次のページ、附則から読み上げます。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の大蔵村職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第64号 大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐藤勝君） 日程第4、議第64号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第64号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、人事院規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第64号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次のページ、附則から読み上げます。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第65号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

○議長（佐藤勝君） 日程第5、議第65号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第65号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について。

この議案は、最上広域市町村圏事務組合に、新たに総合調整監を置くことができるようにするため、必要な変更を行うことについて、地方自治法第290条の規定により提案をするものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第65号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について。

最上広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約を次のように制定する。

最上広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約。

最上広域市町村圏事務組合規約（昭和45年指令地第12454号）の一部を次のように変更する。

内容については、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

附則から読み上げさせていただきます。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） これはこの間、広域の局長の人が説明に来まして、これでそのときの説明を把握しながら私、考えたのですけれども、まず局長がいて、それも臨時の人でしたけれども、総務課長がいて、それでその上に総合調整監を置くという話で、年代を見ますと、その局長は今、臨時みたいな格好でいますけれども、10歳ぐらいずつ年が離れているものだから、局長になれるべき年齢に達しないときにこの総合調整監を置きたいという話だったのですが、それに関してですけれども、じゃあ総合調整監と事務局長の2人置く状態はあるのかと聞いたら、それは理事会の承認で決まるという話ですから、総合調整監を置いて事務局長もいれば、同じ仕事を2人ですることになって、はっきり言って無駄なお金をかけることになりますよね。だからってそれがないように、理事会のほうで村長が理事でありましょうから、しっかりその監

視をしていただきたいなと私は思ったので、それに対して 1 つ意見、いいのか分からぬですけれども、そういうことをちょっと発言させてもらいました。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今伊藤議員から言われたことを私ももっともだというふうに思っています。まず、根本は、最上広域市町村圏事務組合は財政的にどこで成り立っているのかというと、最上 8 市町村の分担金で成り立っている組合でございます。しかも、一部事務組合というふうなことで、消防あるいは教育委員会、そしてごみ処理というふうなこと、これがごく一部分のことなものですから、その事業ごとに組合を組むというようなことで一部事務組合、総合事務組合ではございません。

そのことですので、やはりお金の出ているところが一番大事なことであって、その経費をできるだけ少なく、そして頂いたお金をまず有効に貴重に、大事に使うべきだというふうに思っています。そういう観点から、私もこの審議についてはいろいろ御意見を申し上げました。

伊藤議員も御承知のとおり、議員間でもそうですけれども、多数決です。理事会制もですね。理事会の中でも。ですから、この決定については多数決で決定になります。決定になったことは理事会の総意となります。私が反対したとか、誰が反対した、それは関係なくなります。大蔵村の村長が反対した、鮎川の村長が反対した、例えばそうだとして、6 対 2 で負けてしまいます。そうすると、その中で結局、最上広域市町村圏理事会としては決定したというふうなこと、合議制であります。そういうことで、この状態が決まりました。

全てがこの提案に賛成したものではございません。るる、けんけんがくがく、いろんなことで協議、意見交換をしながら決まったことであります。全てやはり満場一致になる場合も多いのですけれども、非常に大事な案件についてはそういうようなこといろいろ意見が分かれることもあります。

今質問いただきましたことについては、私もそういうようなことを申し上げた 1 人ですので、監視ということではなくて、やはりそういうふうに仕向けていかなければならないと思っていました。ただ、何回も言いますけれども、それも合議制ですので、なかなか、はい、そうですかというようなことで、この場で私はそのことを確約することはできません。ただ、大蔵村長として、議員の皆様方からも職員の皆様方からも村民の皆様方からも、そういうふうな御意見があるというふうなバックを下に、そういうふうな発言をさせていただきたいというふうに思っています。

ですから、案件ごとに是々非々で私は臨んでいます。決してその雰囲気にの

まれた形でその流れに巻かれるというふうなことは、私の気性からしてあり得ないことでもありますし、しっかり異議を唱えてまいります。

ただ、希望として、ここに条件もありますけれども、そういったことを踏まえて、事務局長と総合調整監、兼務をするというふうに約束をしているはずです。皆様方にそういうふうなことを言っていませんでしたか。総務課長、そうですね。それで、私どもも、私も納得したというふうなことで。そういうような答弁でよろしいでしょうか。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。

○村長（加藤正美君） 確認します。5ページ。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 言葉が足りなかつたかも知れません。とにかく2人置かないように、目を光させていただきたいという話です。

○議長（佐藤 勝君） ほかに。大事な話ですから。やはりあやふやな理解で賛成なんていったらまずいから、皆さん、しっかり説明を受けたのですから、いや、それ違うのではないかぐらいは言っても差し支えないと思うので、もしあつたら意見出してください。早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今の村長の説明でちょっと私も見たのですけれども、6ページの中に、事務局に置きますってなつてなつて、その下には事務局次長、これがちょっと分からぬのですが、今も事務局次長というのは事務局にいらっしゃるのですか、今現在の体制で。

○村長（加藤正美君） 資料、ちょっと私、手持ちなくて申し訳ないでした。今、事務局次長というのは、今はこれは名目上はあるのですけれども、置いていないようあります。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） いいですか。（「はい」の声あり）ということは、結局1人増えるということになるのかなと思って。事務局長というのが今全部やっていて、事務局次長という方はまた別に、今もいる。いないんですよね。ということは、この間の説明の中で、私も広域に行っていてあれなのですけれども、その辺ちょっと分からなかつたので、事務局長と総合調整監は兼務するよというふうには受け取りました。だけれども、それプラス今度は事務局次長っていう方が新たに役職としてここに増えてきているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 一応ここに役職としては載っているようありますけれども、置いてもいないし、人員をできるだけ抑えてというふうな思いでいますので、これからも置くことはないというふうに思いますけれどもね。ただ名目上あるというだけで。例えば今、大蔵村役場で

も、課長の下に課長補佐というのはいて当たり前なのですけれども、人事の関係で置いていな
い課もございます。かといって、1つの課に課長補佐が2人いるところもあります。それは業
務分担ですよね。

そういうことですので、増えるというのではなくて、役職としての地位を上げるというふう
に、この説明ではなってございます。というのは、先ほど加藤議員からも説明がありましたけ
れども、このたび消防パワハラ問題がございましたよね。パワハラ問題の中で、消防部局とそ
っちの総務というか、広域の総務関係職員のほうの全部のほうと、意思疎通がうまくいかなか
ったということで、こちらのほうは総務課長というふうなこと、こちらのほうは消防長という
形。本当は上下関係があればいいのですけれども、同列だというんですよね、位が。そして、
こちらの総務課長はこちらの消防関係のほうにいろんな指示とか命令ができないということに
なっているのだそうです。

私の思いとしては、広域を代表する職員は広域の事務局長だと思っているのですが、私は上
だと思っています。みんなはそういうふうに思っていたはずなんですね。ところが、規約上は
同列、同一というようなことで、その規律、調整がうまくいかなくて、ああいうふうなパワハ
ラが起きたと。ですから、そのパワハラを起きなくするためにも、こういうふうな機構改革が
必要だというふうな形で、事務局としては上げてきたというのがこの案の実態であります。

そして、今補佐が2人いるのですけれども、業務課長と総務課長補佐、その方々が50代にな
っているのですけれども50代前半で、まだちょっと局長にするのは早いというのでしょうかね。
総務課長でも経験しないとなかなかその局長に昇格することができないということで、なおか
つそういういろんな広域の事情がありまして、その総合調整監というふうな方を置いて、中
のいろんな意見の調整をスムーズにするためにこの職を置きたいというのがまず、はっきり言
えば理事長、一番の理事長がそういうふうな思いが強いというふうに私は思ってございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 兼務ということで事務局長と総合調整監が同じ人物であるということは、
経費の面から言えばいいわけですが、そうすると事務局長と消防部というのは並列だったわけ
ですね。そこに同じ人物が総合調整監になるというのはちょっと、同じ人物が事務局長と兼
ねるというのは、ちょっとどうなのかなと。同一人物が調整もするし、同列の部分の一部門で
もあるというのが、ちょっと意味がよく分からなかったのが正直なところなのですが、その辺、
どう理解したらいいでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 法規上といいましょうか、そういうふうな位置づけ、位づけがしっかりとできていれば、私は兼務でもやれるのかなと思ってございます。でなければ、やはりなかなか皆さんの理解を得ることが難しいということで、代案として、対策案として出てきたのが、兼務させるというようなことではなかったかなというふうに私なりに理解をしてございます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 最後、調整をするときに公平な目で見るのでしょうけれども、事務局長が兼ねていれば、事務局長のほうと消防部のほうが違った場合、やはり同じ人が判断するわけですから、事務局側の意見が通るような気もしないでもないのですが、ただ、実態の実情もあるということで、この間の説明で理解できるところもあったわけですけれども、今聞いて分かりました。ありがとうございます。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私もその辺のところで非常に分からぬところ、グレーの部分があるものですから、いろんなことを細かく私、細かい人なものですから質問しています。というのは、何でいうのでしょうか、私もやはりその位づけといいましょうか、役職の位置づけをしっかりとおかないと、様々調整も難しくなると思います。ですから、結局それで折れたのですけれども、そのプラス財政面の支出、1人1,000万円です、この方、大体聞いたと思うのですけれども、1,000万円を簡単に捻出するというふうに言いますけれども、やはりそれが全部8市町村にかかるてくるわけですよ。

それから、私はその調整監というものをあえて持ってきたというのは、そのパワハラに結びつけてどうだったかなというふうな思いもあります。それは人間対人間、心の問題でありまして非常に難しいものもあるのですけれども、やはりこの広域の大変さというのは、各市町村の意思がしっかりと反映されてやっていかなければなりません。ですから、事業調整監といえども、我々理事と同列の位では私は駄目だというふうなこともはっきり申し上げました。最終的にはやはり決定は全て理事会なのです。議案、議会に提出する案件に対しても、理事会で合議にならなければ駄目なわけです。

理事長の権限というのは非常にそんなに大きくありません。ありませんけれども、やはり理事会を代表するというふうなことなものですから、それからやはり公平さということを一番大事にしていかなければなりません。これは、大蔵村は8市町村の中で一番財政規模も小さいですから、分担金も少ないです。出すから、別に大蔵村として遠慮することはないです。同じ首長

の1人として、そして人口、財政規模、そういうしたものに合わせて分担金を出しているわけであって、全然遠慮することもないですから、しっかりととした発言をしていかなければならぬというふうに思っています。その辺に関しても、議員の皆様方から御支援をいただきたいと思っているところです。

そういうことで、今後、皆様方からの要望も含めて、しっかりとこれについては発言をしてまいりたいと思っています。ただ、今回、最上郡8市町村が1つでも、また採択にならなければ、お流れになります。そういうことで、各町村、採択をしていただけるようというようなことで、広域のほうでも議員の皆様方に来て説明をしたはずであります。

以上です。（「いいですか」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） はい。

○5番（八鍬信一君） 村長に確認です。先ほどの早坂議員が言った、事務局長を置くことができるというのは、第12条の2項にあります。事務局長を補佐する、事務局次長を置くことができる。結局、総合調整監を置くということは、事務局長という職名はなくなるわけですね。2人置かないのですから。多分そうだと思うのですけれども、そうなったときに、事務局長を補佐するという次長もいないということです。それの確認です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長、できますか。

○村長（加藤正美君） 本来であれば、広域の局長が来たときに聞いてもらえばよかったですけれども、私の見解を申し上げます。兼務というか、局長がいなくなるわけではありません。あくまでも兼務です。（「職名、局長という職名がなくなる」の声あり）なくなりません。局長も兼務です。（「2つの名前を持っているんですか」の声あり）結局そうなります。局長であり、総合調整監です。八鍬議員のおっしゃるのは、結局、局長という形がいなくなれば、次長というふうな人が必要になってくるのではないかということでしょう。（「いやいや、それはいないのでしょう」の声あり）ですから、こちらのほうは、置くことができるとなっているか。

ですから、総合調整監を置くことができるというふうにしています。置かなければならぬではないのです。必要に応じて置くことができると私は理解をしております。ですから、今はちょうど置かないと駄目な時期なので置きたいというふうなことで、こういうふうなことをしたというふうに思っております。

だから、私がこの前の議会で申し上げたあのときは、プロパーがまだ育っていないので、プロパーが育つまでの間のまづ臨時的措置というのですか、代替措置だというふうに私は理解を

したのですが。ただ、1回置いてしまうと、なかなかそれが続いてしまうのが常ですけどね。その辺はやはり広域議会の中でもしっかりと練っていかなければならないというふうに思っています。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） ちょっと時間取らせますけれども。この間の話では、事務局長が組織に物申すことができないので、この調整監を置くという話でした。ということで、2人は置かないと。だから、当然、各町村で決定すれば、事務局長という職名はなくなる。それで、総合調整監という方がいると。それは局長の今までの業務を代行するというのは聞いています。そういう話ですよ。

それで、この第2項にある、結局、事務局次長もいなくなる。置くことはできるとありますけれども、置くことはないはずです。だから、これは削除です、もう。この第2項というのは。私はそういうふうに捉えますけれども、その辺やはりちょっと詳しく、理事会でも話をなされたかどうか分からないですけれども、それがちょっと今後については確認する必要があると思いまして、村長に確認したところでした。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これから広域の理事会までそういう機会もなかなかありませんので、ぜひこれは広域議会の中で発言をしていただくように、議長と、それから早坂副議長にお願いをしたいというふうに私から思います。なお、うちの今回の本会議ではこういうふうなお話がありましたということは、私から伝えておきます。（「お願いします」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。

ちょっとお尋ねしたいのですけれども、この状態で議員の皆さん、採決できますか。していますか。何もなければ採決します。

村長は理事としてどうですか。

○村長（加藤正美君） ちょっといいですか。その前に総務課長から補足説明したい。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） ちょっと今の関係について補足的に御説明申し上げます。

まず、総合調整監というものにつきましては、あくまでもこちらは特別職であります。特別職です。事務局長、こちらについては一般職員ということですので、役職からしてまず特別職と一般職員では違いますので、我々課長職以下と、あと三役というような形で、まるっきり職

というのが分かれております。一般の地方公共団体でありますと、その兼務、例えば副村長に一般職員がなれるかということはできないのですけれども、この一部事務組合についてはできるというふうな説明があったと思います。当時、佐藤事務局長がそういうふうな説明を行っております。それで、その兼務ができるので、今回そういうふうな形でさせていただくということで御説明があったと思います。

事務局長というのは、条例上ではなくて規則で定められておりますので、その辺ちょっと違うよということを御理解いただきたいなと思います。普通ですと、条例行為ということで特別職のほうは条例に役職を置くことになりますけれども、普通の一般職以下については規則で、広域のほうでは規則で定めているようですので、その規則の改正ということにもし、先ほど削れという、事務局長を置かないのだったら削ってもいいんじゃないかという話もありましたけれども、こちらのほうは規則で、事務局側サイドで改正して取ることができますようになりますので、その分ちょっと解釈が変わってくるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

基本的には、事務局は規則上で置くということになっておりますので、こちらはできる規定ではないのです。事務局次長は置くことができるということで、できる規定になっておりますで、そちらは理事会のほうの人事ということになります。

あと、もう1点ですが、先ほど事務局長が、調整監が今回の改正でもって事務局長を兼務するということですので、事務局のあそこの事務室にいる人数については変わりがないということで御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 総務課長の説明で皆さん納得できましたら、採決します。異議ないですか、採決するに。異議があるか何か言ってもらわないと、先進まないんで。採決していいですか。

午後からやります。休憩します。

休憩

午後1時20分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど議会議員の皆様方からいろいろ御質問いただきました。その不明

点について、先ほど休み時間を取りまして、広域の事務局の局長とお話をさせていただきます。

私のほうからではなくて、総務課長のほうからそのことについてお答えをさせていただきます。議長、取り計らいよろしくお願ひします。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より説明をお願いします。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、私のほうから御説明申し上げます。

再度確認を含めまして、今まで発言したことも含めて申し上げたいと思うのですけれども、まず総合調整監1人を置くことができる規定ということになってございます。それで、この総合調整監を置いた場合、事務局長は置かないということですまず理事会のほうで決定しているということで、まず今後2年間、来期ですね、令和8年4月1日からは調整監を置くといった場合は事務局長は置かないということではっきり決めているということでございます。

あと、事務局次長と事務局長、規則のほうで定まってございますけれども、6ページに書いてあります、事務局長を置くと、事務局長を置くことができるという表現については、基本的には同じ、できる規定と同じだと考えていただければと思います。

先ほど来、いろいろ疑義が生じておりますけれども、今後、規則のほうの改正については12月までに見直しを行っていきたいというふうな広域事務局サイドからのお話でしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり事務局長を置かない場合ですけれども、すると事務局長の給与相当で調整監のほうの給与を考えているという御説明が前にもあったと思いますけれども、ですので経費的な面についてはまず変わりないと。広域の職員の人数のほうについても変更がないということで御承知おきくださいというのをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。質疑ないですか。八鍬信一議員。

○5番（八鍬信一君） 今、報酬の件なのですけれども、局長と同じ、同額というのですか、1,000万円程度というような話は前に聞いたのですけれども、局長はそのくらいはもらっていないのですか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらの金額については、給料だけではなくて、その他の共済組合とか退職手当組合とか、団体としての負担金も含まれての入件費1人分相当として約1,000万円程度ということで、その金額であると考えております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） ということは、今まで局長って幾らもらっていたか知りませんけれども、仮に700万円だったら、プラス300万円という、同額ではないですよねと理解していいのですか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、八鍬議員の考え方はそのとおりなのですけれども、プラス300万円については福利厚生、そういういろいろなもろもろの経費を含めてのことと、1人当たり1,000万円というふうに答えていたというふうに思います。

あと、皆様方から大蔵村での意見交換の文言もここに全て出ております。これも皆様方、見てくださったと思いますけれども、これで納得をしていただけるようにお願いしたいなと思っています。

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 確認ですけれども、総合調整監は特別職なわけですね。事務局長は置かないということになるだろうということなわけですけれども、そうすると700万から1,000万円かという話もありましたけれども、特別職としての総合調整監がいて、それが事務局も統括するということなのだと思うのです。そうすると、幾らかは上がるわけですね。一般職の給料とは違うわけですから。その部分は多少は違いがあるということなのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 基本的には、前回局長が答弁させていただいているのですけれども、事務局長クラスということで考えているということですので、私が考えるに、変わらないものだというふうに考えます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 給与額は変わらないけれども、役職としては特別職扱いになるという理解でいいですかね。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） はい、そのように考えていただいて可能かと思います。

○議長（佐藤 勝君） いいですか。（「はい」の声あり）

ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第66号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（佐藤 勝君） 日程第6、議第66号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第66号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について。

この議案は、過疎地域である本村の持続的発展に必要な行財政上の特別措置を受けるために策定した本計画について、新たな事業を追加し、計画内容の一部を変更したいもので、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第66号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について。

大蔵村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第67号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（佐藤 勝君） 日程第7、議第67号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第67号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

この議案は、沼の台辺地及び肘折辺地における公共的施設の整備を促進するため、新たに整備する施設を追加し、計画内容の一部を変更したいので、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第67号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

大蔵村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

こちらの内容につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） これの辺地の中身ですけれども、四ヶ村の簡易水道の水源設備整備とありますけれども、地域整備課のほうに対する質問になるかと思うのですけれども、今年の渇水のときに、去年、おととしかは、塩から水をくんで、四ヶ村に持っていったという経緯がありましたけれども、今年はどうだったのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 今井地域整備課長補佐。

○地域整備課課長補佐（今井啓之君） 今年度につきましては、四ヶ村地区への給水車での給水は行っておりません。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） そうなれば、これはわざわざ水源を求めなくてもいいのかとは思わないのですけれども、今年はやはりぎりぎり大丈夫だったんだろうなと思います。それで、何年か前、水源地を整備するというのは、何かこう、岩にクラックが入ったのでそれを断念したという経緯があったと思うのですけれども、その場所とまた別に水源地を求めるという状態なのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 今井地域整備課長補佐。

○地域整備課課長補佐（今井啓之君） すみません、ちょっと確認いたします。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。

○2番（伊藤貴之君） はい、じゃあ住民の安心・安全のために頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 勝君） じゃあ後ほど。じゃあ確認して報告します。いいですか。（「はい」の声あり）

ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第68号 権利の放棄について

○議長（佐藤 勝君） 日程第8、議第68号権利の放棄についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第68号権利の放棄について。

この議案は、令和7年3月31日をもって解散した肘折温泉郷振興株式会社の清算業務の財源に充当するため、地方自治法第9条第1項第10号の規定により提案するものであります。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 議第68号権利の放棄について。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10

号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

肘折温泉郷振興株式会社に対する出資金1,300万円のうち、金318万3,596円

2 権利の相手方

肘折温泉郷振興株式会社 清算人 木村裕吉

3 放棄の理由

肘折温泉郷振興株式会社の解散に伴う清算業務の財源に充当するため。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願ひいたします。

○議長（佐藤勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第69号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

○議長（佐藤勝君） 日程第9、議第69号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第69号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億1,800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,920万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、補正予算書の2ページを御覧ください。

議第69号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,920万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、6ページを御覧ください。

第2表 地方債補正。

変更でございます。起債の目的、災害復旧事業債。補正前の限度額3,150万円、補正後の限度額1,260万円。

辺地対策事業債。補正前の限度額1,090万円、補正後の限度額50万円。

過疎対策事業債。補正前の限度額5億7,120万円、補正後の限度額2億7,800万円。

合計、補正前の限度額7億1,740万円、補正後の限度額3億9,490万円。

起債の目的、利率、償還の方法については、変更はございません。

10ページをお開きください。

歳入になります。

10款1項1目地方交付税1億1,458万6,000円。

12款分担金及び負担金1項負担金2目民生費負担金70万円。

2項分担金1目災害復旧費2,000円。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目災害復旧費国庫負担金1,142万円。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1億7,994万2,000円。2目民生費国庫補助金46万2,000円。5目教育費国庫補助金390万円の減。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金180万2,000円。4目農林水産業費県補助金12万6,000円。8目災害復旧費県補助金697万9,000円。

16款財産収入2項財産売払収入5目残余財産清算収入981万6,000円。

17款、次のページをお開きください。1項寄附金8目一般寄附金1億円。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 1 億1,773万1,000円の減。4 目ふるさと大蔵村応援基金繰入金 1 億円。

19款 1 項 1 目繰越金3,465万5,000円。

20款諸収入 4 項 5 目雑入164万円。

21款 1 項村債 3 目衛生債410万円。4 目農林水産業債4,650万円の減。5 目商工債70万円の減。6 目土木債7,650万円の減。7 目消防債60万円の減。8 目教育債 1 億8,340万円の減。9 目災害復旧債1,890万円の減。

次のページをお開きください。

歳出になります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 8 万8,000円。3 目財政管理費 1 億円。5 目財産管理費25万円。6 目企画費5,541万5,000円。7 目地域振興費391万2,000円。8 目情報システム費25万3,000円。11目諸費 7 万5,000円。

2 項徴税費 1 目税務総務費191万6,000円。2 目賦課徴収費 2 万5,000円。

次のページをお開きください。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費213万2,000円。

5 項 2 目統計調査費 4 万円。

○健康福祉課長（中島輝美君） 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費16万9,000円。

2 目国民年金費 3 万1,000円。3 目老人福祉費98万9,000円。4 目障害福祉費64万8,000円。

次のページをお開きください。

5 目国民健康保険費2,000円。6 目福祉医療費 3 万6,000円。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費113万4,000円。2 目児童福祉施設費156万8,000円。3 目児童措置費26万6,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、次のページをお開きください。1 目保健衛生総務費 1 万1,000円。4 目予防費262万4,000円。5 目健康づくり推進費19万円。7 目浄化槽費 7 万円。

2 項清掃費 1 目清掃総務費、こちらは財源内訳の変更です。

3 項 1 目簡易水道費87万5,000円の減。

○産業振興課長（若槻 寛君） 6 款農林水産業費 1 項農業費、次のページをお開きください。

1 目農業委員会費、こちらは財源内訳の変更となります。2 目農業総務費205万6,000円。3 目農業振興費15万1,000円の減。6 目農地費4,647万9,000円の減。

2 項林業費 1 目林業総務費 9 万4,000円。

7款1項商工費1目商工総務費21万3,000円。3目観光費5,000円。

次のページを御覧ください。

2項1目地域活性化促進費155万円。

○地域整備課課長補佐（今井啓之君） 8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、財源内訳の変更でございます。

2項道路橋りょう費2目道路維持費、財源内訳の変更です。3目道路新設改良費5万2,000円。

5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費47万8,000円。

次のページをお願いします。

○危機管理室長（佐藤克也君） 9款1項消防費2目消防施設費120万円。4目危機管理費9万6,000円。

○教育課長（羽賀明美君） 10款教育費1項教育総務費2目事務局費8万円。3目スクールバス運行管理費2,181万円の減。

2項小学校費1目学校管理費4万2,000円。

3項中学校費1目学校管理費7万3,000円。

次のページをお開きください。

4項社会教育費2目公民館費、こちらにつきましては財源内訳の変更になります。3目生涯学習センター管理費180万6,000円。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目耕地災害復旧費700万円。

2項1目公共土木施設災害復旧費27万6,000円。

それでは、2ページのほうにお戻りください。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

なお、質問する場合はページ数と節を申し出てください。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 21ページをお開きください。4目の12節で定期予防接種委託料でありますけれども、これ、新たにできた、できたというか、新たに国から来た事業なのかを教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） こちらのほうはコロナワクチンのほうになります。当初予算では、令和6年度と同じ、1人当たり3,500円を計上しておりました。今年の4月になって、令和6年の国の補助が8,300円あったのですが、4月に国の補助がないということが通知がありまして、コロナワクチンも値上がりしまして1万5,600円となって、そうすると自己負担額が1万2,100円となることから、ちょっと補助額というか、そこを引き上げて半分の7,800円になるように、1人当たり4,300円をプラスした形で計上しております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかに。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 27ページのスクールバス運行管理費なのですが、1,360万円減となっていますが、スクールバス購入は行わなかつたのでしょうか。その差額はどうなつたのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） こちらにつきましては、今年度、スクールバス7号車、肘折線の購入について準備しておりましたが、4月に入りまして業者の方から、4輪駆動のマイクロバスについてはモデルチェンジのためしばらく販売を行わないという通達がありました。それで、もう販売が開始されたのですけれども、年度内にその納品ができないということでございまして、県のほうにその旨を相談したところ、年度内中に納品にならないものは補助対象にはできないということでしたので、今年度の購入は取りやめとさせていただきました。来年度改めて補助金申請を行うとともに、予算につきましては再計上させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ということは、来年度は申請をして、補助金申請もしてということで、恐らく大丈夫だとは思いますが、そういう方向だということですね。分かりました。

○議長（佐藤 勝君） 羽賀教育課長、どうぞ。

○教育課長（羽賀明美君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） 15ページの総務管理費の地域活性化補助金なのですが、その内容をお願いします。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらにつきましては、1世帯3,000円の商品券をお配りするよ

うな計画をしております。こちらは物価高騰対策ということで、国からの交付金が来ておりますので、それに対応して行うものでございます。

商品券の発送時期につきましては、9月下旬から10月上旬にかけてということで今のところ計画しているところでございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君。

○6番（加藤忠己君） 1世帯3,000円ですね。何かと組み合わせてもっと金額を大きくして配ってからのほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらについては、国からの交付金が残念ながら360万円ほどとということで非常に少ない金額となっておりますので、その金額にさせていただきました。ただ、大蔵村の独自交付金として升玉水力発電所の商品券を同時に配りして、使いやすいようにしたいなというふうに今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） また27ページなのですが、消防設備の工事請負費で120万円なのですが、これ、以前から工事ということでやっていたのですが、この経過をちょっとお知らせ願いたいのと、ここで120万円追加補正したということは、どういうふうな状況なのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 肘折地区の防火用水送水管の補修工事の件ですが、今までの経緯ということで、私が担当した頃なので、恐らく10年ぐらい前からその水路の老朽化が始まっています。それで、その都度修理してきました。やはりそこが修理して強くなると、弱いところに圧力がかかってしまってそこが壊れるということで、いたちごっこのような形で、結構、何でいうかな、毎回というか、数多く今まで工事費として計上させていただいております。

このたびの工事に関しては、上流のほうの配管の老朽化により破損しまして、今水が通っていない状況です。これから防火用水といえど、冬場の消雪なんかでも一部使っているというお話を聞きますので、冬になる前に修理して快適に使っていただくと、あとは防火・予防で使うということで、今回計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○ 7番（佐藤雅之君） これは数年前から割と懸案になっていたわけなのですが、直ったかなと、工事完了したかなと思ったのですが、また新たにどこかにむねがかかるて新たなところで破損があつて、それを工事するということなのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 議員仰せのとおり、配管が塩ビパイプの、大体直径が20センチぐらいの塩ビパイプでつながっている水路というか用水の手當でございまして、やはりそれぞれ老朽化で、直したところは強くなるが、残ったところはちょっと弱くなっちゃつて、先ほど申し上げたとおり、いたちごつこのように工事が続いているというような状況であります。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○ 7番（佐藤雅之君） なかなかやむを得ないというか、難しいところだと思うのですが、そうすると今後も同じようなことが引き続きなつて、抜本的には解決しない状況なのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 一度抜本的な改修ということで計画したところでございます。ただし、上流のほうのいわゆる目に触れるところに關しましては把握できるのですけれども、実は吐き出し口が結構まちの中にございまして、そこまでの経路を、昔の図面、かなり古い工事だったらしくて、当時の図面等が残っておらず、その計画すら立てることができないというような実情でございます。なので、その地中に埋まっている部分の住宅を通っている配管の部分に關しては、まだ今までのところ、若干の詰まりはあつたんですけども、水が通る状態ですので、いわゆる見える部分の補修を繰り返している状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかに。須藤敏彦君。

○ 3番（須藤敏彦君） 29ページの14節農業用施設災害復旧工事というのは、場所はどこですか。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちらにつきましては、昨年度から実施している上竹野用水路の工事でございます。昨年度被災した後、工事中にまた状況が悪くなりまして、結局、最終的に仮設という形で終わらせたところ、本復旧のめどがつきましたので、このたび補正させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） まず、今年の農作業が終わってから、今年の秋に完成するということでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） これから農政局のほうに、事業の重要変更の申請をしますが、今現在しておりますが、その重要変更が通り次第、発注したいと思っております。議員おっしゃるとおり、農繁期はちょっとできませんので、それが終わってからの発注、できれば雪が降る前に完成したいというふうなスケジュールで動いております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勝君） ほかに。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 24ページをお開きください。8款の土木費で道路橋りょう費とか道路新設改良費の財源内訳について、これ、どういう意味だろう、教えてもらいたいのですけれども。起債事業というのはなくなつて、新たに自主財源で、一般財源でやるという、これ、どういう意味だか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらにつきましては、地方債のほうも申請をしております。ただ、今のところ第1次配分として県のほうから配分になつていていた金額が、その分が満たなかつたものですから、その分減額して計上しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 後ほどは起債事業に載せられるということでいいですか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらにつきましては、今後、2次配分で県のほうからどのくらいの額が来るかということになりますので、今のところどうなるのかはつきり申し上げることはできませんので、もし配分なつてきたらまた補正ということで、増額補正させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） もし配分が少なかつたら、これはこれからどういう事業をするかもよ

っとまだ分からぬのですけれども、事業が縮小するとか、今年しないとかという可能性ってあるのですか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 地方債が減額になった場合、一般財源のほうで手当てしておりますので、今のところ歳出予算を組んでいる部分については、その一般財源でということで考えております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかに。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決します。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第70号 令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第10、議第70号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第70号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）。この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に240万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,981万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） それでは、32ページをお開きください。

議第70号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,981万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

38ページをお開きください。

歳入になります。

1款診療収入1項外来収入3目後期高齢者診療収入186万3,000円。4目一部負担金20万7,000円。

4款1項1目繰越金33万円。

次のページをお開きください。

歳出です。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費240万円。

32ページにお戻りください。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 41ページをお開きください。

この需用費で医薬材料費140万円計上になっていますけれども、前も医薬材料費について質問したときに、計画的に購入しているという話だったのですけれども、これだけ補正するということはやはり何かこう、計画に合わなかつたことがあったのか、そういう事情があれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤勝君） 中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） こちらに関しては、歯科の部分でブリッジ義歯、入れ歯というか、そちらのほうの医薬材料費が高騰してしまって、その分補正という形になっております。（「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（佐藤勝君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第71号 令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第11、議第71号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第71号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に1,090万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,701万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） それでは、補正予算書の44ページをお開きください。

議第71号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,090万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,701万9,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

50ページをお開きください。

歳入です。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料149万2,000円。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金390万4,000円。

2項国庫補助金2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1万2,000円。

3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）9万5,000円。

4款1項支払基金交付金2目地域支援事業交付金25万3,000円。

5款県支出金2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）6,000円。2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）4万8,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5万4,000円。

次のページをお開きください。

2項基金繰入金1目介護保険介護給付基金繰入金1,124万6,000円の減。

8款1項1目繰越金1,628万7,000円。

次のページをお開きください。

歳出です。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費150万円。2目地域密着型介護サービス給付費、こちらは財源内訳の変更です。3目施設介護サービス給付費300万円。6目居宅介護サービス計画給付費50万円。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費122万3,000円。5目介護予防サービス計画給付費50万円。

4項高額介護サービス等費、次のページをお開きください。1目高額介護サービス費、こちらは財源内訳の変更です。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費、こちらも財源内訳の変更です。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費100万円。

2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費4万8,000円。

次のページをお開きください。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費24万8,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金2,000円。2目償還金288万4,000円。

44ページにお戻りください。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 45ページの補正表を見てもらいますと、繰越金が1,600万円入っている

ので、何でこの他会計から繰入金って、54万円ですかとあるのかなと、要らないんじやないかなと思うのですけれども、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） こちらにつきましては、村負担金分というのもございますので、そちらのほうをルール上、繰り入れなければならぬことになっております。（「すいません。ありがとうございました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかに。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第72号 令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第12、議第72号令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第72号令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額に270万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,940万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） それでは、補正予算書の62ページをお開きください。

議第72号令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,940万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、68ページをお開きください。

歳入になります。

1款1項後期高齢者医療保険料2目普通徴収保険料243万7,000円。

4款1項1目繰越金17万6,000円。

5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金8万7,000円。

次のページをお開きください。

歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金270万円。

62ページにお戻りください。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第73号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第13、議第73号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第73号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、業務の予定量につきましては第2条に、収益的収入及び支出については第3条に、資本的収入及び支出については第4条に、企業債については第5条に、議会の議決を経なければ流用することができない経費については第6条に、他会計からの補助金については第7条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課課長補佐に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 今井地域整備課補佐より議案の詳細説明を求めます。

なお、その際、先ほどの伊藤議員からの質問の説明もよろしくお願いいたします。今井地域整備課課長補佐。

○地域整備課課長補佐（今井啓之君） 先ほどの伊藤議員の御質問についてお答えいたします。

四ヶ村の水源地、クラックが入っているところかということなのですけれども、クラックの入っているところでございます。後方にクラックのほかにちょっと少し崩れとかもあります。工法については現在検討中でございます。

以上であります。

それでは、補正予算書の74ページをお開きください。

議第73号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、清水堰地区導水管敷設替工事。既決予定量1,600万円、補正予定量600万円、計2,200万円。

水道施設クラウド監視設備導入事業、既決予定量6,600万円、補正予定量313万円、計6,913万円。

第3条及び第4条につきましては、実施計画書で御説明させていただきますので、82ページをお開きください。

令和7年度大蔵村簡易水道事業補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出。

収入でございます。

1款水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計繰入金87万5,000円の減。

支出。

1款水道事業費用 1項営業費用 2目配水及び給水費200万円。 4目総係費287万5,000円の減。

資本的収入及び支出。

収入。

1款資本的収入 2項 1目企業債750万円。

4項補助金 1目国庫補助金163万円。

支出。

1款資本的支出 1項建設改良費 1目補助対象事業913万円。

75ページにお戻りください。

(企業債)

第5条 予算第5条中、起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、簡易水道事業債、補正前限度額1,960万円、補正後の限度額2,640万円。

過疎対策事業債1,700万円、補正後の限度額1,770万円、合計3,900万円。補正後が4,650万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中、「1,610万1,000円」を「1,623万4,000円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中、「1億1,940万7,000円」を「1億1,853万2,000円」に改める。

令和7年9月2日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 83ページをお開きください。

一番下のほうの上ですけれども、清水堰地区導水管敷設替工事に関しては、専決でしたんですね。それでもう既に補正、その辺の経緯について教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 今井地域整備課課長補佐。

○地域整備課課長補佐（今井啓之君） 当初の計画で上げておりました……すみません、清水浄水場の深井戸の情報ケーブルを新たに設置する必要があったため、今回は増額補正となっております。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 74ページの、ちょっと一般的な話なのですが、第2項の営業外収益とあるのですけれども、他会計繰入金も営業外収益の1つをなして今回減額になるわけですが、それ以外に営業外収益ってちょっと思いつかなかったのですが、当初の予算で聞けばよかったです。それでしきりに営業外収益に分類されるのでしょうか。ちょっと慣れていないものですから、この見方。

○議長（佐藤 勝君） 今井地域整備課課長補佐。

○地域整備課課長補佐（今井啓之君） すみません、後で確認してお答えいたします。

○議長（佐藤 勝君） それでよろしいですか。（「そうですね、はい。そのようにします」の声あり）

ほかに。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第74号 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第14、議第74号令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第74号令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）。

この議案は、下水道事業会計歳入歳出補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、議会の議決を経なければ流用することができない経費については第3条に、他会計からの補助金については第4条に記載のとおりでございますので、詳しい内容につきましては、地域整備課課長補佐に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 今井地域整備課補佐より議案の詳細説明を求めます。今井地域整備課課長補佐。

○地域整備課課長補佐（今井啓之君） 補正予算書86ページをお開きください。

議第74号令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条につきましては、実施計画書で御説明させていただきますので、94ページをお開きください。

令和7年度大蔵村下水道事業補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出。
収入でございます。

1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計繰入金54万8,000円。
支出でございます。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費55万円。6目総係費2,000円の減。
86ページにお戻りください。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条中、「790万1,000円」を「778万5,000円」に改める。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中、「1億2,443万2,000円」を「1億2,498万円」に改める。
令和7年9月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。

明日9月4日と明後日9月5日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会としたい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤勝君） 異議なしと認めます。よって、9月4日と9月5日の午前中は、決算審

査特別委員会のため本会議を休会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月5日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会

令和 7 年 9 月 5 日 (金曜日)

第 3 回大蔵村議会定例会会議録
(第 3 日目)

令和7年9月5日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	海藤邦夫君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	佐藤勝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	岡部雅人君
健康福祉課長 診療所事務長	中島輝美君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
総務課課長補佐	門脇毅君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

地域整備課課長補佐

三 原 伸 也 君

教育課課長補佐

八 鍬 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐 藤 信 一 君

議事日程 第3号

令和7年9月5日（金曜日） 午後1時00分 開議

第 1 決算審査特別委員会付託の議案

議第55号 令和6年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

議第56号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第57号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議第58号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第59号 令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第60号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計決算認定について

議第61号 令和6年度大蔵村下水道事業会計決算認定について

第 2 議員派遣の件

追加日程第1 議第75号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 00 分 開議

○議長（佐藤 勝君） 昨日と本日午前中の決算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 決算審査特別委員会付託の議案

○議長（佐藤 勝君） 日程第1、決算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第55号から議第61号までの決算関係議案7件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 御報告申し上げます。

去る9月2日の本会議において、当決算審査特別委員会に付託されました決算関係7議案の審査結果は次のとおりであります。

議第55号令和6年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第56号令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第57号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第58号令和6年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計決算認定について、議第61号令和6年度大蔵村下水道事業会計決算認定について、この7議案について慎重に審査した結果、いずれも適正と認め原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勝君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

議第55号から議第61号までの決算関係議案7件について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議第55号から議第61号までの決算関係議案7件については、委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり認定されました。

日程第2 議員派遣の件

○議長（佐藤 勝君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

事務局職員から朗読させます。事務局職員、どうぞ。朗読お願いします。

○事務局長（佐藤信一君） 議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

1 最上地域市町村議会議員研修会

目的 日々変化する地方自治の課題の解決に向け、最上地域内各市町村議員で共用し研さんする

派遣場所 金山町 農村環境改善センター

期間 令和7年10月24日金曜日

派遣議員 議員10人

2 山形県町村議会議員研修会

目的 議員の識見を高め、新たな行政需要への対応に資する

派遣場所 山形市 山形国際交流プラザ

期間 令和7年10月27日月曜日

派遣議員 議員10人

以上でございます。

○議長（佐藤 勝君） お諮りいたします。

ただいま事務局職員朗読のとおり、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

ここで休憩します。

休憩

再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、会議を続けます。

ここで日程の追加について、お諮りいたします。

ただいま加藤村長から議第75号の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議第75号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議第75号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（佐藤 勝君） 追加日程第1、議第75号教育委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） ただいまは追加日程を御承認いただき、ありがとうございます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第75号教育委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、教育委員会委員の林 文枝氏が令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、大蔵村大字合海5番地、皆川文子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第3回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員